



IMFを通じた日本の技術支援活動等に関する年次報告書

2010年度



IMFを通じた日本の技術支援活動等に関する年次報告書

2010年度

目次

SA—2010年度 年次報告書	1
IMF—目的と活動	1
IMFの技術支援：需要と供給	2
JSAが支援する活動	4
拠出額の水準	4
日本—IMFコンサルテーション（年次協議）	5
活動範囲	5
技術支援及び関連活動	6
プロジェクト及びプログラムの申請と承認	8
プロジェクト及びプログラムの評価と審査	8
コミットメント	14
地域別の資金配分	15
分野別の資金配分	16
JSA資金による技術支援の実効性	16
アジア太平洋地域事務所	19
域内の経済・金融発展のモニタリング	20
地域統合及び協力に関する進展の評価と論点	20
アウトリーチ及びキャパシティ・ビルディング	20
日本・IMFアジア奨学金プログラム	21
博士号取得のための日本・IMF奨学金プログラム	22
添付資料	
1A.2010年度に承認されたJSAによる技術支援のプロジェクト	31
1B. 2010年度に完了したJSAによる技術支援のプロジェクト	65
2. JSAに関する日本とIMFの合同評価視察について	124
3. JSA2010年度財務諸表	128
Box	
1. IMFの技術支援における中心的分野	2
2. IMF研修所カリキュラムのアジアのニーズへの対応	4
3. リベリアにおける税務行政支援	9
4. 各国のマクロ経済統計における変化の現れ	10
5. モルドバ国立銀行における金融政策分析及び予測能力の強化	12
6. 金融安定性の回復に関するセミナー — 法的対応	13

表

1. 日本のJSAへの拠出状況（1990年度～2010年度）	7
2. JSAの年間コミットメント（1993年度～2010年度）	15
3. JSAの地域別年間コミットメント（1993年度～2010年度）	17
4. JSAによる技術支援の受益国・機関（上位10位）（1993年度～2010年度）	18
5. JSAの分野別年間コミットメント（1993年度～2010年度）	19
6. 日本・IMFアジア奨学金プログラム…国別、出身機関別構成 （1993年～2009年）	25
7. 博士号取得のための日本・IMF奨学金プログラム …奨学生の出身国/地域構成（1996年～2010年プログラム）	27
8. 博士号取得のための日本・IMF奨学金プログラム …大学別奨学生数（1996年～2010年プログラム）	27
9. 博士号取得のための日本・IMF奨学金プログラム …1996年～2006年プログラム卒業生の就職状況	28

図

1. IMFの現地での能力育成に占めるJSAの割合（2000年度～2010年度）	6
2. 日本の技術支援に対する年間拠出額（1990年度～2010年度）	6
3. JSAの年間コミットメント額	16
4. JSAによる技術支援の地域別配分（2010年度）	18
5. JSAによる技術支援の分野別配分（2010年度）	19

四捨五入により、構成数値と合計値の値に若干の誤差が生じています。
ドルは米ドル表示。

JSA—2010年度 年次報告書

1990年、日本政府は、IMF加盟国のマクロ経済及び構造調整プログラムの策定、実施、維持機能強化のためにIMFが行う技術支援に対して資金的支援を行うことに合意した。それ以来今日まで、日本はIMFの技術支援及び研修活動に対する最大の拠出国である。これに加え、日本は2つの奨学金プログラムとIMFのアジア太平洋地域事務所による特定の活動に対しても資金支援を行っている。

2010年4月まで、日本の拠出は、特定活動にかかる日本管理勘定、及び博士号取得のための日本—IMF奨学金勘定を通じて行われてきた。2010年4月、IMF理事会は、外部資金管理のための新規枠組みアカウント（SFA）¹の下、新たに特定活動にかかる日本管理勘定（JSA）をサブアカウントとして設けることを承認した。このことにより、日本は、影響力が大きく認知度の高い包括的な技術支援プログラムに対して資金支援を行うと同時に、また各種経費に関してさらに透明性の高い報告を提供をすることが可能となった。この新しいJSAは、日本によるキャパシティ・ビルディングへの資金提供をすでに開始しているが、従来の特定活動にかかる日本管理勘定についても、現在実施中のプロジェクトが完了するまでは維持される。以降、「JSA」とは、従来の特定活動にかかる日本管理勘定及び新たな制度における特定活動にかかる日本管理勘定の双方を意味する。

この報告書では、IMFとその活動、特にそ

¹ 新規枠組みについては、<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2009/030409.pdf> を、新規枠組み下での日本サブアカウントの設立については、<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2010/040510.pdf> を参照のこと。

の技術支援活動について最初に紹介する。さらに、JSAの範囲及び目的、技術支援の規模及び利用状況、並びに、技術支援活動及び奨学金プログラムに対する評価を、2010年度の活動に焦点を絞って詳しく説明する。²

IMF—目的と活動

IMFは、現在187の加盟国から構成されており³、国際的な資金協力、為替の安定、秩序ある為替取極の促進、国際収支困難に陥った国への短期的な資金支援、そして持続可能な経済成長の促進を目的として1946年に設立された。これらの目的を達成するため、IMFはサーベイランス、金融支援、技術支援という3つの機能を果たしている。

サーベイランスとは、IMFが加盟国との政策対話を維持しつつ、各国及び世界のマクロ経済状況について評価を行うプロセスである。IMFは定期的に、加盟国の為替レート政策について、4条コンサルテーションとして知られる経済政策の全体的枠組みにおいて評価を行っている。IMFは、さらに多角的なサーベイランス活動も実施しており、その結果の概要については、「世界経済見通し」（年2回発行）及び「国際金融安定性報告書」（年2回発行）に掲載される。

² 本報告書でいう年度は、IMFの会計年度を意味する。IMFの会計年度は5月1日から4月30日であり、本報告書は、2009年5月1日から2010年4月30日の活動を取り扱う。2000年度～2009年度の報告書は、IMFのURL：www.imf.org/external/pubs/ft/ta/index.asp において閲覧可能である。

³ 新規枠組みについては、<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2009/030409.pdf> を、新規枠組み下での日本サブアカウントの設立については、<http://www.imf.org/external/np/pp/eng/2010/040510.pdf> を参照のこと。

金融支援とは、国際収支困難にある加盟国が、金融及びマクロ経済における安定、さらに持続可能な経済成長に必要な状況を回復できるように支援するための融資である。IMFが提供する金融支援により、これらの国においては、貿易上の制限を実施することなく、外貨準備の再構築、通貨の安定化、輸入に対する継続的支払いを行うことが可能となる。IMFは様々な形態により、加盟国に対して支援を提供している。これには、低所得国に対する譲許的支援及び債務削減が含まれる⁴。

技術支援とは、加盟国における人的・組織的能力の強化、効果的なマクロ経済及び構造的政策の策定・実施を支援する目的でIMFが提供する専門知識及び研修である。技術支援

⁴ IMFの金融支援プログラムに関するさらに詳しい情報については、URL: www.imf.org/external/np/exr/facts/howlend.htmを参照。

は、財政政策・運営、金融政策や財政システム、マクロ経済統計、及び金融統計など、IMFが専門とする分野に提供される。IMFによる技術支援の中心的分野については、後述のBox 1に示すリストを参照願いたい⁵。

IMFの技術支援：需要と供給

IMFの技術支援は、1960年代はじめにアフリカとアジアの新興独立国の要請を受けて実施したのが最初である。1980年代半ばまでに、技術支援に投入される資源は大幅に増えた。さらに、IMFの加盟国の増加と世界中の多くの国が市場経済へ移行するのに伴い、IMFの技術支援活動は1990年代初めに急速に拡大するに至った。1990年代末には、経済危機の影響を受けた国に対して相当の技術支援の資

⁵ IMFの技術支援に関する追加情報は、www.imf.org/external/np/exr/facts/tech.htmを参照。

Box 1：IMFの技術支援における中心的分野

財政政策及び管理

租税政策
租税及び関税行政
歳出政策
予算編成及び歳出管理
財政管理
財政の地方分権

マクロ経済統計及び金融統計

複数部門の統計
国際収支及び対外債務統計
政府財務統計
通貨・金融統計
国民経済計算及び物価統計
データ公表基準

金融政策及び金融システム

中央銀行業務及び通貨体制
通貨及び為替政策の運用、公的債務の管理
通貨、国債及び外国為替市場に特に重点を置いた金融市場開発
為替システム及び通貨交換性
決済システム
銀行監督及び規制
銀行再編及び銀行のセーフティネットの整備
マネーロンダリング対策／テロ資金対策(AML/CFT)

源を拠出し、紛争から回復しつつある国のニーズを満たす必要性が生じたため、その需要はさらに高まった。

何年にもわたり、IMFの技術支援プログラムは、多くの新たなイニシアティブに応じることが求められ、これらは、IMFの資金に対する需要を全体的に変えるものであった。このような進化の一端として、IMFの資金は各国における、マネーロンダリング対策及びテロ資金対策（AML/CFT）に向けた能力強化への取り組み、金融、財政及び統計の管理に関する国際的な基準・規範の採用及び遵守、低所得国における貧困削減策の策定・実施、並びに重債務貧困国（HIPC）における債務削減プログラムの策定・運営及び貧困削減のための支出を効果的に追跡するための歳出管理強化などの支援に充てられてきた。

IMFの技術支援は、主に財政局、金融資本市場局、統計局、及び法律局によって実施されるが、技術支援に関する総合的な施策方針及び同支援の調整については、技術支援管理室（OTM）がIMFの他の部局と協議の上で対処している。また、当分野におけるIMFの業務に関する外的資金の調達及び管理も、OTMが担当している。

技術支援は様々な形態で実施される。IMFが本部からスタッフを加盟国に派遣し、特定の問題について政府関係者に助言を行う形態のほか、短期・長期専門家を派遣する場合もある。研修は、基本的にはIMF研修所が、本部、各受益国、及び地域研修機関⁶において

⁶ IMFが他のドナー及びホスト国政府と共同スポンサーになっている地域研修機関/プログラムは次の7件である：オーストリアのウィーン研修所、シンガポールのIMFシンガポール地域研修所、アラブ首長国連邦・アブダビにおけるIMF—アラブ通貨

実施する。2010年度にJSA出資によりIMFが実施した研修の詳細については、Box 2を参照されたい。

1993年以降、IMFが地域技術支援センター（RTAC）を通じて行っている技術支援は徐々に増加している。現在、計7カ所のRTACが機能しており、直近では、2009年6月にグアテマラのグアテマラシティに中米・パナマ・ドミニカ共和国地域技術支援センター（CAPTAC-DR）が開設されている⁷。技術支援のこうした地域主導アプローチの経験は非常に積極的に活かされており、IMFは近い将来、アフリカに2カ所、中央アジアに1カ所、計3カ所の地域事務所を新たに設置する計画である。IMFは、加盟国に対する技術支援活動及び研修に年間運営予算の25%を直接拠出している。技術支援の大部分はIMF独自の財源で行われているが、この数年は、特に、TA分野において二国間ベース及び国際機関を通じたマルチベースでの外部資金が増加している。2010年度においては、こうした外部資金が、現地で実施される技術支援の3分の2

基金地域研修プログラム、チュニジア・チュニスにおけるアフリカ合同パートナーシップ、中国・大連における中国—IMF合同研修プログラム、ブラジル・ブラジリアにおけるラテンアメリカ合同地域研修センター及びインド・ブネにおけるインド—IMF合同研修プログラム。

⁷ 7カ所の地域技術支援センターとは、3カ所のアフリカ地域技術センター（ガボンのリブレビルを拠点とする中央AFRITAC、タンザニアのダルエスサラームを拠点とする東AFRITAC、マリのバマコを拠点とする西AFRITAC）、グアテマラのグアテマラシティを拠点とする中米・パナマ・ドミニカ共和国地域技術センター（CAPTAC-DR）、バルバドスのブリッジタウンを拠点とするカリブ地域技術支援センター（CARTAC）、レバノンのベイルートを拠点とする中東地域技術支援センター（METAC）、フィジーのスバを拠点とする太平洋金融技術協力センター（PFTAC）である。

Box 2 : IMF研修所カリキュラムのアジアのニーズへの対応

長年にわたり、IMF研修所のカリキュラムではマクロ金融リンクに重点が置かれてきた。昨今の世界経済危機、及びそれに関連する世界の金融システムの回復力強化に関する政策議論において、危機後のマクロ経済や金融の全体状況に十分に対応できるカリキュラムを提供することの重要性が指摘されてきた。IMFのシンガポール地域研修所（STI）は、アジア太平洋地域の新興市場経済の成熟度の高まりを受け、こうした観点から域内のニーズに適応したカリキュラムを提供することに特に配慮している。こうした課題に対処するため、最近のSTIのカリキュラムは実務的な研修に力点を置き続けており、論理的説明をケーススタディやワークショップにおける実際の経験と組み合わせた内容となっている。IMFの研修プログラムとしてのSTIに対するJSAの資金支援は、アジア太平洋地域の加盟国のニーズに応える研修の提供を目指した取り組みを支える上で、重要な役割を果たしている。JSAは、STIに派遣されている2名の長期専門家の経費について、長年にわ

たる資金支援を行っている。

STIのカリキュラムは、マクロ金融分野における研修ニーズに様々な方法で対応している¹。カリキュラムの常設コースでは、経済政策立案ツールとしての金融分析技術、金融デリバティブや金融の証券化がもたらす課題への対応、ミクロ/マクロ・プルデンシャル規制の役割などに重点を置いている。金融市場分析に関するコースのほか、さらに高度な金融市場や新たな金融商品に関するコースも約10年前から導入されており、金融市場の変化に応じてその都度内容が見直されてきている。最近では、これらに加えて住宅ローン市場、証券化、ストラクチャード・ファイナンスなどのコースが用意されている。

これらのコースと併せて、様々なマクロ政策のコースが設けられている。従来からの、通貨・

¹ このBoxで紹介したコース及びIMF研修所カリキュラムのその他のコースの詳細については、IMF研修所のURL：<http://www.imf.org/external/np/ins/english/index.htm>を参照。

を超えている⁸。近年二国間ベースもしくは国際機関を通じたマルチベースの資金提供がかなり増加しているが、依然として日本は外部資金の最大拠出国の一つである。2010年度におけるJSAの拠出は、外部資金全体の4分の1近くにまで達し、現地において提供されるIMFの技術支援の7分の1以上を占めている。2000年度から2010年度までのIMFの能力強化に占めるJSAの割合は図1のとおりである。

⁸ 技術支援に関するIMF本部での活動（例えば、本部での技術支援、政策立案・研究、評価、管理、運営など）は、IMF独自の財源でまかなわれている。

JSAが支援する活動

拠出額の水準

1990年以降、日本は合計約3億5,200万ドルの拠出を行っており、そのうち、3億2,100万ドルは技術支援プロジェクト及びプログラム並びにアジア太平洋地域事務所の活動に、そして3,100万ドルはアジア奨学金プログラムに充てられている。これに加えて、1996年以降、日本は博士号取得のための奨学金プログラムにも約2,100万ドルの貢献を行っている。1990年度から2010年度までの技術支援、そして2つの奨学金プログラムへの年間支援額

為替政策、マクロ経済運営、金融セクターの課題などに関するコースでは、通貨・金融の安定化のためのマクロな枠組みの設計に重点が置かれている。一方、比較的新しい、金融安定化のための経済政策のコースでは、昨今の金融危機における教訓が模索されており、マクロ経済的要因とその帰結、金融市場や銀行システムのストレスに対する政策対応などが議論されている。

STIのプログラムでは、通貨・金融セクターの課題をさらに深く掘り下げる専門的なコースが開設されており、金融健全性指標、リスクベースの監督、問題を抱える銀行のための有効な法的枠組みの設計、中央銀行業務及び金融セクターの法的枠組みになどがテーマとされている。さらに、金融セクターにおいて重要な役割を担う統計の枠組みについても、様々なコースが開設されている。

マクロ経済コースは、ファイナンシャルプログラミング・金融政策のような長く続くコースや、比較的新しいマクロ経済診断などを幅広く含んでいるが、これらのコースの中でもマクロ

の金融の結びつきに注目し、公的債務と対外債務の持続可能性のような、密接に関連する課題を取り上げている。

IMF研修所は、カリキュラムの作成に際して、IMFの他部局、加盟国、関係機関（アジア開発銀行、国際決済銀行、東南アジア中央銀行研修所など）からのインプットを大いに参考にしている。2010年1月、STIは、各国の中央銀行と財務省所属の職員研修担当の幹部職員を対象とする地域レベルの会合を開催した。この会合には在シンガポール日本大使館の幹部職員も出席したが、その協議では、研修プログラム全般の重要性の向上、特に、変化するニーズにいかに対応してきたかがテーマとなった。

各国の参加者は、STIにおける研修テーマでより多く取り上げるべきと考える分野、すなわち金融セクターにおける分析・政策立案に関わるテーマなどについて、重要なインプットを提供した。この会合は、STIの研修活動に対する日本の支援の認知度を高める貴重な機会となった。

は表1のとおりである。図2は、JSAの下での技術支援に対する年間拠出額の推移を示している。

日本—IMF コンサルテーション (年次協議)

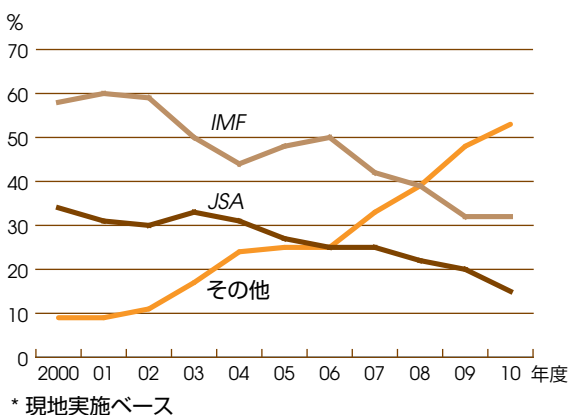
IMFと日本政府は、定期的にコンサルテーション（年次協議）を行っており、最近では2010年4月に正式会合が開かれた。コンサルテーションでは、(i)JSAの出資により提供される支援の実効性、(ii)JSAが今会計年度及び次年度に重点を置く地域・領域、(iii)プロジェクトのコスト見積もり、(iv)日本のJSAへ

の拠出見通し、(v)日本政府とIMFが視察を行う相手国、(vi)今後起こり得る問題点が協議される。さらに、このコンサルテーションは、IMFの技術支援プログラム全般について協議する場を提供している。また、IMFのスタッフが適宜来日し、JSA及び関連する問題について日本政府と詳細な協議を行う。

活動範囲

日本は、4つの活動分野に対してグラントで資金を拠出している。最も多くの資金が投入されているのが、IMFの加盟国に対する技術支援とその関連活動である。1997年以降日

図1. IMFの現地での能力育成に占めるJSAの割合 (2000~2010年度)



本は、東京に設置されたIMFアジア太平洋地域事務所が実施する、アジア太平洋地域におけるIMFの特定の活動に対して支援を提供している。また、日本政府は2つの奨学金プログラムにもグラントによる支援を行っている。一つは、「日本—IMFアジア奨学金プログラム」(The Japan-IMF Scholarship Program for Asia)であり、もう一つは、「博士号取得のための日本・IMF奨学金プログラム」(The Japan-IMF Scholarship Program for Advanced Studies)である。

技術支援及び関連活動

JSAの資金は、柔軟に運用され、短期及び長期の技術支援専門家の経費と、セミナーや

ワークショップ実施の経費に充てられる。さらに、2010年4月以降JSAの資金は、SFAの枠組みの下、IMF本部によるプロジェクトの品質管理や運営、及び診断的ミッションに伴う経費にも充てられており、規模の大きなプログラムに基づいた技術支援・介入に優先的に使われている。また、JSAの資金が使われる専門家は日本人に限定されてはいないが、可能な限り日本人専門家の採用も考慮されている。日本政府はアジア太平洋地域及び中央アジアにおける技術支援への拠出に重点を置いているが、JSAは世界のすべての地域における技術支援を対象としている。また、日本政府は、IMFの技術支援方針との整合性を図り、経済改革の実施に積極的で、かつ、良好なトラックレコードを築いている国を優先的に支援している。

図2. 日本の技術支援に対する年間拠出額 (1990年度~2010年度)

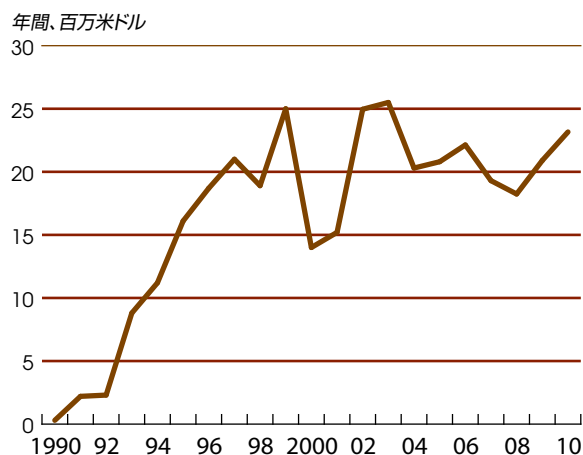


表1. 日本のJSAへの拠出状況（1990年度～2010年度）

(年間、百万米ドル)

	1990- 2000年 度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	1990- 2010 年度合計
JSA	138.5	15.1	25.0	25.5	20.4	20.8	22.1	19.3	18.2	20.9	7.8	333.7
技術支援 ¹	131.9	13.7	22.6	22.8	17.6	18.3	19.4	16.9	15.6	18.6	7.3	304.8
日本・IMFアジア奨学金 プログラム	6.6	1.4	2.3	2.7	2.7	2.6	2.7	2.4	2.6	2.3	1.0	28.9
博士号取得のための日本・ IMF奨学金プログラム	5.6	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.6	0.1	19.3
JSA-SFA											19.1	19.1
技術支援 ¹											15.4	15.4
日本・IMFアジア奨学金 プログラム											2.3	2.3
博士号取得のための日本・ IMF奨学金プログラム											1.4	1.4

¹アジア太平洋地域事務所への活動に対する支援を含む。

JSAの技術支援プログラムは、低所得及び低・中所得国が成長推進政策を実施する上で必要な制度や能力の強化を支援することに主な重点を置いている。支援対象分野では、IMFの技術支援における優先順位を反映した形でJSA資金が活用される。Box 3からBox 6では、JSAが支援する活動の成功事例を紹介する。

2010年度、JSAは、特定のプログラムに対する資金支援を開始した。これらのプログラムは、プロジェクトによる従来のアプローチに代わるものであり、2011年度以降、JSAは、テーマに応じた幅広いアプローチ方法を

とることになる。また、このプログラムは、1カ国以上、及び1つ以上の技術支援によって、最長で3年間実施される。キャパシティ・ビルディングには時間を要するため、これらのプログラムによりアプローチする事で、受益国に対してこれまで以上に実質的な影響と確固たる成果をもたらす、ドナー国としての日本の認知度が高まることが期待されている。このプログラムによるアプローチでは、IMFは、専門家やIMFスタッフの専門知識を最大限に活用した、より包括的な技術支援計画を、関係国に対して策定することが可能となる。



石井詳悟 IMF アジア太平洋地域（OAP）事務所所長（前列左から2人目）及びスタッフ（東京）チャド・スタインバーグは写真撮影時不在。

プロジェクト及びプログラムの申請と承認

JSAの資金による活動は、IMFのサーベイランス・融資活動と各国の優先項目とをすり合わせるため、IMFの技術支援計画プロセスで厳しく調整が図られる。IMFは、各年度のはじめに、その年に検討を予定しているプロジェクト及びプログラムのリストを日本政府に提出する。このリストには、受益国とIMFが共有する改革目標を反映したプロジェクト及びプログラムが示される。その後、個別のプロジェクトの承認申請が月ベースで、個々のプログラムについては年ベースで日本理事室を通じて提出される。プログラムの開始に際しては、完了に至るまでのプログラムの全体計画と初年度の詳細な作業計画の承認申請が提出される。2年目以降については、翌年度の作業計画についてのみ承認申請を行う。

技術支援は、加盟国政府の要請により実施される。この要請は、関係するIMFの機能

局と地域局で検討された後、地域戦略ノート（RSN）に基づき優先順位が決定される。なお、この戦略ノートは、機能局と当事国との協議に基づき、各地域局が作成する⁹。RSNは、国及び地域に対するIMFの中期技術支援戦略を示す、計画立案の重要な要素で、資金分配の最適化、資金動員の計画、及び他の支援国・機関との調整を支援している。RSNの承認は、IMF能力育成委員会が行う。この委員会は、IMFの資金政策関連作業を取りまとめ、能力育成を図る資金の分配を担当するハイレベルな委員会である。

プロジェクト及びプログラムの評価と審査

プロジェクトの完了から3週間以内、IMFはプロジェクトに対する評価報告書を日本政府に提出する。IMFはプロジェクト完了後、支援を受けた機関に対し、アンケートに記入する形式でフィードバックを求める。このフィードバックについて検討を行い、技術支援の効果を高めるために改善すべき点を明確にした上で日本政府にも提出される。

プログラムに対しては各会計年度末に中間評価が実施され、中間アンケート調査の結果と合わせて日本に提出される。プログラムの完了から3カ月後に、全体の評価報告書とアンケート調査結果が提出される。

また、毎年、日本とIMFの合同ミッションが2～3カ国を訪問し、JSAプロジェクトの現地視察を行っている。これらの視察により、JSAの拠出金が現地でどのように活用さ

⁹ 地域戦略ノート（RSNs）は、技術支援における優先順位決定プロセスの強化に向けたIMFの取り組みの一環として2008年度に導入された。

Box 3：リベリアにおける税務行政支援

IMF財政局（FAD）は、2006年から2010年にかけて、技術支援のための診断的ミッションを行い、さらに、2007年から2009年にかけてはJSAの出資により専門家を現地に派遣し、リベリアにおける歳入行政メカニズムの再構築、及び歳入徴収の強化や貿易円滑化に大きく貢献した。

この間に歳入は大幅に増加し、主要組織の改革においても進展が見られた。FADが提案する戦略的方向性をリベリア政府当局が大筋で受け入れたこと、またJSAの出資により派遣された専門家による集中的なプログラムによって、リベリア内国歳入庁（BIR）が設立され、国内の税務行政と国際貿易を担当する関税局（BCE）が統合された。さらに、納税者をグループ分けした区分別のコンプライアンス戦略に再度重点が置かれ、高額納税者事務所（LTO）、及び普通・少額納税者事務所が設置された。キャパシティ・ビルディングでは、特にLTOの業務実績の強化につながる監査における能力強化にも協力した。関税については、高度な改革計画が実施された。

長年にわたる内戦からの復興期にあるリベリアには、行政制度や破壊されたインフラの再建に膨大かつ緊急のニーズがあり、歳入行政の再生もその一つであった。リベリアでは、歳入行政を担当する組織が分断されて効率性を欠いて

おり、業務は時代遅れな手作業で進められ、明確な改革戦略やプログラムも策定されていなかった。2006年のミッションでは、近代的なプロジェクト管理原則・実践を活用した段階的な改革に関する包括的なプログラムの概略が決定され、その後のミッションに向けた基盤が確立された。フェーズⅠは、統一的な税務行政を行うための組織構造改革、納税者のグループ分け（高額、普通、少額）によるコンプライアンスの強化、納税者識別番号の再整備などを含む運営システムの改善を目指すものであった。こうして基盤が整備されたことから、フェーズⅡでは、税務行政及び関税行政それぞれの機能性と効率性を大幅に高めることが目標とされた。

リベリアでは、歳入行政に対する技術支援に多大なニーズがあり、今後も継続的な取り組みが必要である。これまでに、今後の改革と組織再編に必要な基盤が整備され、税務・関税行政及び税務政策に関する能力は、域内各国に比肩する水準にまで向上している。ドナー国による強力な協働体制が継続することで改善に向けた懸命な取り組みが強化されており、その中でリベリア当局が明確な主体性や指導力を発揮している。リベリアに対しては、今後もJSAプログラムの下での支援が継続される（添付資料1A—「西アフリカ：戦略的財政管理の整備」を参照）。

れているか、日本政府当局は直接見聞できる。参加者は視察の期間中、JSAの支援により派遣されている専門家の業務に対する受益側当局の見解を査定する。また、視察においては、当局が支援を有効活用しているか、もしくは技術支援が改革プロセスに貢献しているかという点についても確認する。

IMFは、日本政府当局の要請を受け、JSAに関する評価を独立した外部機関に依頼した。この評価は三菱UFJリサーチ&コンサルティングが実施し、2010年2月に終了した（詳細については、「JSA資金による技術支援の実効性」の項を参照）。

Box 4：各国のマクロ経済統計における変化の現れ

マクロ統計に関するインフラとその作成能力は、IMFの多くの加盟国において不十分であり、紛争終結から間もない国の場合には、ほとんど存在しない状況にあった。これらの国では、政策立案に資する統計を作成するニーズは極めて大きく、急を要している。しかし迅速かつ、具体的な成果を挙げる上での障害・制約、すなわち脆弱な物理的・行政的インフラや、資金面、人材面における限界は極めて深刻である。IMF統計局（STA）は、JSAの出資を受け、これらの国における統計システムの整備におけるニーズに応えてきた。

目標達成には時間を要しているが、少しずつ、注目に値する明らかな成果が重ねられている。データ作成という当初の目標が達成された後、そのフォローアップに専門家が派遣されたことによって当該国の統計の全体的な質が向上し、国際的な水準に近づいている。その結果、国家間の比較をする際の統計の利用が高まっている。さらに重要なことは、自力でのデータ集計を目指した、集計における持続可能性の向上と統計編纂当局の能力強化が見られることである。

以下に紹介するのは、JSAが出資する技術支援における成功事例である。

東ティモール

東ティモールにおけるSTAの技術支援戦略の主目的は、政策立案に必要なマクロ経済統計作成における能力強化であり、最優先事項は、対外部門統計を政府内部で作成することであった。

2007年には、STAの提言を基に、対外部門統計の作成が銀行・決済当局（BPA）の所管となり、必要なデータの収集に法的根拠が与えられた。それを受け、STAは、対外セクター統計の整備を担当するBPAスタッフの支援にあたる、巡回専門家のためのプロジェクトの枠組みを2007年中頃に策定した。その後も専門家の派遣が続き、以下の注目に値する成果が得られた。

- 2008年12月、新たな海外直接投資（FDI）調査の結果を盛り込んだ、初の国際収支統計（BOP）（2006年～2007年、暫定版）が、詳細なメタデ

ータとともにBPAのウェブサイトを通じて公表された（<http://www.bancocentral.tl/en/main.asp>）。メタデータには、BPAによる短・中期的なデータ改善計画が示されている。

- 国際収支マニュアルに沿ったBOPの年次データが更新され（2008年～2009年）、BPAのウェブサイトに掲載された。四半期別BOP統計及び対外資産負債残高（IIP）の初の年次推計値が集計された（実験ベース）。
- BOPデータが、政府の経済・金融政策の立案に活用されている。
- 現在、ティモール海の排他的経済水域で操業する最大規模の石油掘削業者のFDIデータが収集されており、FDI企業の登録は定期的に更新されている。

基本的なBOPとIIPの推計値を作成する手法が用いられているが、既存のデータソースの限界に対処し、新たな「国際収支・対外資産負債残高マニュアル第6版」に示されるような最新の方法を実施するための取り組みが進むものと期待される。

フィジー及びバヌアツ

JSAの出資の下に任命されたPFTACのマルチセクター統計アドバイザーが、幅広い支援プログラムを提供しており、その一環としてフィジーとバヌアツにおいて、統計に関する具体的な成果が得られた。

フィジー統計局は、国際基準（国際収支マニュアル第5版）に従って、完全な四半期別国際収支統計を作成するようになり、誤差脱漏が大幅に減少した。四半期別IIP統計も作成されている。これらの統計は経済政策の担当者に、踏み込んだ内容の情報を提供している。

バヌアツでは、新たな基準に基づくさらに包括的な国民経済計算が作成された。バヌアツ統計局は、国民経済計算の基準年を2006年に更新し、現在の状況をより正確に反映させること、さらに、生産ベースと支出ベースのGDP推計値を算出し、経済政策立案における有用性を高めることに努めている。ソースデータの利用方法にも改善が図られ、国民経済計算は、1993年のSNA基準に基づくものとなっ

ている。

アフガニスタン

20年以上に及ぶ内戦の結果、アフガニスタンには、統計の作成能力がほとんど存在していなかった。中央統計局は存在したものの、統計の専門知識は時代遅れとなっていた。アフガニスタン中央銀行(DAB)は、通貨統計の作成再開を目指していたが、その取り組みには計画性が欠如し、成功の見込みは薄かった。さらに、商業銀行は旧来の会計システムを使用しており、そのことが貸借対照表の作成や通貨統計の作成を妨げる深刻な要因となっていた。また、商業銀行に対して、DABへのデータ報告を義務付ける法律も整備されていなかった。

過去3年間、通貨・金融統計の専門家がアフガニスタンに巡回派遣された結果、以下の成果が達成された。

- 現在、IMFの通貨・金融統計マニュアルに準拠した標準報告様式が作成されている。アフガニスタンの通貨統計は、国際金融統計(IFS)において月ベースで更新・公表されている。
- 2008年3月以降、IFSにアフガニスタンの国別ページが設けられている。DABは、IMFの専門家が開発した枠組みに基づき、IFSでの公表、及び金融・経済プログラムのモニタリングのための通貨・金融統計を作成・報告している。
- ソースデータが改善され、すべての銀行が、プロジェクトで開発された報告様式に基づいて、データを適宜提出するようになっている。
- DABでは、太陽暦ベースに加え、グレゴリオ歴ベースのセクター別貸借対照表の作成にも進展が見られる。現在、通貨・金融統計の編纂に使用されているDABの会計ソースデータは、DABにおける流動性管理と予測の一環である、月ベースの準備高管理表の作成や予測に役立っている。

政府財政統計(GFS)の分野では、財務省および中央統計局の職員を対象に2009年と2010年に実施したワークショップが成果をもたらしている。現在、アフガニスタン当局は、財政中央政府に関するGFSの月別データをIMFに提供しており、それらがIFSで公表されている。また、当局は、政府の他のセクターに関してもデータソースの改善を進めている。

コソボ及びモンテネグロ

2009年8月に実体経済セクター統計プロジェクトが開始される前は、コソボ及びモンテネグロの統計作成能力は低い状態にあった。両国では、新しく独立した統計担当部署を設立したものの、国民経済計算の推計値の算定に関してもスタッフは正式な訓練を受けておらず、また過去の統計の蓄積も不足していた。しかし、プロジェクト開始後わずか1年の間に具体的な成果が達成された。

モンテネグロでは、統計作成を担当する機関(モンテネグロ統計局(MONSTAT)、財務省、関税局など)の間でのデータ共有が大幅に強化されたが、これは、リソースが限られた国においては非常に重要である。国民経済計算の推計は、正確性と整合性を兼ね備えて改訂され、現在、MONSTATのウェブサイト上で閲覧可能となっている。また、非金融企業以外に対する新たな年次調査が実施され、2009年のGDPが集計されたが、これらは生産サイドからの実質GDPであった。貿易統計と物価統計の改善においても大きな進展が見られ、輸出入データの改訂が進められた結果、現在では、国別、商品別に時系列で整備されている。これらの新たな統計資料は公表されている。

コソボでは、IMFのアドバイザーの支援により、コソボ統計局は、2005年から2009年間の支出サイドからの実質GDPの集計・公表を進めている。家計の消費支出は、コモディティ・フロー法を使用して集計され、同じ方法が政府消費支出、総固定資本形成、総輸出にも適用された。現在では、月別の輸出入価格指標が定期的に公表され、他の実体経済セクターの統計の質も大きく改善した。

こうした様々な進展があるものの、多くの課題が残されており、継続的な技術支援が重要である。コソボ当局は、統計作成プロセスの維持・改善に関していくつかの課題を抱えており、人事異動に備えたスタッフに対する継続的な研修や、調査の実施に向けた追加的な資源が必要である。

Box 5：モルドバ国立銀行における金融政策分析及び予測能力の強化

2010年度、JSAの出資によってモルドバ国立銀行（NBM）に派遣されていた長期技術アドバイザー（LTA）の任期が延長された。このプロジェクトの目的は、NBMによる新たな金融政策の枠組みの運用に対して技術支援を提供し、予測・分析能力の強化、及び市民との定期的なコミュニケーションにより透明性の推進を図ることであった。いくつかの問題点はあったものの、全体としては、この技術支援は、NBMによる適切な金融政策の枠組みの採用・運用支援に大きく貢献するものであった。

モルドバ当局の最終目標は、物価の安定を金融政策の主目的に据え、NBMの基準金利を主要な政策手段とする新たな戦略の実現であった。JSAが技術支援に出資したことから、2009年12月にはこの新たな長期的戦略が公表され、2010年から実施された。新たな体制の信頼性を高めるため、NBM当局は、事前に定めたスケジュールに従って金融問題に関する月ベースの協議と、政策決定について説明するプレスリリースの公表を開始した。さらにNBMは四半期ベースで金融政策報告書を発表し、その中で、現在のマクロ経済状況の分析のほか、主な経済指標に関する中期予測を示している。予測技術はさらに改善しており、金融政策調査局では、新たな課題への対応に向けた組織再編が行われた。一貫性のある中期予測を行うため、単純な構造のマクロ経済モデルが作成されているが、同時に、様々な計量経済学的モデルによって、さらに詳細な短期予想や現況が示されるようになっていく。

新たな戦略の策定が、モルドバにおける金融政策枠組みの改善に向けた長期的な取り組みに

つながっている。従来のマネタリーターゲット方式は、経済の安定化と金融システムに対する国民の信頼感の向上に寄与したが、送金流入額の増加及び経済における急速な構造的変化から、通貨供給量を管理することが次第に困難となってきた。

新たな方式の採用に向けた最初のステップは2006年に開始された。中央銀行法が改正され、金融政策の最終目標として、物価の安定が明確に掲げられた。NBMは、新たな課題への対応策として分析能力と業務における枠組みの強化に努めたが、経験と能力の不足からこの取り組みは成功に至らなかった。そこで政府当局とともに2カ年行動計画を策定し、物価安定に向けた、透明性の高い前向きな金融政策体制のための強固な基盤作りを進めている。

LTAは2008年からNBMに派遣され、行動計画の策定支援を行ってきた。その中である程度の進展は見られたが、NBM当局のコミットメントが期待されたほど強力ではなかったことから、行動計画の実施当初は大幅な遅れが生じ、また、LTAは、スタッフに対する基本的な指導に多くの時間を費やすことになった。その後、モルドバは2009年の世界経済危機による深刻な影響を受け、これが国内における政治の危機と重なったことから、国内経済が大幅に収縮した。

当局は、インフレが鎮静化しつつあったにもかかわらず、金融の引き締めによって持続的な減価圧力への抵抗を試みた。当局は、その後のデフレを受けて新たな体制の実施を迅速化する必要性を確信し、LTAの任期延長を要請した。JSAはそれに対する出資に合意した。

Box 6：金融安定性の回復に関するセミナー — 法的対応

「金融安定性の回復に関するセミナー — 法的対応」は、2009年11月30日から12月3日までの間、ワシントンDCのIMF本部において、IMF法務局、日本の財務省、金融庁、及び日本銀行の共催で開かれた。このセミナーは、1988年にスタートした通貨金融関係の法制の現状に関するIMFのセミナーの第10回目であった。

セミナーのオープニングセッションでは、IMFのドミニク・ストロスカーン専務理事、財務省の玉木林太郎財務官、および基調講演者である米議会下院金融委員会のバーニー・フランク委員長が発言した。

このセミナーは、金融危機の影響の残る中に開催された。専門家グループや、様々な規制当局に所属する各国の参加者にとってタイムリーなフォーラムとなり、このセミナーは、各国及び国際機関が、今回の金融危機のほか直面する課題の封じ込めに向けて多くの国が採用している従来型の方策及び特別な方策の法的・経済的側面を精査し、金融危機によって明らかになった規制面におけるギャップ、特にシステミック・リスクに対処するための長期的な改革案を策定するための機会を提供した。金融危機とその余波を、国レベル及び国際的なイニシアティブというプリズムを通して見ることによって、セミナー参加者は、危機の複雑性に加え、新たな法的枠組みの構築や既存の枠組みの対象の拡大を必要とする多面的な対応に関する知識を深めた。

セミナーで発せられた中心的なメッセージは、次の金融危機の回避、または、万が一発生した場合のスムーズな解消には、複数の領域におけるイニシアティブが必要ということであった。このセミナーでは、以下のような様々な個別分野について詳細な検討を行った。

- クレジット・ファシリティ改革、及び国際機

関による規制に関するベスト・プラクティスの紹介

- 中央銀行またはその他の金融規制当局の権限の妥当性
- システミック・リスク規制当局の特定及びその権限の範囲
- 金融システム上重要なノンバンク金融会社への規制対象範囲の拡大
- 複雑な金融商品に対する規制
- 国際的な監督の推進に向けた監督機関の整備
- 信用格付け機関の手法における透明性の拡大
- 市場の失敗が起こった際における会計手法
- 財政逼迫時の資本要件
- より迅速な企業債務再構築及び銀行・ノンバンクの破たん処理手法

このセミナーは、参加者が、各自の所掌において適用可能なベスト・プラクティスの概要を把握する機会となった。

セミナー参加者と専門家グループの所属機関は多岐にわたっていた。参加した85名は、主に各国の財務省、中央銀行、金融監督機関、及び国際金融機関の幹部職員であった。そのうち48名は途上国・新興国、その他は先進国の出身であった。専門家グループの33名は、同様の機関のほか、学術機関、地方自治体の機関、基準設定機関、法律事務所、民間企業などの出身であった。セミナーでは、日本の官民両セクターのスピーカーによる貴重なインプットが得られた。

IMFの山岡浩巳日本理事代理は、日本において中央銀行の法的枠組みがいかに機能し、総理大臣の許可の下での日銀による特別措置の実施を可能としているか、また、危機管理を円滑化しているかという点を説明した。金融庁監督局総務課の三好敏之監督企画室長は、金融危機における日本の経験に鑑みて、緊急時対応計画には、企業の破たん処理計画や前払い資金の

Box 6 (続き)

増強よりも、緊急対応における障害の特定、情報共有の強化、ダイナミックなリスク管理といった具体的な対策を盛り込むべきであると提案した。さらに三好氏は、日本の金融庁がセクター間のストレステストを実施し、四半期ごとに銀行システム全体におけるサブプライムや証券化の影響を開示することによって、リスク集中の検出に努めていることを説明した。金融庁金融研究研修センターの吉野直行所長と平野智裕研究官は、銀行の最低自己資本比率を、経済構造、及び地価、株価、GDP、金利などのマクロ経済における特定の変数で調整した一般均

衡モデルについて説明した。野村証券顧問の高木新二郎氏は、準政府機関、すなわち財政的には政府の支援を受けるが、意思決定における自主権を有している組織が、日本における企業の私的整理において果たす役割を説明した。早稲田大学大学院ファイナンス研究科の四塚利樹教授は、日本におけるサブプライム危機の影響がかなり小規模に留まった要因として、ストラクチャードクレジットや社債市場に比べて銀行ローンが優勢であること、投資家が複雑な資産構造を回避する傾向にあること、不動産の評価に対して警戒心があることを指摘した。

コミットメント

1993年度から2010年度におけるJSAによる技術支援に対する累積コミットメントは、1,909プロジェクト及びプログラム、2億7,700万ドルに達している¹⁰。2010年度については、49プロジェクトと8プログラムに1,460万ドルがコミットされている。表2及び表3には、1993年度から2010年度までに承認された技術支援プロジェクト及びプログラムのコ

ミットメントが示されている¹¹。また2010年度に承認されたプロジェクト及びプログラムの概要については添付資料1Aのとおりである。なお、2010年度に完了したプロジェクト及びプログラムの評価概要については、添付資料1Bのとおりである。

¹⁰ コミットメントとは、各年度の指針リストから日本政府が個別に承認したプロジェクト及びプログラムに対する予算を意味する。

¹¹ IMFは、IMF本体の勘定についての年次監査と併せて、特定活動にかかる日本管理勘定（JSA）についても外部監査人による年次監査を実施し、日本当局に提出するための独立した監査証明書も発行している。監査を受けたJSA及び2010年度の博士号取得のための奨学金プログラムの財務諸表については、添付資料3を参照のこと。会計年度内に、SFAのサブアカウントを通じて実施される業務・取引については、SFA 枠組み勘定の一環として監査を受ける。SFA 枠組み勘定に関する外部監査法人による報告書は、IMF年次報告書の添付資料VIに示す一般向けウェブサイトに掲載される。

地域別の資金配分

これまで、IMF加盟国のうち125カ国のほか、14あるRTACと地域研修センターでもJSAによる技術支援を受けている¹²。アジア・太平洋地域の国に対して1993年度から2010年度に承認されたJSAによる技術支援の総額は1億300万ドルを上回り、これは同時期に承認された技術支援の37%を占めている¹³。これに次いでアフリカ諸国が大きなシェアを占めており、合計で約6,700万ドル、同時期の総承認案件の約24%を占める。残余の部分は、14%が中央アジア及び東欧諸国（主に旧ソ連の市場経済移行国）、6%が複数地域、7%が中・西欧、5%がラテンアメリカとカリブ海諸国、そして7%が中東のプロジェクトである¹⁴。

2010年度の配分は次のとおりである。アジア太平洋地域—600万ドル（41%）、アフリカ—300万ドル（21%）、中東及び中央アジア—240万ドル（16%）、ヨーロッパ—210万ドル（15%）、ラテンアメリカ及びカリブ海諸国—40万ドル（3%）¹⁵。表3は1993年度～2010年度の地域別の年間コミット額をドルベースで示したものである。また、図4は、2010年度の地域別配分の割合を示したものである。

¹² 2010年度末時点で、地域研修センターは7カ所、RTACは7カ所ある。

¹³ これは、JSAの出資ガイドラインに基づき、これらの地域の国に対する支援が優先的に行われていることの現れである。

¹⁴ 複数地域にわたるプロジェクトとは、受益対象となる地域が1つ以上のものをいう。これらのプロジェクトについては添付資料1Aを参照。

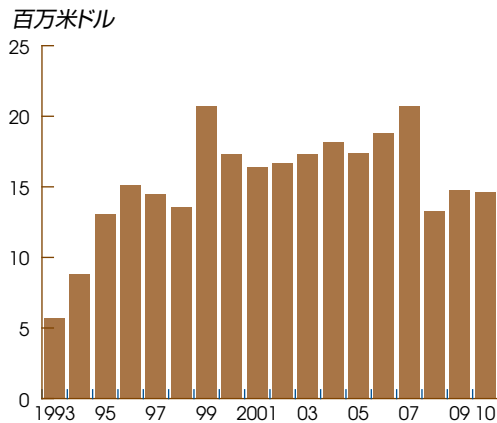
¹⁵ 今回の2008年度の報告から、中央アジア（アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス共和国、パキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）におけるJSAのコミットメントは、中東の区分に含める。これは、IMFの2つの欧州局が統合され1つの欧州局となり、中東局が中東・中央アジア局に再編されたことに合わせて、これまでのデータを調整するため。

表2. JSAの年間のコミットメント
(1993年度～2010年度)

	コミットメント額 (百万米ドル)
FY1993	5.7
FY1994	8.8
FY1995	13.1
FY1996	15.1
FY1997	14.5
FY1998	13.6
FY1999	20.7
FY2000	17.3
FY2001	16.4
FY2002	16.7
FY2003	17.3
FY2004	18.2
FY2005	17.4
FY2006	18.8
FY2007	20.7
FY2008	13.3
FY2009	14.8
FY2010	14.6
合計	277.0

2010年度のJSA資金の拠出を受けた活動は、約43%が低所得国、37%が低・中所得国で実施された。地域の能力強化の取り組み(RTACへの支援を含む)は6%だった。表4は1993年度から2010年度の間JSAによる支援を受けた国、または地域の能力強化を担う機関の上位10位までを示したものである。2010年度には、上位10位のうち、3カ国がコソボ、カンボジア、及びリベリアといった紛争終結国であった。

図3. JSAの年間コミットメント額と
ディスペース額(1993~2010年度)



分野別の資金配分

これまで分野別のJSA資金配分は、IMF全体の技術支援資金の利用配分をおおむね反映するものであった。この3年間に於ける主な傾向として、金融及び中央銀行業務の技術支援におけるIMF資金の利用が相対的に減少し、公的財政管理及び国民経済計算の分野において増加している。JSAの資源については、中央銀行、規制・監督分野において減少し、公的財政管理及び国民経済計算の分野において増加している。

2010年度において、技術支援全体では受益国における能力強化活動におよそ208人年のスタッフと専門家を投入したが、その配分は財政局が40%、金融資本市場局が29%、統計局が13%、法律局が6%、IMF研修所及び

他の部局が残りの12%である¹⁶。

2010年度におけるJSAコミットメントの配分は、財政局—710万ドル(49%)、金融資本市場局—390万ドル(27%)、統計局—130万ドル(9%)、法律局—10万ドル(1%)であった。IMF研修所が実施した研修が残りの10%を占める。これは、2009年度以降、金融資本市場分野にコミットされたJSA資金の相対額が4%増加し、財政分野では23%増加したことを表している。表5は、1993年度~2010年度における分野別コミットメントの年間配分をドルベースで示し、また図5は、2010年度における分野別の配分を示している。

2010年度における、上述の中心的分野の各項目に対するJSA資金の配分は以下のとおりである。財政の分野では、歳入管理に60%、歳出管理の強化に32%、税務政策に8%がコミットされている。金融資本市場の分野においては、JSAの資金は、銀行監督の技術に40%、中央銀行業務に15%、残余は金融政策・業務、国際収支、外貨準備高管理、資本市場の整備、市場リスクの監督などのその他の分野の技術支援にコミットされている。また、マクロ経済統計の分野では、JSAの資金は、国民経済計算統計に64%、残余は政府財政、通貨・金融、国際収支などの各種統計のほか、IMFの一般データ公表システムの採用に対する支援などにコミットされている。

JSA資金による技術支援の実効性

JSAの出資による技術支援(TA)活動の

¹⁶ IMFは技術支援を評価するひとつの方法として、IMFのスタッフや専門家がこうした活動に要した時間を記録している。1人年は260就業日と同等である。

表3. JSAの地域別年間コミットメント（1993年度～2010年度）

（百万米ドル）

	1993- 2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	FY2010		FY1993-2010	
											合計	%	合計	%
アフリカ	20.7	4.1	4.8	4.9	5.1	4.8	4.6	6.0	4.7	4.2	3.0	21	66.7	24
アジア・太平洋	37.1	4.7	6.2	6.6	7.0	7.6	7.9	8.3	5.3	5.9	6.0	41	102.6	37
西、中央ヨーロッパ	6.0	1.4	1.6	1.2	1.0	0.7	1.4	1.3	0.5	2.0	2.1	15	19.3	7
東欧、中央アジア*	28.2	2.7	1.4	1.5	1.4	0.6	1.4	1.8	0.0	0.0	0.0	0	38.9	14
中東、中央アジア*	2.5	0.7	0.4	1.1	1.6	1.2	2.1	2.4	1.7	2.1	2.4	16	18.0	7
ラ米、カリブ海諸国	6.9	1.1	0.6	0.6	0.6	0.9	1.0	0.9	0.9	0.7	0.4	3	14.5	5
複数地域	6.8	1.8	1.7	1.3	1.6	1.7	0.5	0.2	0.2	0.0	0.7	4	16.4	6
合計	108.1	16.4	16.7	17.3	18.2	17.4	18.8	20.7	13.3	14.8	14.6	100	276.5	100

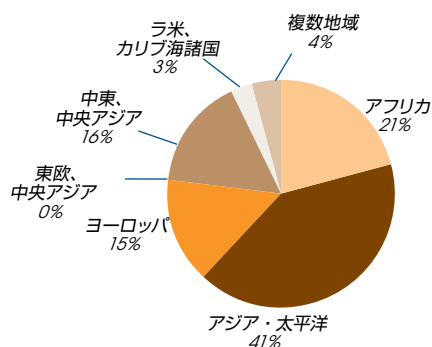
（2008年度からは、中央アジアに関するデータは中東諸国のデータとともに集計される。15頁の脚注15参照。）

質と実効性は、複数の測定基準を用いて評価される。JSAが資金提供した各プロジェクトが完了次第、IMFが日本政府にプロジェクト評価を提出することに加えて、受益国当局も2000年度以降、アンケートに回答する形式で独自のプロジェクト評価を提供している。アンケートの内容は、支援の妥当性と関連性、JSAにより派遣された専門家の資質と経験に関するものである。また、質問項目は、専門家とカウンターパートの間の協力関係、改革に取り組む上でのアドバイスの有用性、技能の移転に十分な配慮がなされたか否か、さらにIMF本部による監督の質にまで及んでいる。全体的に、受益国当局はJSAの出資による技術支援プロジェクトの有効性を極めて肯定的



タンザニアのダルエスサラームで開催された、世界金融危機へのアフリカの対応を協議する会合で発言するストロスカーンIMF専務理事。

図4. JSAによる技術支援の地域別配分
(2010年度)



にとらえている。アンケート回答者の約90%は技術支援に非常に満足であるとし、不満を示す回答はなかった。

1996年以来、JSAの資金が使われた技術支援活動の実効性を調査するために、日本とIMFは合同で16回の視察を行った。この視察では、アフリカ、アジア太平洋、中央アジア、中東欧の21カ国及びシンガポール、ウィーンの両研修所、太平洋金融技術支援センター（PFTAC）、東アフリカ地域技術支援センター、中東地域技術支援センターを訪問した。この視察の結果、JSAによる技術支援が、IMFの主要任務との関連性及び整合性が高く、系統立てて実施されていること、また、JSAによって支援された専門家が受益国政府の重要な機能の構築に中心的な役割を果たしていることを言及する政府もいくつかみられるなど、総じて高い評価を得ていることがわかっ

表4. JSAによる技術支援の受益国・機関
(上位10位) (1993年度～2010年度)

(コミットメント額の降順)

1993-2010年度	2010年度
カンボジア	IMFシンガポール地域研修所 (STI)
インドネシア	ベトナム
太平洋金融技術支援センター (PFTAC)	カンボジア
ラオス人民民主共和国	インドネシア
ウクライナ	中東技術支援センター (METAC)
中国	リベリア
東ティモール	フィリピン
リベリア	モルドバ
モンゴル	アフガニスタン
コンゴ民主共和国	コンゴ

た。視察チームは、JSAによって支援されたトレーニングやセミナーが、焦点が絞られており、参加者に大いに評価されていると報告している。2010年度の合同視察の結果については、添付資料2にまとめられている。

2010年度には、日本との協議の下、IMFはJSAに関する評価を独立した外部機関に依頼した。三菱UFJリサーチ&コンサルティングが行った評価では、JSAが出資する技術支援活動について、(i) 受益国政府のニーズと優先事項を考慮している、(ii) 効果的であり、期待された成果を達成している、(iii) 重点を絞ったアプローチ、専門家の適切な選定、行き届いた管理によって効率的に進められている、(iv) 多くのケースは持続的に実施されているが、この点は受益国政府当局が変革を希望しているかに大きく左右される、といった点が明らかになった。さらに、この評価では、

JSAが出資する技術支援活動について、日本のODA政策との「整合性が高い」と判断しているが、同時に、ドナーとしての日本の認知度を高め、専門家の採用システムの透明性を高めるためのさらなる取り組みが可能であると指摘している。この評価、及び技術支援に関するその他の評価はIMF理事会に報告され¹⁷、IMFのウェブサイトに公表される¹⁸。

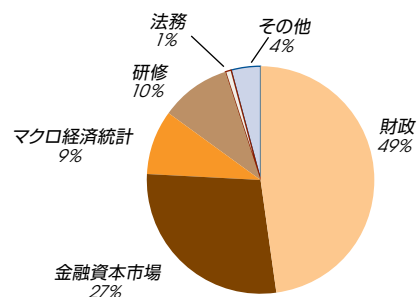
アジア太平洋地域事務所

IMFのアジア太平洋地域事務所（OAP）は、この地域におけるIMFの窓口として、また、世界経済におけるこの地域の実質的かつ増大しつつある重要性が認識される中で、1997年

¹⁷ 2003年度には、IMF技術支援の監視・評価を強化する取り組みの一環として、技術支援評価に関する正式な複数年プログラムが導入され、このプログラムのもとで、様々なテーマを対象として、3、4種類の評価が毎年IMF理事会に報告されている。

¹⁸ 「技術支援評価プログラム：評価所見と改良プログラム」(www.imf.org/external/np/pp/eng/2010/061010.pdf) を参照のこと。

図5. JSAによる技術支援の分野別配分 (2010年度)



に設立された。OAPの活動は、主に以下の3分野に重点を置いている。

- (i) 力強い成長を続けるアジア太平洋地域における経済・金融発展のモニタリング、
- (ii) 地域統合及び協力に関する進展の評価と論点、
- (iii) アウトリーチ及びキャパシティ・ビルド

表5.JSAの分野別年間コミットメント (1993年度～2010年度)

(百万米ドル)

	1993-2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010年度		1993-2010年度	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	合計	%	合計	%
財政	31.4	4.7	4.7	3.3	4.3	4.3	4.5	6.0	3.5	5.8	7.1	49	79.6	29
金融資本市場	41.6	6.5	6.6	6.7	6.9	6.6	7.8	8.2	4.7	4.0	3.9	27	103.3	37
マクロ経済統計	16.8	2.7	2.7	3.7	3.3	2.8	3.1	3.7	2.3	2.8	1.3	9	45.2	16
研修	12.6	1.9	2.1	2.1	2.2	2.0	2.0	2.1	1.8	2.0	1.5	10	32.2	12
法務	1.6	0.1	0.2	1.2	1.2	1.2	0.9	0.7	1.0	0.2	0.1	1	8.5	3
その他	4.1	0.6	0.5	0.3	0.2	0.6	0.6	0.0	0.0	0.1	0.7	4	7.7	3
合計	108.1	16.4	16.7	17.3	18.2	17.4	18.8	20.7	13.3	14.8	14.6	100	276.5	100

イング活動の実施。

域内の経済・金融発展のモニタリング

OAPは、域内の経済・金融の発展状況のモニタリングを行い、地域に重点を置いた視点をIMFのサーベイランスに取り入れることに努めている。OAPの活動には、金融市場、民間企業、及び国際金融機関（IFI）や政府の関係者との定期的なコンタクトのためのネットワークの維持、域内の主要都市・金融センターの視察、地域フォーラムへの参加などがある。OAPは、「地域経済見通し」のほか、日本に対する国別サーベイランスや地域レベルのサーベイランスに関してアジア太平洋局（APD）の資料作成に協力している。さらに、IMFの世界レベルのサーベイランス活動を支援し、「国際金融安定性報告書（GFSR）」や「世界経済見通し（WEO）」に関連する情報を提供している。

地域統合及び協力に関する進展の評価と論点

OAPは、IMFの業務と地域レベルの既存・新規の政策フォーラムとの調整を行っている。OAPの活動には、フォーラムのグループ会合への出席、地域イニシアティブに関する各国政府とIFI関係者との協議への参加などがあり、さらに、重要課題に対する地域の見解をIMFに伝える役割も担っている。

アウトリーチ及びキャパシティ・ビルディング

OAPは、国際金融システムや、IMFの業務における主要な課題に関する新たなテーマについて議論する場を提供する会議や各種イベントを開催し、また参加している。これらの活動に挙げられるのが、WEO、GFSR、APD

が作成する「地域経済見通し」、及びIMFのその他の出版物の普及を目的とするアウトリーチ活動である。さらに、OAPはメディア向けのイベントを開催してメディアとの定期的なコミュニケーションを図っており、またIMFの出版物についても、様々なチャンネルを通じての普及に努め、日本語への翻訳、ウェブサイトの管理、市民からの質問への回答などに取り組んでいる。

OAPは、域内の政府職員を対象とする2つの能力強化プログラム、すなわち、日本・IMFアジア奨学金プログラムとマクロ経済セミナープログラムを運営しているが、これらはいずれも日本政府からの拠出金を財源としている。また、OAPは、域内の政府職員の政策立案能力の強化を目的とするセミナーを企画・支援している。

2010年度には、日本の拠出金は、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、及び東南アジア中央銀行などの各種フォーラムへ参加するOAPスタッフの経費に充当された。これらの政策フォーラムにOAPが参加する目的は、世界及び地域レベルの発展について発言し、主催者の要請に応じて個別のテーマに関する資料を提供することである。これらのフォーラムにおけるアジェンダや政策協議におけるOAPの貢献は、域内の政府当局から高く評価されている。さらに、OAPは自らが後援または共同で後援する各種会議、セミナー、ワークショップに対しても資金を提供している。これらの会議には、「発展を続けるアジアにおける紛争後の成長と貧困削減」に関する会議（開催国：ベトナム）、アジア太平洋諸国を対象とするIMFの税制セミナー（日本）、金融安定性に関するワークショップ「セーフティネット・プレ

ーヤーの役割」(ベトナム)、中央銀行が直面する統計の新たな課題に関する国際会議(中国)、「統合経済勘定」に関する地域研修コース(フィリピン)などがある。OAPは、日本・IMFアジア奨学金プログラム(次項参照)、及びアジアの一部の国の政府幹部職員を対象とする2週間にわたるマクロ経済セミナープログラムについて、運営を継続している。このプログラムは、マクロ経済政策における最近のテーマについて意見交換を図り、議論する機会を政府職員に提供するものであり、これまでの参加者から非常に効果的であるとの評価を受けている。

日本・IMFアジア奨学金プログラム

日本・IMFアジア奨学金プログラム(JISPA)は1993年に設立され、日本国内の優れた大学において、マクロ経済学やその関連分野についての大学院レベルの研究を支援するものである。プログラムの当初の目的は、移行経済圏における行政組織の能力強化に寄与することであったが、最近では、新興/開発途上経済圏に対する支援へと発展しており、アジア太平洋地域の中央銀行、財務省、経済/金融関係省庁の将来有望な若い職員に対する教育機会の提供を通じて拡大を続けている¹⁹。

2009学年度には新たに41名に奨学金が支給された。そのうち2名は博士号取得のための奨学金を受けており、同プログラムにより日本で履修中の奨学生は総勢51名となっている

¹⁹ 奨学生プログラムが対象としている国は、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、中国、インド、インドネシア、カザフスタン、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パプアニューギニア、フィリピン、スリランカ、タジキスタン、タイ、東ティモール、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム及び太平洋島嶼国である。

る²⁰。この奨学金プログラムには2つの形態があり、4つの提携大学のいずれかで特別に企画された大学院修士コースを履修する「パートナーシップ・トラック」と²¹、日本の優れた大学でマクロ経済学または関連する分野の修士及び博士レベルのプログラムをすでに履修している人に対して提供される「オープン・トラック」制度がある。いずれのプログラムも、現在は、東京にあるアジア太平洋地域事務所が担当している。

このプログラムでは、スキル・リフレッシュング・コース(skill-refreshing courses: SRC)も開催されるが、これは履修する大学の通常の課程が開始する前に、数学と英語のコースを開催し、履修に備えることを目的としている。2009年に国際大学で開催されたSRCには、パートナーシップ・トラックの新規奨学生39名のうち34名が参加した。

2009年夏にはJISPAの見直しが行われた。その結果、このプログラムは、高度な訓練を受けた幹部職員と彼らをサポートするスタッフの間の専門知識と技能における深刻な格差の解消に大いに寄与し、大きな成功を収めていることが確認された。さらに、JISPAは、「日本とIMF」が一体となって提供していることから、奨学金候補生にとって非常に魅力のあるプログラムであり、経済関係の主要政府機関の若い職員を対象とした他に類のないプログラムとして捉えられていることが明らかになった。報告書では、対象とする機関のニーズの変化に応え、マクロ経済学的な政策策定、

²⁰ 日本・IMFアジア奨学金プログラムでは、学年度は10月1日から9月30日を表す。したがって、2009学年度は、2009年10月1日から2010年9月30日までの期間である。

²¹ 政策研究大学院大学、一橋大学、国際大学、横浜国立大学。



IMF本部で開催された第10回「通貨・金融法に関する年次セミナー」。このセミナーは、「金融安定性の回復：法的対応」をテーマとして、日本とIMFによる共催で実施された。

中央銀行・通貨政策、及び金融市場に関する専門知識などに関するより専門性の高い研修の実施を通じて、プログラムをさらに発展させると同時に、現在のプログラム構成を大筋で維持するよう提言している²²。

1993年に最初の学生がこのプログラムに参加して以降、これまでに全体で467名が奨学金の支給を受け、2008学年度末までに405名が各大学院を修了した。表6は奨学生の国籍別、出身機関別の状況である。奨学生の多くは、このプログラムによる履修、及びその修了後の進路に非常に満足している。多くの奨学生が、所属する政府機関において昇進を果たし、政策の推進に直接的に関与している。

²² 見直しによる提言を基に、OAPは、2011学年度からスタートするプログラムを実施するJISPAの提携大学を決定するための入札を行った。

2010年度には、修了生のためのイベントをフィリピン、インドネシア、タイにおいて企画し、かつての奨学生が新たな交友関係を築き、修了生のネットワークを保つ機会を提供した。

博士号取得のための日本・IMF 奨学金プログラム

日本政府は、IMFでのキャリア形成を目指し、博士課程においてマクロ経済学の研究を行うための奨学金プログラムに対しても、日本人を対象に資金を拠出している。奨学金応募の条件は、マクロ経済学において優れた博士課程プログラムを提供している日本国外の大学院に入学することである。このプログラムでは、授業料のほかに最初の2年間にかかる妥当と思われる費用がまかなわれる。残りの研究期間については、奨学生が各自負担するものとしており、通常は大学から追加援助を受けている。

博士号取得のためのJapan-IMFスカラシッププログラム（JISP奨学金）はIMF研修所が運営しており、1996年に、経済学における博士号の取得を目指す9名の奨学生から始まった。その後の12年間、米国またはカナダの主要大学への入学を個人で認められたアジア出身の学生、年間最大15名がこの奨学金を受けてきた。2009年以降、JISPへ応募できるのは日本人のみとなり、奨学生数は年間最大7名とされている。

毎年1回、ワシントンDCのIMF本部でオリエンテーション・プログラムを実施し、そこで新しい奨学生にIMFの活動を紹介するとともに、JISPの他の奨学生と接する機会を提供している。奨学生は博士号取得の1年前に、IMFのいずれかの部局において10週間から13

週間にわたる夏季インターンシップを完了することが求められる。インターンシップの間、奨学生はIMFの各局において経験豊富なエコノミストの指導の下、リサーチプロジェクトや専門的な業務に取り組む。このインターンシップには、面接指導やIMFエコノミスト・プログラム（EP）の準備における模擬面接などで構成される有益なメンタリング・プログラムも含まれている。

2009年及び2010年のプログラムへの応募者は、それぞれ12名と11名であり、それ以前の日本人応募者数を下回っている。十分な資格を持つ応募者の数は減少していないものの、この状況は、応募制度と資格要件の変更が影響しているものとみられる。2009年5月に運営に関して再契約を結んだ国際教育研究所（IIE）は、日本の大学の学部学生に対するアウトリーチ活動を強化している。しかし、これらの大学からの応募者数は依然として低水準に留まっている。

奨学金プログラムに参加するにあたって、奨学生は優れた成績と高い学術水準を維持することが求められる。このプログラムの学術水準の高さは、日本や北米の多くの著名大学が学生に応募を奨励していることから明らかなように、現在では広く知られている。表7は、この奨学金プログラム開始時からの奨学生の国別分布を示している。表8は、奨学生が就学している大学、及び各大学におけるプログラム期間中の奨学生数を示している。

JISPの発足以来、これまでに合計90名の奨学生が経済学において博士号を取得し、そのうち23名がIMFのスタッフに加わった。IMFに就職したJISP修了生の約半数にあたる11名が日本人である。21名の修了生が非常に競争



JSA-IMF年次協議に参加した財務省職員、IMF日本理事室のスタッフ、及びIMFスタッフ（2010年4月）。

の厳しいEPを通じて採用されており、このプログラムが、課程を修了した後にIMFにエコノミストとして入るための主要な方法となっている。残りの2名は、ミッドキャリア・エコノミストとして採用されている。

2004年以来、IMF研修所では、IIEの協力を得て過去の奨学生の就職先を確認し、キャリアパスとその概略について情報を収集するための追跡調査を毎年実施している。連絡先情報は毎年更新されている。表9は、発足以来11年間、つまり1996学年度から2006学

年度²³までの修了生の就職状況を示している。2009年の追跡調査では、それ以前に比べて回答が大幅に増えており、現在及び過去の卒業生のJISPに対する満足度が高いこと、またIMFへの就職に対する関心が高いことが示された。

2008年には、IMFの業務に対する知識とIMFで働くことへの関心を高める目的で、JISPの奨学生が初めてIMFのJacques Polak Annual Research Conferenceに招待された。2008年には15名、2009年にはさらに10名の奨学生がこの会議に出席した。出席した奨

学生のフィードバックは非常に肯定的であり、この取り組みは継続されている。IMF研修所は、奨学生の経験を豊かなものとし、奨学生とIMFとの関係を強化するため、2010年の会議にも奨学生を出席させる計画である。

IMFはJISPの確固とした実績に満足しており、一流大学関係者はJISP奨学生が引き続き優秀な成績を収めていると報告し、JISPの実績を高く評価している。さらに、プログラムに参加している奨学生は、自分たちの学業に対する日本政府の寛大な支援に深い感謝を表明している。

²³ 博士号取得のためのJapan-IMFスカラシッププログラムでは、学年度は8月1日から7月31日を表す。したがって、2007学年度は、2007年8月1日から2008年7月31日までの期間である。

表6. 日本・IMFアジア奨学金プログラム…国別、出身機関別構成（1993年～2009年）

奨学生の出身国	人数	%	修了生	奨学生の出身機関	人数	%	修了生
中国	80	17.1%	72	中央銀行	235	50%	202
ベトナム	73	15.6%	65	財務省／税務当局	110	23%	95
ウズベキスタン	57	12.2%	51	経済関係省及び関係機関	56	12%	50
カンボジア	41	8.8%	34	統計局	18	4%	16
モンゴル	39	8.4%	32	貿易／商業省	16	3%	13
キルギス	38	8.1%	34	内閣府	7	2%	6
ミャンマー	32	6.9%	32	その他	25	5%	23
カザフスタン	31	6.6%	30	総計	467	100%	405
インドネシア	20	4.3%	15				
ラオス	13	2.8%	11				
フィリピン	11	2.4%	10				
タイ	11	2.4%	8				
タジキスタン	10	2.1%	8				
バングラデシュ	3	0.6%	0				
フィジー	2	0.4%	1				
スリランカ	2	0.4%	0				
トルクメニスタン	2	0.4%	2				
マレーシア	1	0.2%	0				
東ティモール	1	0.2%	0				
総計	467	100%	405				

表7. 博士号取得のための日本・IMF奨学金プログラム…奨学生の出身国／地域構成
(1996年～2010年プログラム)

国名	奨学生数															1996～ 2010年	
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	合計	%
バングラデシュ	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	6	3
カンボジア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1
中国(香港を含む)	2	5	2	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	24	12
インドネシア	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3	2
日本	3	7	7	7	7	7	5	7	7	7	8	6	3	7	7	95	48
カザフスタン	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	5	3
韓国	2	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	19	10
キルギス	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	2
マレーシア	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
モンゴル	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	2	1	0	0	7	4
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
ネパール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1
フィリピン	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1
タジキスタン	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
タイ	2	1	2	0	0	1	2	0	1	2	2	1	1	0	0	15	8
ウズベキスタン	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	2
ベトナム	0	0	0	1	0	1	2	1	2	2	1	0	1	0	0	11	6
合計	9	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	11	7	7	200	100

¹ 2009年から日本人だけがこのプログラムの有資格者である。

表8. 博士号取得のための日本・IMF奨学金プログラム…大学別奨学生数（1996年～2010年プログラム）

大学名	奨学生数															
	合計	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
米国																
1. ブランダイス大学	1	1														
2. ブラウン大学	11	1	2		1	2	1		1	1		1	1			
3. ボストン大学	8			1				2		1		2		2		
4. コロンビア大学	16			2	3	1	1	1		5	2	1				
5. コーネル大学	7		1	2			1					1		1	1	
6. デューク大学	6	2			1	1		1		1						
7. ジョージタウン大学	7							1	4	1			1			
8. ジョージ・ワシントン大学	1												1			
9. ハーバード大学	3			1	1					1						
10. インディアナ大学	1		1													
11. ジョンス・ホプキンス大学	5		1					1	1			2				
12. マサチューセッツ工科大学	1							1								
13. ニューヨーク大学	8			1	2		2	1					2			
14. ノースウエスタン大学	3		1										1	1		
15. オハイオ州立大学コロバス校	7					2						2	2		1	
16. プリンストン大学	2										2					
17. スタンフォード大学	10	1	2	3	1	1	1							1		
18. ニューヨーク州立大学	1														1	
19. カリフォルニア大学バークレー校	2						1					1				
20. カリフォルニア大学ロサンゼルス校	8		1	3	1	1	1					1				
21. カリフォルニア大学サンディエゴ校	4		1				1				1				1	
22. シカゴ大学	14		1	1		1	2	1	2		2	1	1		1	
23. イリノイ大学(アーバナ・シャンペーン)	2										1				1	
24. メリーランド大学カレッジパーク校	5					1	1			1	1			1		
25. ミシガン大学アンアバー校	11		2	1	2			1	1				1	1	1	
26. ミネソタ大学ミネアポリス校	10					1		1	1	1	1	2	2	1		
27. ペンシルベニア大学	9	1			2	3	1	1			1					
28. ロチェスター大学	5	1	1		1				1				1			
29. テキサス大学オースティン校	2							1			1					
30. バージニア大学	5									1	1		2	1		
31. ワシントン大学シアトル校	2					1									1	
32. ウィスコンシン大学マディソン校	11		1				1	1	4	1				2	1	
33. ヴァンデルビルト大学	2	1					1									
34. エール大学	4	1	1								1	1				
カナダ																
35. マギル大学	1									1						
36. プリティッシュコロンビア大学	1							1								
37. トロント大学	2										1			1		
38. ウェスタン・オンタリオ大学	1														1	
英国																
39. ロンドン大学ロイヤルホロウェイ校	1															1
合計	200	9	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	11	7	7

表9. 博士号取得のための日本・IMF奨学金プログラム…2010年7月時点1996年～2006年プログラム卒業生の就職状況¹

	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年 ²	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	合計
IMFエコノミスト・プログラム (EP)	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	7
IMFエコノミスト (旧EP)	0	4	0	7	2	1	0	0	0	0	0	14
IMFミッドキャリア・エコノミスト	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
政府	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	4
大学	3	2	7	1	1	7	4	2	3	1	0	31
研究活動の継続 (PhDプログラム)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5
その他	6	8	6	7	11	7	10	12	11	12	7	97
合計	9	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	160

¹ 奨学生及び卒業生年次調査の結果に基づくデータ。2006年以降の奨学生グループの多くはまだJISPの途中である。

添付資料



添付資料 1A

2010年度に承認されたJSAによる技術支援のプロジェクト (53)

アフリカ			
受益国	分野	コミット額	内容
アフリカ— 複数英語圏国	投資統計	\$30,000	直接投資残高共同調査 (CDIS) に関する3日間のセミナーを開催し、その参加費用に対して資金を拠出。この調査の目的は、参加国の直接投資に関するポジションデータの質的向上であり、セミナーでは調査の進捗状況を見直し、実施上の問題点に対処する。セミナーには14カ国の代表が参加し、開催国である南ア共和国が各種施設や実際業務上の支援を提供。
アフリカ— 複数英語圏国	金融健全性指標 (FSI) 統計	\$30,000	5日間のワークショップを開催。目的は、(1) FSI作成に向けた各国の技術能力の強化、(2) 南部アフリカ開発共同体 (SADC) やその他の国における、IMFの新たなFSI報告様式を使用したFSI及びメタデータ編纂システムの構築、(3) FSI統計をIMF及び他の地域当局へ報告するための各種準備。東アフリカ共同体事務局、SADC首脳委員会、西アフリカ通貨機構、及び10カ国の代表13名の参加費用に対して資金を拠出。

受益国	分野	コミット額	内容
アフリカ— 複数英語圏国	通貨・金融統計	\$50,000	南部アフリカ開発共同体 (SADC) 加盟14カ国を対象に、通貨・金融統計の調和に関する1週間のワークショップを開催。テーマは、ノンバンク金融機関、電子マネー、マイクロファイナンス、保険に対する統計手法、これらの分野における統計編纂上の課題、及びIMF標準報告様式を使用したデータ報告など。
アフリカ—複数国	通貨・金融統計	\$93,750	西アフリカ通貨圏 (WAMZ) の通貨統計プログラムの管理者と通貨統計編纂担当者を対象とする12日間のセミナーの実施に資金を拠出。WAMZ各国の管理者、及び西アフリカ通貨機構 (WAMI)、西アフリカ諸国中央銀行 (BCEAO)、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の9名の担当者の参加費用に対して資金を拠出。セミナーのテーマは、IMFの標準報告様式に準じた通貨統計の作成基準、及び地域ベースの統計の集約手順。
アフリカ—複数国	国際収支統計	\$150,000	アンゴラ、中央アフリカ共和国、エリトリア、モザンビーク、ナミビアに短期専門家を各1回派遣し、対外統計 (国際収支 (BOP)、対外資産負債残高 (IIP)、対外債務など) の作成・普及における改善を推進。

受益国	分野	コミット額	内容
アフリカ—複数国	投資及び対外債務統計	\$50,000	対外資産負債残高（IIP）及び対外債務統計の編纂の改善と着手をテーマとする2週間の地域ワークショップを開催し、西アフリカ5カ国からの参加者24名の費用に対して資金を拠出。ワークショップは、西アフリカ金融経済運営研究所（WAIFEM）と共同で開催。
アフリカ—複数フランス語圏国	投資統計	\$50,000	直接投資残高共同調査（CDIS）に関するセミナーを開催し、12カ国からの参加者の費用に対して資金を拠出。この調査の目的は、参加国の直接投資に関するポジションデータの質的向上であり、セミナーでは調査の進捗状況を見直し、実施上の問題点に対処する。
BEAC—中部アフリカ諸国銀行	銀行監督	\$155,285	巡回専門家派遣（各4週間）を5回実施。中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）の地域レベルの銀行委員会（COBAC：中部アフリカ諸国金融委員会）におけるCEMAC銀行セクターに対する監督能力の強化を支援。プロジェクトの主な重点は、(1)オンサイト検査の実施、(2)オフサイト監督実施のためのベスト・プラクティスを示した業務手順の整備、(3)プルデンシヤル規制の起案。

受益国	分野	コミット額	内容
カメルーン	税務行政	\$62,114	税務行政の短期専門家を2回（各3週間）派遣。管理者に対し、(1)普通納税者事務所の業務実績の改善、(2)高額・普通納税者による申告・納付率引き上げのためのコンプライアンス・プログラムの策定、(3)税務情報及び関税当局との情報交換の強化による、高額収入につながる可能性のあるインフォーマルな活動の摘発に向けた支援を提供。
中央アフリカ共和国	税務行政	\$60,000	短期専門家を2回派遣し、税務部局の税務行政近代化プログラムの策定・実施能力の向上を支援。
ガボン	税務及び関税行政	\$62,114	税務行政及び関税行政短期専門家を各1回（各3週間）派遣し、税務・関税行政の近代化を支援。プロジェクトの目的は、(1)普通納税者事務所の開設に向けた行動計画の実施支援、(2)主要港湾における管理強化のためのリスク管理能力の構築。
ガーナ	税務行政	\$62,114	歳入管理の専門家の短期派遣を2回（各約3週間）実施。プロジェクトの内容は、(1)歳入管理近代化戦略における重要事項の最終調整、(2)歳入当局モデルに向けた当局への支援、及び一律かつ統合的な税務サービスの創出、(3)実施計画の策定。

受益国	分野	コミット額	内容
リベリア	税法及び規制	\$31,057	短期専門家を派遣し、基本となる税務法令の改善による税務システムの強化を目指す。プロジェクトでは、税規範の改正案の作成や規則の起案を行い、その中には(1)税制上の優遇措置の合理化、(2)農業・天然資源に対する課税の近代化、(3)小規模事業に対する課税、(4)課税範囲におけるFRINGE・ベネフィットの拡大が含まれる。
リベリア	金融業務	\$71,451	長期専門家をリベリア中央銀行(CBL)に派遣。金融統制手順の整備、内部統制の実施、及び確立された基本原則を遵守した監査実施の確保における支援。
マラウイ	税法	\$31,057	短期専門家を派遣。税務手続に関する各種規定を単一の税務手続き法にまとめ、税務システムの強化を図る。
ナミビア	公的財政管理	\$62,114	短期専門家を2回派遣。当局に対して、最近導入されたプログラムベース、プログラム志向の予算編成アプローチを用いた年間予算の管理を支援。主な目的は、(1)プログラムと活動の設計における明瞭性と整合性の確保、(2)プログラムに基づく新たな歳出抑制規則の策定、(3)財政法の改正。

受益国	分野	コミット額	内容
ルワンダ	銀行監督	\$280,788	長期専門家の任期を延長。ルワンダ中央銀行（BNR）に対して金融セクター監督能力強化を支援。プロジェクトでは、BNRの金融安定化理事会（FSD）の職務遂行を支援し、(1)銀行、ノンバンク、マイクロファイナンス機関、及び外国為替担当部局の監督、(2)金融安定化部局の設置、(3)信用情報システムの監視を推進。
ザンビア	税務行政	\$31,057	税務行政の専門家を1回（3週間）派遣。ザンビア歳入庁の業務効果の強化に対する支援を継続。支援の重点は、普通納税者事務所2カ所の開設により管轄税務署の役割を転換し、普通納税者のコンプライアンスレベル及び税負担を引き上げること。
ザンビア	税務行政	\$60,000	短期専門家を2回派遣。付加価値税（VAT）体制による税徴収率の低下に対する分析、診断、及び是正策の特定に努める。
ザンビア	公的財政管理	\$120,000	短期専門家を4回派遣し、会計、財務報告、資金管理の強化を支援。

アジア・太平洋

受益国	分野	コミット額	内容
アジア及び太平洋諸国	マクロ経済及び財政管理	\$562,861	長期専門家の任期を1年延長し、IMFシンガポール地域研修所(STI)が実施する研修の参加費用に対する資金拠出による支援を継続。専門家は年間13週間の講義を行い、STIカリキュラムに応じた講義とワークショップを準備する。2010年度に実施される10コース、約500 participant weeksの参加費用に対して資金を拠出。STIが掲げる目標は、アジア各国の政府職員における経済状況の分析、及びマクロ経済政策の策定・実施能力の強化。
バングラデシュ	税務行政	\$30,000	短期専門家を1回を派遣。国際的なベスト・プラクティスに沿った新たな付加価値税(VAT)法の制定を支援。
東ティモール民主共和国	公的財政管理	\$291,804	財務管理アドバイザーの任期を1年延長し、財務省改革の継続及び実施の支援に取り組む。提案されている作業は、(1)財務省の制度・組織体制の合理化、強化、(2)財務省職員への教育、(3)管理に関する法、規則、規制の近代化、(4)財務機能の地方自治体への移譲に向けた政策・手順の地方分権化。

受益国	分野	コミット額	内容
インドネシア	銀行監督	\$285,804	長期専門家の任期を1年延長。インドネシア中央銀行（BI）に対して2つの重要目標の達成を支援：(1)規制・監督政策改革によるリスクベースの監督実施の円滑化、(2)個々の銀行の監督、及びリスクベースの監督手法の支援に向けて強化された評価システムの整備。
モルジブ	銀行監督及び危機予防	\$124,228	短期専門家を4回（各4週間）派遣。モルジブ金融管理局に対し、(1)問題のある銀行の支援、(2)オンサイト検査とオフサイト分析の実施、(3)プルデンシャル規制の整備・実施のための能力強化に対する支援を継続。
モルジブ	金融政策及びオペレーション	\$124,228	短期専門家を4回（各4週間）派遣。モルジブ金融管理局に対し、(1)金融政策の実施に向けて新たに設立された金融政策委員会の十分な稼働、(2)公開市場操作のための市場商品の開発、(3)公開市場操作による流動性管理、(4)金融業務に関する目標設定を支援。
モルジブ	公的財政管理	\$60,000	巡回専門家を2回（各1カ月間）派遣。政府の総合金融情報制度（GIFMIS）、及び資金管理・資金計画システムの整備に対する指導を継続。

受益国	分野	コミット額	内容
モンゴル	税務行政	\$66,614	巡回アドバイザーの短期派遣を2回実施。国税庁に対して高額納税者管理の強化を支援。アドバイザーの業務の主な重点は、高額納税者事務所の監査機能の改善。
モンゴル	税務行政	\$64,500	短期専門家の巡回派遣を2回実施。国税庁に対して高額納税者管理のための能力強化を支援。プロジェクトの主な重点は、高額納税者事務所の監査機能の改善。
モンゴル	公的財政管理	\$121,995	財務省に派遣されている予算計画アドバイザーの任期を5カ月延長。目的は、(1)プログラムと中期予算編成の完全導入による従来予算計画プロセスの近代化へ向けた取り組みの継続、(2)従来予算プロセスの合理化、資本予算の強化・統合、及び政策分析・原価計算技術の開発の継続。
ネパール	関税行政	\$93,171	短期巡回専門家を3回派遣。ネパール関税局が策定した2009年から2013年までの改革・管理計画における優先事項の実施、及びこの計画の恒常的なモニタリングや改訂に要するシステムと手続きの導入を支援。

受益国	分野	コミット額	内容
ネパール	税務行政	\$93,171	短期専門家を3回派遣し、ネパールの国税庁に対する支援を継続。プロジェクトの目的は、監査能力の強化において達成された進展を基に、高額納税者事務所 (LTO) が、改善的な継続を自ら持続していくための能力を増強すること。プロジェクトでは、リスクベースの選択、監査品質の保証、監査プログラムの実施に関するモニタリングや報告などを含む監査管理におけるLTOの能力拡大を目的とする。
太平洋金融技術支援センター (PFTAC)	税務行政	\$335,804	歳入管理アドバイザーの任期を1年延長。歳入政策管理の近代化、及びPFTAC加盟各国における歳入業務の改善に向けた能力強化を支援。
太平洋金融技術支援センター (PFTAC)	複数部門統計	\$320,788	長期専門家の任期を1年延長。目的は、(1) PFTAC加盟各国における経済政策立案のためのマクロ経済統計作成能力の強化、(2) 国際収支 (BOP)、対外債務、及び対外資産負債残高 (IIP) 統計に用いられる編纂方法とソースデータの改善、(3) 年次政府財政統計 (GFS) の対象及び方法における改善の継続。

受益国	分野	コミット額	内容
フィリピン	銀行監督	\$285,804	長期専門家が、フィリピン中央銀行に対し、強固なリスクベースの銀行監督、問題を抱える銀行の破たん処理戦略、及び監督能力の強化に向けた計画と実施に関する支援を提供。プロポーザルの目的は、当局に対し、(1)監督・検査セクターの再構築、(2)法令の執行強化による検査・監督の実施における一貫性の確保、(3)リスクの特定及びリスク管理能力の評価に重点を置く規制・検査枠組みの強化を支援することである。

ヨーロッパ

受益国	分野	コミット額	内容
ヨーロッパ—複数国	国際収支統計	\$70,000	「国際収支統計作成者のための送金統計」に関する5日間のセミナーを開催。参加した欧州21カ国の政府関係者の経費に対して資金を拠出。セミナーの目的は、(1)国外送金統計における新たな基準の推進、(2)国外送金データ編纂者に対する実務ガイダンスの提供。
アルメニア	税務行政	\$331,804	長期常駐専門家が、当局に対して包括的な税務行政近代化プロジェクトの実施を支援。具体的には、このプロジェクトは、税務行政改革の重要な分野である(1)歳入戦略、(2)税務行政組織、(3)税務行政の中核的機能、(4)税務行政支援機能に対する助言の提供を目的とする。

受益国	分野	コミット額	内容
コソボ	金融政策	\$280,788	コソボ中央銀行（CBK）総裁に派遣されている長期アドバイザーの任期を1年延長。アドバイザーは総裁に対して日常的に助言を行い、CBKの目標である金融安定化、支払能力、金融システムの効率的な業務遂行の促進などの実施において支援を提供。
モルドバ共和国	銀行監督	\$60,000	2カ月間の短期派遣（各回5日～12日）を実施し、危機管理計画の策定・実施を支援。計画は、(1)関係機関との間での覚書、(2)各機関における危機管理手順、(3)各機関に対して、合意に基づく措置への権限を付与する法令の整備、(4)危機シナリオ演習を含む。
モルドバ共和国	能力強化	\$285,804	長期専門家の任期を1年延長。モルドバ国立銀行（NBM）に対し、金融政策分析手法の開発・実施のための能力強化に対する支援を継続。主な重点は、構造予測・政策分析システムの構築であるが、これは、NBMが、経済状況との関係から金融政策のとりべきスタンスを判断するための、意思決定プロセス及び能力の強化を目指すものである。

IMF－複数地域

受益国	分野	コミット額	内容
ヨーロッパ及び中東中央アジア（MCD）諸国	通貨・金融統計	\$93,750	ロシア及び旧ソ連邦14カ国の中央銀行職員30名を対象とする3週間の地域レベルの研修を開催。研修の目的は、通貨統計編纂の実務的な側面、及び貸借対照表アプローチ分析における補完的準備融資制度に基づく通貨データの利用に、参加者を習熟させることである。この研修では、金融統計と資金循環勘定もテーマに取り上げる。

中東・中央アジア

受益国	分野	コミット額	内容
アフガニスタン・イスラム共和国	政府財政統計	\$122,114	財務省（MOF）及び中央統計局の職員を対象として、専門家による2週間の技術支援ワークショップを開催。ヨルダンのアンマンで開催するこのセミナーは、アフガニスタン政府職員がヨルダンのMOF職員と面談し、政府財政統計（GFS）の編纂に関する制度・技術面の課題について協議する場となる。ワークショップは、GFSマニュアル2001に関する研修と、アフガニスタン政府の会計データを使用した実務的な作業を組み合わせ実施される。

受益国	分野	コミット額	内容
アフガニスタン・ イスラム共和国	税務行政	\$62,500	短期専門家を2回派遣。歳入部局に対して以下の支援を行う：(1)税務・関税行政の中期改革計画の策定、(2)計画実施状況のモニタリング、及び課題に対する財務省のリーダーシップに関する助言の提供、(3)効果的な税務・関税改革運営委員会やプロジェクトチームの設立、(4)本局と地方事務所間の説明責任における明確な区分化に関する技術的助言の提供。
アフガニスタン・ イスラム共和国	通貨・金融統計	\$120,000	短期巡回専門家を2回派遣。アフガニスタン中央銀行及びその他の預金公社に対し、通貨統計の作成に用いられるソースデータの質、勘定科目分類、及びデータの一貫性に関する改善を支援。
アフガニスタン・ イスラム共和国	国民経済計算統計	\$61,057	短期専門家が2週間のワークショップを開催し、中央統計局が編纂する国民経済計算の正確性の改善を図る。
アフガニスタン・ イスラム共和国	国際収支統計	\$60,000	短期専門家を1回を派遣。当局に対し、(1)国際収支・対外資産負債残高マニュアルのガイドラインに準拠した国際収支統計の作成、(2)ソースデータの収集における従来のシステムの強化及び新たなシステムの開発を支援。
キルギス共和国	税務行政	\$62,500	短期巡回専門家を2回派遣。目的は、(1)少額納税者区分に対するさらに効果的なシステムの設計、(2)当局による高額納税者部門の拡大・強化に向けた実施戦略・計画の策定支援。

受益国	分野	コミット額	内容
モーリタニア	税務行政	\$60,000	短期巡回専門家を2回派遣。目的は、(1)税務当局の本部の組織再編、政策立案及び法人向け業務の提供における能力強化、(2)納税者登録レベルの向上に向けた大規模・中規模事業者に関する一斉調査の企画。
モーリタニア	公的財政管理	\$60,000	短期専門家を2回派遣。当局に対し、(1)政府の銀行処理手続きの合理化及び財政上の単一口座 (TSA) の確立、(2)資金計画・管理システムの強化を支援。
中東及び中央アジア— 複数国	一般データ公表システム (GDDS) ワークショップ	\$70,000	5日間のワークショップを開催し、参加費用に対して資金を拠出。一般データ公表システム (GDDS) コーディネーターが、GDDSの新たな側面である(1)データ公表における定期性と適時性、(2)公表カレンダー (ARC)、(3)国別データサマリー・ページについて理解し、実施するための支援を提供。
中東地域技術支援セン ター	税務行政	\$335,804	歳入管理アドバイザーの任期を1年延長。目的は、(1)地域レベルのイベント (ワークショップ、セミナー、視察、研修) を企画し、(2)短期専門家が進める中東地域技術支援センター (METAC) の歳入管理・技術支援作業計画に対して現場での監督を行い、さらに(3)加盟国が歳入管理の整備において足並みを揃えるよう、定期的に視察を行うこと。

受益国	分野	コミット額	内容
中東地域技術支援センター (METAC)	公的債務管理	\$280,788	長期専門家を1年間派遣し、METAC加盟国に対して、公的債務管理能力の強化、及び債券市場の整備について助言を提供。

西半球

受益国	分野	コミット額	内容
ペルー	公的財政管理	\$134,228	経済財務省、ペルー中央準備銀行、及び国立銀行に派遣されている常駐財政管理アドバイザーの任期を6カ月間延長し、予算執行及び財政管理の強化に対する継続的な支援を促進。その中で、(1)財政上の単一口座のより完全な実施、(2)予算執行のための様々なツールを用いる運営者と予算執行者間の関連性の再構築、(3)報告に関する改善に取り組む。このプロジェクトにより、自動会計、予算分類、及び国際基準に従った勘定科目一覧表に基づく新たな財政管理情報システムのメリットが、十分に発揮される。

2010年度に承認されたJSAの技術支援プログラム(8)

西アフリカ：戦略的財政管理の整備

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、国家背景や開発状況が類似している西アフリカの10カ国における財政管理の強化に重点が置かれる。技術支援の提供には、改革プロセスの様々な段階において、各国が学んできた教訓から得られる相乗作用が最大化されるアプローチを用いるが、税務行政と予算管理については、支援における課題と目的が類似している。このプログラムの目的は、各国に対し、(1) 予算編成・執行の改善、(2) プログラム及び業績予算編成の強化、(3) 付加価値税（VAT）生産性の改善、(4) 普通納税者からの税徴収及び普通納税者によるコンプライアンスの改善、小規模・零細事業者に対するさらに効率的な課税制度の整備を支援することである。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、地域公的財政管理アドバイザー（拠点国リベリア）と税務行政アドバイザー（拠点国ガーナ）に対して資金を拠出する。なお、これらの地域アドバイザーは、ブルキナファソ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネに対しても支援を行う。一部の国に対しては、具体的な技術支援に関する中期的ニーズを把握するための調査ミッションを実施する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$5,401,000
2010年度のプログラム予算	\$1,199,000

受益国	分野	2010年度作業計画
ブルキナファソ	税務行政	短期専門家を2回派遣し、(1) 政府会計における外国出資取引関連業務の記録作成、(2) 会計業務の信頼性強化、(3) 予算・会計手続きの簡素化・合理化、(4) 資金管理の改善を支援。
コートジボワール	税務行政	IMFが出資する2010年度の診断ミッションを受けて短期専門家を2回派遣。診断評価の目的は、少額・普通納税者管理におけるアプローチに対する明確な理解を促すこと、及び改革の優先事項に加え、このプログラムの下で今後派遣される専門家が重視すべき事項を判断することである。

受益国	分野	2010年度作業計画
ガンビア	税務行政	ガーナを拠点とする地域税務行政アドバイザーによる調査視察を実施。税務行政に対する技術支援のニーズが明らかとなった税務政策に関する2009年中頃のミッションを受けて、技術支援における具体的なニーズ、及び2011年・2012年度プログラムについて協議を行う。
ガーナ	公的財政管理及び税務行政	短期専門家の派遣及び本部ベースのミッションを各1回実施し、公的財政管理の法的枠組みの改革に向けたフォローアップ業務を実施。
リベリア	公的財政管理	PFMミッションを実施し、リベリアを拠点とする地域アドバイザーを視察する。このミッションは、PFMプロセスの管理を回復する方策が特定・実施された2006年の最初のミッション、さらに、進捗状況の評価や、新たな法的枠組みといった追加的方策が実施された2007年と2009年のフォローアップ・ミッションに引き続き実施する。地域アドバイザーは継続的な支援を提供し、新たな法的枠組み、財政会計・報告、資金管理、及び内部監査に特に重点を置く。

受益国	分野	2010年度作業計画
マリ	公的財政管理	短期専門家を1回派遣。当局に対し、(1)プログラム予算の策定に向けた戦略の詳細化、及びこれに対応するコンセプトペーパーの作成、(2)改革を管理する運営委員会体制の確立、(3)プログラム予算編成コンセプトの見直し、(4)予算編成に関する能力強化のための、研修の実施を支援。
ニジェール	公的財政管理及び税務行政	本部ベースの技術支援ミッション、及び短期専門家派遣を各1回実施。目的は、(1)政府会計における外国出資取引関連業務の記録作成、(2)会計業務の信頼性強化、(3)予算・会計手続きの簡素化・合理化、(4)資金管理の改善を支援。
ナイジェリア	公的財政管理及び税務行政	短期専門家を1回派遣。目的は、(1)会計及び情報管理システム (IFMIS) の強化、(2)2008年のJSAプロジェクトのフォローアップによる予算プロセスの強化、及び業績ベースの予算編成 (PBB) システムの採用に向けての前進である。 ガーナを拠点とする地域税務行政アドバイザーによる調査視察では、技術支援におけるニーズ、及び2011年・2012年度のプログラムについて協議。2004年のミッションで示された税務行政改革に関する提言を取り入れているが、2004年から2006年の間にはいくらかの進展が見られたものの、改革アジェンダの中には未完了の項目が残されている。
シエラレオネ	税務行政	短期専門家を1回派遣。付加価値税 (VAT) 導入後の見直しを実施し、少額納税者向けの簡略な制度の整備を支援。

アジア及び太平洋：効果的かつ効率的な公的財政管理

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、アジア太平洋地域の7カ国に対して、公的財政管理及び税務行政の分野における技術支援を提供する。このプログラムの目的は、これらの国々におけるマクロ経済政策・システムの整備を支援し、近代的な予算・財政管理、及び健全な歳入徴収構造に資することである。プログラムの目指すゴールは、(1)各国のマクロ財政策定分析・予測能力の強化、及びトップダウン方式の予算編成の推進、(2)財政管理のあらゆる側面の強化、及び財政における透明性の向上、(3)税務・関税行政の中核的機能である納税者登録、徴収プロセス、リスク評価、監査、高額納税者管理の強化など、多岐にわたる。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、及び地域PFMアドバイザー（拠点国インドネシア）と税務行政アドバイザー（拠点国ネパール）に対して資金を拠出する。なお、これらの地域アドバイザーは、バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ラオス、ネパール、東ティモール民主共和国、及びベトナムにも支援を提供する。一部の国に対しては、具体的な技術支援に関する中期的ニーズを把握するための調査ミッションを実施する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$6,327,000
2010年度のプログラム予算	\$1,338,000

受益国	分野	2010年度作業計画
バングラデシュ	公的財政管理及び税務行政	従来のVAT業務、税規範、及び法の欠陥を見直した2009年の評価を改訂し、当局とともに、3年間のプログラムで短期専門家による技術支援が取り組むべき優先事項を決定する。

受益国	分野	2010年度作業計画
カンボジア	公的財政管理及び関税行政	<p>短期専門家を1回派遣し、マクロ財政管理の改善に着手。</p> <p>短期専門家を2回派遣し、政府会計改革戦略を実施。</p> <p>短期専門家を2回派遣し、資金管理改革戦略を実施。</p> <p>本部主導のミッションでは、当局に対し、マクロ財政予測の改善、及び中期予算枠組み(MTBF)の実施に向けた能力評価のための戦略策定を支援。</p> <p>短期専門家を2回派遣。当局に対し、(1)機能ラインにおける関税行政の改革、(2)業績指標、及び業績管理政策・システムの策定と運用を支援。</p> <p>本部主導のミッションでは改善の進捗状況を見直し、プログラムの2年目に向けて業務の優先性を判断する。</p>
インドネシア	公的財政管理	<p>短期専門家を2回派遣。専門家は、財政の近代化に向けて合意された優先分野において技術支援を提供するが、その基になっているのが、2008年12月に世界銀行とIMFが合同で作成した資産負債管理(ALM)に関する報告の提言である。技術支援の目的は、当局に対し、財政上の単一口座(TSA)に関する業務の完了、及び資産負債管理が改善された状況の中で、資産管理のさらなる改善を支援することである。</p>

受益国	分野	2010年度作業計画
ラオス人民民主共和国	関税行政	短期専門家を2回派遣。当局に対して関税行政のための新たな法的枠組みの運用を支援し、全国ベースで適用される手続マニュアルと指示書の導入を進める。
ネパール	公的財政管理及び税務行政	<p>地域常駐税務専門家を配置し、財政の近代化に集中的に取り組む。</p> <p>税務行政の短期専門家を3回派遣。当局に対し、2009年～2013年の改革案及び近代化計画の実施、及び計画の恒常的なモニタリングやアップデートに必要なシステムと手続きの採用を支援。計画の主な重点は、中期的な歳入徴収の改善に必要な方策の実施、及び納税者のコンプライアンスレベルの引き上げである。特に、技術支援では、課税範囲の拡大、納税者の申告レベルの引き上げ、未払い残高の削減、さらに、適切な監査方法と経験豊富な監査人を選定することで、監査プログラムの実施を通じて歳入増を図ることに重点を置く。</p> <p>本部主導のミッションを実施し、税務・関税改革プログラムに対する2009年の評価を改訂。</p>
東ティモール民主共和国	公的財政管理	常駐専門家が、当局に対して近代的な財政の実施を支援。公的支出及び財政に関する説明責任（PEFA）に重点を置いた本部主導のミッションを実施し、同プログラムで開始すべき優先事項及び技術支援を判断する。さらにPEFAフォローアップ・ミッションを実施し、PFMの改革計画を完成させて理解の強化を図り、計画の実施において当局を支援する。
ベトナム		2010年度には、プロジェクトは計画されていない。

中東及び中央アジア：中央アジア諸国における財源の保護

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、中央アジア地域8カ国における財源の保護と財政制度の強化に資する技術支援を提供する。プログラムの目的は、(1)金融に対する監視の強化、並びに危機管理・危機解決メカニズム及び金融におけるセーフティネットの構築、(2)中期戦略及び政策指向の予算管理のための制度・枠組みの構築、並びに世界的金融危機への対応として求められる、財政再建の取り組みに対する支援、(3)特に財務報告の改善と中期予算枠組みの導入に重点を置いた、現在進められている予算・財政改革実施の一層の強化、(4)銀行セクターの規制・監督の強化、問題を抱える銀行に対する改善措置の実施など、(5)ストレステストや早期警告システムなどの分野を含む監督業務の高度化である。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、カザフスタン共和国を拠点とする常駐アドバイザー、ウズベキスタンを拠点とする地域PFMアドバイザーに対して資金を拠出する。なお、これらのアドバイザーは、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス共和国、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンに対しても支援を提供する。一部の国に対しては、具体的な技術支援に関する中期的ニーズを把握するための調査ミッションを実施する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$4,150,000
2010年度のプログラム予算	\$1,107,000

受益国	分野	2010年度作業計画
キルギス共和国	公的財政管理及び銀行監督	<p>短期専門家の派遣と本部ベースのミッションを各1回、及び地域PFMアドバイザーの協力により、予算編成の強化、並びに予算と中期計画、コミットメント管理、及び財務報告の統合を支援。</p> <p>短期専門家を2回派遣。銀行監督の強化に向けて銀行に対する改善措置を実施し、より高度なストレステスト方法を適用。</p>

受益国	分野	2010年度作業計画
カザフスタン共和国	公的財政管理及び銀行監督	<p>短期専門家の派遣と本部ベースのミッション各1回、及び地域PFMアドバイザーの協力により、(1)中期財政・予算枠組みの改善、現行の3カ年予算・計画プロセスとの統合、(2)銀行破たん処理のための法的枠組みの強化を支援。</p> <p>常駐アドバイザーを配置し、銀行破たん処理の法的枠組みの強化、及び技術面・行政面の支援を提供。</p>
タジキスタン	公的財政管理	<p>地域アドバイザーの協力、及び本部ベースのミッション1回により、(1)国有企業 (SOE) モニタリング部局を十分に機能させ、(2)コミットメント管理システム、詳細な資金管理システム、財政上の単一口座 (TSA) に関する完全なシステムの設計を支援する。</p>
アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、トルクメニスタン	公的財政管理	<p>地域アドバイザーを調査のために派遣し、PFMに対する技術支援の今後の可能性について協議。初年度については、具体的な技術支援の計画はない。</p>

アジア・太平洋: マクロ経済管理の強化

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、アジア太平洋地域におけるマクロ経済管理の強化を目指した研修を提供し、政府職員による経済状況の分析、問題の診断、適切な政策の策定・実施における能力向上を図る。研修はIMFシンガポール地域研修所（STI）を通じて提供され、マクロ経済分析・政策、通貨・金融市場、対外セクター、財政セクター、マネーロンダリング対策、テロ資金防止などに関するコースが開設される。このプログラムは、長期・短期専門家の派遣、本部ベースの視察、研修などの参加者、通訳・翻訳、研修コースの準備、スタッフの移動などの経費を負担する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$6,923,977
2010年度のプログラム予算	\$2,081,497

受益国	分野	2010年度作業計画
アジア及び太平洋諸国	マクロ経済管理研修	46週間に及ぶ研修では、マクロ経済診断、マクロ経済予測、金融健全性指標、通貨・為替政策、問題を抱える銀行に対する効果的な法的枠組みの設計、銀行危機の解決、金融安定化のための経済政策、財政問題のマクロ経済への影響、ファイナンシャルプログラミング・金融政策、外部セクター問題、マクロ経済管理と財政政策、中央銀行における金融保護、金融市場と新たな金融商品、ファイナンシャルプログラミング・金融政策、政府財政統計、マクロ経済診断、ファイナンシャルプログラミング・金融政策、通貨・為替政策、マクロ経済管理、金融セクターにおける課題などのコースが開設される。

南東ヨーロッパ：財政管理の強化

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、南東ヨーロッパ（SEE）の11カ国に対して、公的財政管理及び税務行政の分野における技術支援を提供する。プログラムの目的は、各国で現在実施中の予算・財政改革を強化し、域内の歳入行政が、国際的なベスト・プラクティスやEU要件に準じたものとなるよう支援することである。このプログラムでは、各国に対して、特に(1)財政再建の達成、(2)財政調整及び財政節度の確保、(3)予算編成を通じた資源配分の改善、(4)納税者の税法に対するコンプライアンスの向上、(5)公平かつサービス志向の税務行政の提供に関して支援を提供する。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、スロベニア他1カ国（未定）に派遣される地域PFMアドバイザーと税務行政アドバイザーの2名に対して資金を拠出する。なお、これらの地域アドバイザーは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モルドバ、モンテネグロ、セルビア、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ブルガリア、ルーマニア、スロベニアに対しても支援を提供する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$6,001,000
2010年度のプログラム予算	\$1,631,000

受益国	分野	2010年度作業計画
アルバニア	公的財政管理及び税務行政	<p>地域PFMアドバイザーが債務管理戦略と中期予算枠組みの統合を支援し、債務と資金管理業務の統合改善を進める。</p> <p>短期専門家の派遣と本部ベースのフォローアップ・ミッションを各1回実施。さらに地域税務行政アドバイザー協力により、改革の進捗状況の見直し、改革戦略の改訂に関する支援、全般的なコンプライアンス戦略の策定支援を行う。改革における主な優先事項は、(1)コンプライアンスリスク管理システムの策定、(2)業務実績測定能力の開発、(3)高額納税者業務の強化、(4)中核的な業務プロセスの改善、(5)業務と将来における改革の可能性を阻害する旧来のITシステムの更改である。</p>

受益国	分野	2010年度作業計画
ボスニア・ヘルツェゴビナ	公的財政管理及び税務行政	<p>短期専門家の派遣2回、及び地域PMF・税務行政アドバイザーの協力により、(1)財政審議会との協働による中期予算、及びIMFの掲げる目的とEUの報告要件を満たす財務報告制度の確立、(2)国及び各機関レベルにおける債務管理能力の強化を推進。</p> <p>地域歳入行政アドバイザーの協力により、納税者のコンプライアンス管理のための「ベスト・プラクティス」システムに関するガイダンスを提供。</p>
ブルガリア	公的財政管理	<p>地域PFMアドバイザーの指導により、(1)最近のPFM改革から得た教訓を見直し、(2)歳出管理及び歳出の優先順位付けの強化を支援。</p>
クロアチア	公的財政管理	<p>地域PFMアドバイザーの指導により、(1)債務管理戦略と中期予算枠組み(MTBF)の統合、(2)資金及び債務管理の機能統合を推進。</p>

受益国	分野	2010年度作業計画
コソボ	公的財政管理及び税務行政	<p>本部ベースのミッションを1回実施し、地域PFMアドバイザーの協力により、当局に対し、(1)財政地方分権化プログラムの整備をさらに進め、それらを政府の中期財政政策の策定に盛り込むこと、(2)資金・債務管理業務を発展させることについて助言を提供。</p> <p>短期専門家の派遣3回、及び地域税務行政アドバイザーの協力により、IT改革戦略と全般的なリスク管理、及びOECD推奨のコンセプトと類似した納税者コンプライアンスシステムの整備に関する指導を実施。</p>
マケドニア	公的財政管理	<p>短期専門家の派遣2回、及び地域PFMアドバイザーの協力により、(1)当局に対する中期予算枠組みと年次予算プロセスの調整、及び歳出シーリングの完全導入を支援し、(2)財政プロセスのさらなる整備を進め、予算政策の実施、及び債務・資金管理プロセスの統合をサポートする。</p>
モルドバ	公的財政管理及び税務行政	<p>本部ベースのミッションを1回実施し、予算分野におけるPFM改革戦略、及び資金管理に関する能力強化を見直す。</p> <p>地域税務行政アドバイザーが、納税者のコンプライアンス管理における国際的なベスト・プラクティスに関する指導を実施。</p>
モンテネグロ	公的財政管理	<p>本部ベースのミッションを1回実施し、地域PFMアドバイザーの協力により、(1)中期予算枠組み(MTBF)整備の見直し、(2)投資計画の評価・実施に向けたさらなる能力強化、及び支出機関に対する新たな手順の適用開始を支援。</p>

受益国	分野	2010年度作業計画
ルーマニア	公的財政管理	短期専門家の派遣と本部ベースのフォローアップ・ミッション各1回、及び地域PFMアドバイザーの協力により、(1)2009年の本部ベースのミッションでの提言に従い、財政責任法を整備して中期予算枠組み（MTBF）を強化し、(2)中期予算編成プロセスにおける持続可能性の確保に向けた資金・債務管理の統合を支援。
セルビア	公的財政管理及び税務行政	<p>地域PFMアドバイザーの協力により、当局に対し、債務・資金管理プロセスの改善、及び債務戦略と中期歳出枠組み（MTEF）の統合を支援。</p> <p>短期専門家の派遣3回、本部ベースのフォローアップ・ミッション1回、及び地域税務行政アドバイザーの協力により、包括的な税制近代化プログラムを策定。プログラムには、(1)戦略的計画の策定、(2)ITシステムの更改（業務プロセスの再設計など）、(3)法執行及び納税者に対するサービス活動を通じての納税者コンプライアンスの向上を目指した担当機関の能力を強化などを盛り込む。</p>
スロベニア	公的財政管理	地域PFMアドバイザーから財務省に対し、中期予算プロセスに対する業績指標を導入した上で、中期政策目標の達成状況を判断するよう指導。

西半球: 財政管理、財務報告、及び税務監査の強化

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、南米の4カ国（ボリビア、コロンビア、パラグアイ、ペルー）に対して、税務行政及び公的財政管理の分野における技術支援を提供する。プログラムの目的は、中期戦略上及び政策志向の歳入行政・予算管理のための制度・枠組みの構築における取り組みについて、その継続・強化において当該国々を支援することである。プログラムでは、特に、コンプライアンスの管理と財政機能における短所の問題に取り組み、そのための資金・債務管理および情報管理システム（IFMIS）の改善を進める。

このプログラムは、ボリビア、コロンビア、パラグアイ、ペルーの各国に支援を行う短期専門家の派遣、本部主導の視察、及びセミナーの開催に対して資金を拠出する。一部の国に対しては、具体的な技術支援に関する中期的ニーズを把握するための調査ミッションを実施する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$1,517,000
2010年度のプログラム予算	\$522,000

受益国	分野	2010年度作業計画
ボリビア	税務行政	本部主導の税務行政ミッションを1回実施。技術支援が数年間行われていなかったことから、評価を実施し、本プログラムにおいて短期専門家を派遣すべき優先分野を特定。
コロンビア	税務行政	本部主導の税務行政ミッションを1回実施。2008年の評価を改訂し、本プログラムにおいて短期専門家を派遣すべき優先分野を特定。

受益国	分野	2010年度作業計画
パラグアイ	公的財政管理及び税務行政	<p>短期PFM 専門家を1回派遣。2009年度のJSAプログラムにおいて開発された新たな業務手順の実施を支援。その目的は、当局による国内・国外における移行手続きの近代化への支援、及び2009年度の提言に含まれる、米州開発銀行（IADB）による技術支援への移行準備である。</p> <p>本部主導の歳入行政フォローアップ・ミッションを1回実施し、2008年の税務・関税行政診断評価を改訂し、本プログラムにおいて技術支援を優先すべき分野を特定。</p> <p>短期専門家を1回派遣。当局に対して債務管理における技術支援のニーズ評価を支援し、債務管理戦略案を作成。</p>
ペルー	公的財政管理及び税務行政	<p>短期専門家を2回派遣し、財政管理ワークショップを1回開催。その目的は、(1)新たな法執行計画、及び税徴収及び監査分野の近代的な業務手続きに関する2009年の技術支援ミッションで示された提言の実施、(2)新たな金融管理情報システムの整備に向けた、政府による健全な概念モデルの策定支援、(3)財政及び債務管理の分野におけるサブ地域レベルでのピア・ラーニングや経験共有の促進である。</p>

**東南アジア諸国連合（ASEAN）：
銀行監督の改善による地域における金融安定性の強化**

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、ASEAN加盟4カ国における金融安定性の向上と維持に資する技術支援を提供する。プログラムの目的は、(1)基準監督業務と、広く認知された国際基準との一致・調和の推進、(2)ASEAN加盟国の銀行システムにおける対等な条件を導入し、金融統合・介入の円滑化を図ることである。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、さらには、カンボジア、インドネシア、フィリピン、ベトナムに配置され、これらの4カ国に対して支援を提供する地域アドバイザーに対して資金を拠出する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$7,025,355
2010年度のプログラム予算	\$2,250,562

受益国	分野	2010年度作業計画
カンボジア	銀行監督	長期常駐アドバイザーの任期を延長し、短期専門家を2回派遣。目的は、カンボジア中央銀行に対する(1)金融拡大のモニタリングにおける監督者の能力向上、(2)リスクベースの監督アプローチによる銀行監督の強化、(3)問題を抱える銀行の破たん処理をはじめとする監督政策における幅広い問題に関する助言における支援の提供。
インドネシア	銀行監督	長期常駐専門家の任期を延長し、短期専門家を2回派遣。目的は、インドネシア中央銀行に対する(1)リスクベースの監督の実施支援に向けた規制・監督政策の強化、(2)金融拡大のモニタリングにおける監督者の能力向上、及びリスクベースの監督の促進、(3)銀行システムに対する危機解決枠組みの策定における支援の提供。

受益国	分野	2010年度作業計画
フィリピン	銀行監督	長期常駐アドバイザーの任期を延長し、短期専門家を2回派遣。目的は、フィリピン中央銀行（BSP）に対する(1)リスクベースの監督の強化、(2)検査と監督業務の実施における一貫性を確保するためのプルデンシャル規制の執行強化、(3)問題を抱える銀行の特定及び破たん処理に関するBSPの能力向上における支援の提供。
ベトナム	銀行監督	長期アドバイザーの任期を延長し、短期専門家を2回派遣。ベトナム中央銀行（SBV）の銀行監督機能の強化を支援し、(1)銀行監督及び規制枠組みの主な分野における課題の特定・対応策の検討、(2)リスクベースの監督に向けたスタッフの能力強化を推進。

**中部アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC) :
地域金融機関の強化**

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、CEMACに対して地域内の金融安定化、統合、介入の改善に資する技術支援を提供し、経済活動の増大と貧困削減を目指す。プログラムの具体的な目的は、(1)地域通貨連合の管理改善に向けた政策・メカニズムの整備、(2)地域レベルの金融監督・監視の強化である。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、及びカメルーンの中部アフリカ諸国銀行 (BEAC) に配置されている地域アドバイザーに対して資金を拠出する。なお、地域アドバイザーは、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、赤道ギニア、及びガボンに対しても支援を提供する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算総額	\$3,543,084
2010年度のプログラム予算	\$1,135,022

受益国	分野	2010年度作業計画
CEMAC	公的債務管理及び銀行監督	<p>長期専門家を1名派遣。短期専門家の派遣を10回、本部主導のミッションを2回実施し、セミナーを1回開催。目的は以下のとおり。</p> <p>(1)中部アフリカ諸国銀行 (BEAC) に対して、地域レベルの国債市場の開設に向けた効果的なインフラ整備を支援。具体的には、(i)地域金融市場の運営に関する内部手続きを見直し、BEACのリファイナンス・オペレーションの担保として受け入れる国債の導入を検討、(ii)複数国の財務省における確認試験の実施、(iii) BEACにおける中央預託機関 (Cellule de Règlement et de Conservation des Titres—CRCT) を設立・運営、(iv)各国の財務省を対象とする研修を企画。</p> <p>(2)BEACに対して外貨準備高管理能力の強化を支援し、(i)外貨建て資産管理のための包括的戦略の草案を策定、(ii)トレーディング・ルーム、信用リスクモニタリング、業績評価・報告、流動性報告ベンチマーク、会計原則の実施を強化。</p> <p>(3)BEACに対して通貨政策の設計・実施分野における研究能力強化を支援し、(i)経済・研究局の強化及びその分析能力の向上、(ii)経済データ収集、及び関係政府機関との調整の強化を図る。</p> <p>(4)中央アフリカ・地域銀行委員会 (COBAC) に対して、オンサイト監督能力とオフサイト分析能力の強化を支援。</p>

添付資料1B

2010年度に完了したJSAによる技術支援のプロジェクト

本添付資料は、2010年度に完了した71件のJSA技術支援プロジェクトについてまとめたものである。ここでは、これらのプロジェクトの概要と総予算を説明し、プロジェクト実施期間における主な成果を紹介する。

アフリカ			
受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカー フランス語圏国	\$56,500	2008年にチュニジアで開催した初の地域セミナーに引き続き、チュニジアでワークショップを開催した。ワークショップでは、直接投資残高共同調査（CDIS）の実施に向けた各国の進捗状況を見直し、参加者が直面した課題への対応を検討した。この調査は、参加国の直接投資に関するポジションデータの質的向上を目指したものであり、ワークショップでは、調査の実施に向けた手順を示したCDISガイドに重点が置かれた。	ワークショップに参加した9カ国すべてが、CDISガイドの枠組みに沿った詳細な実施計画を提出した。各国は、特に質問票、調査対象の特定、一部の調査対象者からの相談に関して講じた方策を紹介した。6カ国（ベニン、カメルーン、コートジボアール、ギニア・ビサウ、マダガスカル、モロッコ）では、国際ポジション統計の編纂に必要な金融ストック（フローを含む場合もある）全体を網羅する調査をすでに実施、またはその過程にある。3カ国（ブルンジ、ルワンダ、サントメ・プリンシペ）では、CDISの準備において、他の国ほどの進展は見られなかった。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカ—複数国	\$30,000	直接投資残高共同調査（CDIS）に関する3日間のセミナーを開催し、その参加費用に対して資金を拠出。この調査の目的は、参加国の直接投資に関するポジションデータの質的向上であり、セミナーでは調査の進捗状況を見直し、実施上の問題点に対処した。セミナーには14カ国の代表が参加し、開催国である南ア共和国が各種施設や実務上の支援を提供した。	参加者全員が、調査の準備、実施、編集/検証、及びIMFへの情報提供に関するスケジュールを説明した。また、使用する報告様式についても参加者全員で協議を行った。ほとんどの場合、英国国際開発省（DFID）とウガンダが開発した民間設備投資調査の調査票を基本としている。調査票については多くの改善案が出された。多くの国々がこの調査に参加する予定である。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカ—複数国	\$149,500	<p>プロジェクトでは、長期専門家をシエラレオネに2回、リベリアへ3回派遣した。シエラレオネでは、専門家は当局に対して、改革の機運を維持し、個々の技術支援活動が適切に定められ、順序立てて実施されることを確実にするための支援を提供した。税務行政における主要目標の中で重点が置かれたのは、(1)物品サービス税（GST）の徴収開始、(2)税務担当部局の設置による分断された体制の排除、(3)直接税行政と間接税行政の統合（高額納税者から着手）であった。リベリアでは、専門家は、改革における具体的な課題について指導し、近代化計画の完成に向けて当局を支援した。なお、この計画は税務・関税行政それぞれの近代化プログラムに関する主要ドナーとの間の長期的な資金支援協定を確実なものとするために必要とされている。</p>	<p>シエラレオネ：GSTについては、これまでに幾度も世界的な景気後退の影響で延期されてきたが、国家歳入庁（NRA）はGSTの徴収開始に向けた準備を十分に進めている。高額納税者事務所（LTO）が拡大され、GSTを含めたすべての国内税を管理する機関となっている。専門家は、LTOが国内税務業務全般を管理するための支援を行い、同時に、NRAの中に幅広い税務行政を担当する部署を設け、NRAが単なるLTOを超えた総合的な機能を持つ機関となるための準備も進めている。</p> <p>リベリア：税収のGDP比は、紛争終結後の再建期の3年～4年の間にほぼ倍増しており、これは、平和の配当と財政的直観力の回復による影響を反映したものである。世界銀行、アフリカ開発銀行、米国やフランスなどの二国間支援国など、より幅広いドナー支援への要請についても進展が著しく今後の展開が期待される。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカ—複数国	\$143,000	<p>プロジェクトでは、ルワンダとザンビアに短期専門家を5回派遣し、当局に対して税務・関税行政の近代化に関する支援を提供した。支援の主な分野は、(1)自己評価システムの強化やリスク管理の導入を含む税務業務の改善、(2)税務・関税組織の改善、具体的には (i) 直接税と間接税業務の統合、(ii) 機能ベースの税務・関税業務の管理、(3)納税者区分の導入によるコンプライアンスリスク、及び各区分の納税者（高額、普通、少額）に必要なサービスに関する考慮、(4)紛争終結後で各種能力が欠如する国における基本的業務の再構築や強化である。</p>	<p>プロジェクト資金は、ルワンダとザンビアに対してのみ充当された。ルワンダでは、専門家は、歳入業務の担当機関による社会負担徴収に関する政策、法務・実務、情報技術における側面、およびルワンダ歳入庁（RRA）とルワンダ社会保険基金（Caisse Sociale du Rwanda：CSR）との間の要請された連携について助言を提供した。専門家の派遣による重要な成果の一つは、社会負担徴収のRRAへの移管を計画するためのプロジェクト管理の枠組みが策定されたことである。</p> <p>ザンビアでは、専門家は、2006年の歳入行政ミッションにおける改革と近代化戦略に関する提言の実施強化を効果的に進めた。専門家は、ザンビア歳入庁（ZRA）の幹部やスタッフと共同で、改革のための実務作業計画とスケジュールを作成した。さらに専門家は、ワークショップを活用し、必要とされる構造的改革の複雑な内容について説明した。その内容は、(1)本部における機能的な組織体制の整備、(2)高額納税者事務所（LTO）の開設、(3)改革及び近代化のためのガバナンス枠組みの実施などであった。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカ—複数国	\$50,000	<p>セネガルの西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）の銀行業務研修センター（COFEB）において、マクロ経済管理・金融セクターの課題に関する研修コースをフランス語で開催した。このコースには、通貨・為替政策、健全な金融システム確立のための政策、及びこれら2つの要素の接点に位置する政策（公的債務管理、金融セクターのセーフティネット、金融危機管理、マクロ・プルーデシヤルな監督など）、という3つの課程を設けた。1コースは、15回の講義と4つのワークショップで構成され、その中で通貨・為替政策、金融セクターの業績分析、銀行セクターのストレステストなどがテーマに取り上げられた。コースには、11カ国（ベニン、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、ギニア、ギニア・ビサウ、マリ、ニジェール、ルワンダ、セネガル、トーゴ）から25名が参加し、BCEAO本部からも3名が参加した。参加者のうち15名は財政・経済担当省庁の職員であり、その他の参加者は、各国のBCEAO機関及び中央銀行本店の職員であった。</p>	<p>参加者によるこのコースの全般的な評価は、1から5までの5段階評価（5点満点）で4.8点であった。参加者は、コースで得られた知識や技能が各人の業務にとって有用であると見ており、特に「銀行システムの業績およびストレステストの分析」に関するワークショップを評価していた。さらに、コースを担当したチームの報告によると、参加者は非常に意欲が高く、積極的に質問を出し、議論に参加していた。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカ—複数国	\$93,750	マクロ経済及び金融政策の設計・実施に関する参加者の理解向上を目指す2週間の研修コースを実施し、その参加費用に対して資金を拠出した。このコースはガーナで開催され、西アフリカ諸国金融・経済研究所 (WAIFEM) 加盟国の29名が参加した。参加者のうち10名は、財政、経済、計画担当省庁の職員、11名が中央銀行職員、残りの8名がその他の組織 (統計局、債務管理局、西アフリカ通貨機構など) の出身であった。	このコースは参加者に非常に高く評価され、コースの全般的な評価は、5点満点で4.8点という高得点であった。コースに関する書面でのフィードバックでは、参加者は以下の事項を指摘した。(1) 主要マクロ経済セクターと政策のリンクについての理解が高まった、(2) ワークショップは、講義において提起された課題を発展させ、明確化する上で重要であった、(3) 講師や指導員は非常に熱心で経験も豊富であり、彼らの持つ専門知識を効果的に伝えていた。
アフリカ—複数国	\$171,600	プロジェクトでは短期巡回専門家を6回派遣し、西アフリカ経済通貨連合 (WAEMU) による6つのPFM指令の改訂に対して支援を提供した。これらの指令は、1990年代にIMFの支援により策定したものであり、それぞれ、透明性、予算法、公共会計規則、勘定科目一覧表、予算分類、及び財務報告に関するものである。	WAEMU閣僚会議は、2009年3月と6月において専門家が策定した新たな6つの指令を採択した。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカ—複数国	\$70,000	<p>ファイナンシャルプログラミング・金融政策に関する2週間の研修コースをウガンダで実施し、その参加費用に対して資金を拠出した。このコースには、東南アフリカ・マクロ経済研究所（MEFMI）加盟の10カ国から28名の政府職員が参加した。参加者のうち19名は財政、経済、計画担当省庁の職員、9名が中央銀行職員であった。MEFMIは1996年に設立され、加盟国（アンゴラ、ボツワナ、ケニア、レソト、マラウイ、ナミビア、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ）のマクロ経済及び金融管理の重要分野における人的・制度的能力向上を目指している。IMF研修所は、MEFMIの設立以来、加盟国を対象とする研修コースを実施している。</p>	<p>このコースは、マクロ経済及び金融政策の設計・実施に関する参加者の理解向上に寄与した。コースでは、経済（実体、財政、通貨、対外セクター）における主要マクロ経済セクターの分析、業務に影響する主な政策、成長を促進しマクロ経済調整を実現するために必要な一連の政策をいかに策定・調整するかというテーマが取り上げられた。コースにはワークショップが含まれており、その中で参加者は予測技術を学び、その応用を試みるとともに、ケーススタディの対象国のための調整プログラムの作成に取り組んだ。参加者はこのコースを非常に高く、5点満点の4.7点と評価した。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカ—複数国	\$209,300	プロジェクトでは、ベニン、ブルキナファソ、カメルーンに専門家を各2回派遣。当局に対して歳入増加を支援し、高額・普通納税者のコンプライアンスの向上、及び税収基盤の拡大に努めた。専門家が特に支援した事項は、(1)普通納税者事務所の強化、(2)納税者の区分、(3)高額・普通納税者を対象とするコンプライアンス・プログラムの完成、(4)登録納税者数の増加であった。	<p>カメルーンとブルキナファソの財務行政については、着実な進展が見られる。この両国は、2009年に新たな納税者を検出・登録したことから税収基盤が拡大している。両国とも高額納税者のコンプライアンス率は高いが（カメルーンで100%、ブルキナファソでは99%）、普通納税者に関しては若干低い。普通納税者事務所（MTO）が、主要都市（カメルーンのドゥアラとヤウンデ、ブルキナファソのワガドゥグ）に開設された。加えて、MTOのさらなる拡大、指標に基づく税務行政モニタリングの改善、税に関する知識の強化、及び税関当局との協力が、この両国において、特にインフォーマルセクターにおける未登録の高額・普通納税者を検出する上で極めて重要になっている。</p> <p>ベニンでは改革の進展が遅れており、高額納税者事務所、及び既存の2カ所のMTOの組織と業務について大幅な改善が必要である。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
BEAC—中部アフリカ諸国銀行	\$260,400	<p>プロジェクトでは長期専門家の任期を延長。中部アフリカ諸国銀行 (BEAC) 及び中部アフリカ経済通貨共同体 (CEMAC) 加盟国に対し、CEMACにおける地域レベルの公的債務市場の運営に求められる制度及び市場インフラ整備に関する支援を提供した。技術支援は、特に、当局に対する以下の支援を目的としていた：(1) 国債発行プロジェクトの制度・規制枠組みの明確化、(2) 将来的なメカニズムに関わる当事者に対する研修・指導の提供、(3) BEAC内の債権管理担当部局の業務に必要な技術・戦略面のオプション開発、(4) 現行の規則やプラクティスと関連する国際基準との整合性を確保し、CEMAC加盟国が、国家レベルに代わって地域レベルで債権を発行できるようにすること。</p>	<p>地域レベルの公的債務市場の制度的枠組みが確立され、BEACはCEMACにおけるこの市場の運営に必要な市場インフラの整備を進めている。さらにCEMAC加盟国は、行政における資金調達のための市場商品の信頼性を高めるために必要な、公的債務及びキャッシュフローの管理能力を構築している。また、BEACは、効率的な金融市場と国債発行市場を醸成する金融業務のための枠組みも構築している。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
コートジボワール	\$59,800	プロジェクトでは短期専門家を2回派遣し、当局に対する関税行政能力の向上に関する支援において、(1)取り締まりのためのリスク分析の実施、(2)国際貨物輸送のモニタリングを推進した。	技術支援が提供されたいずれの改革においても、著しい進展が見られた。関税局の中央リスク管理部署では組織再編が進められるとともに、ITシステム(SYDAM)においてリスクプロファイルが作成・保管され始め、主要港湾での検査における関税申告書の選別をサポートしている。貨物輸送に関する分野では、専門家は関税本部に対して、電子データの即時交換を使用した新たなモニタリング手順の設計を支援し、対応するIT要件の特定に協力した。
ガボン	\$59,800	プロジェクトでは、税務行政の専門家と関税行政の専門家を各1回(3週間)派遣し、税務・関税行政の近代化に関する支援を行った。技術支援では、(1)中小企業のコンプライアンスの向上、(2)関税改革イニシアティブ全体の整合性の改善を推進した。	試験的な普通納税者事務所(MTO)を開設してコンプライアンスを向上させるという最初のステップは、予定通り達成された。具体的には、MTOの設計が完了し、実施に向けた詳細な行動計画が策定された。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ケニア	\$171,600	プロジェクトでは短期専門家を4回派遣。ケニア歳入庁(KRA)に対し、すでに開始されている関税行政の改革・近代化の迅速化と強化に向けた支援を行った。技術支援で提案された事項は、(1)機能ベースの組織体制の確立、(2)業務プロセスの改善、(3)関税リスク管理の実施及び通関情報、(4)認可事業者(AEO)制度の確立である。	専門家の尽力により、重点と優先事項をより明確化した関税近代化プログラムが作成された。主な達成事項は、(1)機能ベースの組織構造の確立、(2)認可事業者(AEO)制度の開始、(3)通関情報とリスク管理を調整する国のターゲティングセンターの設立、(4)関税局(CSD)に完全導入されている近代的ガバナンス体制の実施である。当局は、モンバサ港における24時間業務の開始にも主導権を発揮し、混雑緩和と通関時間の短縮を目指している。
リベリア	\$228,800	プロジェクトでは、税務・関税両分野の専門家による4回の短期派遣を2シリーズにわたって実施。当局に対して歳入行政機関の再建に関する支援を行ったが、その際、初期の成果に大きく影響する分野を優先した。技術支援では、歳入増大とコンプライアンスの強化、特に、経済において最も重要である納税者と貿易事業者のコンプライアンスに重点を置いた。	リベリア当局は、比較的短期間の枠組みの中でかなりの改善を達成した。成功における最も重要な点は、税収が実質的に大幅に改善し、わずか数年の間にGDP比が5%以上上昇したことである。その他にも、納税登録や申告の観点から見たコンプライアンスが改善傾向を示している。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
リベリア	\$182,871	プロジェクトでは、専門家2名による短期派遣を3回実施。最近完成した公的財政管理（PFM）の法的枠組みの運用支援を行い、枠組みのサポート資料（具体的には規則、指示書、運営ガイダンス）の作成、及び新たな要件を伴う公共サービスに関する各種研修と訓練を推進した。実施に関する詳細なフォローアップが必要とされた分野は、予算サイクル、予算権限の移譲、年間の歳入歳出予測と計画、コミットメント管理、予算財源の年内再配分手続き、借入手続き、政府保証手続き、資金管理手続き、銀行業務プロセス、会計規則、給与支払い手続き、金融報告要件、内部監査規則、及び予算分類である。	内閣が新たな規則を採択し、新たな法的枠組みの運用が開始され、多くの分野について進展が報告されている。法律や規則の文書が作成され、教材も用意されている。金融管理に携わるすべてのスタッフが受講する研修を担当する講師への研修が実施された。内閣は、新たな法律・規則の下での役割及び責任を十分に認識している。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
マリ	\$59,800	プロジェクトでは税務行政の短期巡回専門家を2回派遣。普通納税者事務所（MTO）の開設による中小企業のコンプライアンスの向上に関して支援を行った。	専門家は、最初の派遣時にMTOの主な特徴を説明するコンセプト・ノートの作成を支援し、その実施に向けて、詳細かつ良く順序立てられた行動計画を設計した。二回目の派遣では行動計画を改訂し、遅れが生じていたMTOの開設を迅速に進めるための早急な対策について助言した。本報告書の完成時には、MTOは業務を開始し十分に機能している。専門家はMTOの初期ポートフォリオの特定にも力を入れ、税基盤拡大のための具体的な対策を提言した。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ナミビア	\$62,114	<p>プロジェクトでは短期専門家を2回派遣。当局に対して新たなプログラムと業績フォーマットに基づく年次予算の管理を支援し、</p> <p>(1)プログラムと活動設計における明瞭性と整合性の確保、(2)プログラムに基づく新たな歳出管理規則の実施、(3)財政法の改正を推進した。技術支援でも、プログラムの予算編成アプローチに沿って会計システムの改訂を行った。具体的には、(1)新たな予算分類制度、(2)歳出をプログラムベースで計上可能な勘定科目一覧表(COA)の改訂版、(3)新たなプログラムに整合する最新の財政規則などが作られた。</p>	<p>2010年から2011年に試験的に設けられる省庁のプログラム・フォーマットの改善に関する業務が開始された。財務省が指導要領を作成し、これらの庁に対して、プログラム構造をどのように、そしてどの部分を改善する必要があるのか説明した。</p> <p>年次予算は、メインの資料、つまり従来の行政ベースに基づく歳出を含む「歳入・歳出推計」、および複数年プログラムベースの歳出を含む「中期歳出枠組み(MTEF)」で構成される。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ナイジェリア	\$119,600	プロジェクトでは、PFMアドバイザーの巡回派遣を実施。連邦政府の全省庁における政府の中核的な金融システムの再構築・実施を完了させ、強化を推進した。このシステムには、メインシステム（決済、銀行業務、会計における会計取引記録報告システム：ATTRRS）が含まれるが、これは、政府の歳出全体の分類・記録を統一し、自動化するための基盤の提供を目的としている。さらにこのシステムは、報告及び歳出プログラムの管理、並びに規則に準じた連結財務報告を編纂するためのプラットフォームの提供を目指すものである。アドバイザー派遣のもう一つの目的は、政府の中期財政管理情報システム（FMIS）の具体化、入手、開発に対する戦略的支援の提供であった。	全ての省、局、関係機関（MDA、95カ所）、及び連邦決済事務所（FPO、38カ所）が、ATTRRSの対象となった。関係省庁による会計報告作成における適時性も改善され、86近いMDAとEPOがATTRRSを通じて2008年の会計報告を提出した。ATTRRSシステムにおける進展は、連邦政府による決済の効率性と会計機能の強化に資するものとなっている。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ルワンダ	\$260,400	<p>プロジェクトでは長期専門家の任期を延長し、ルワンダ中央銀行 (BNR) に対して以下の支援を行った：</p> <p>(1) ノンバンク金融機関 (NBFI) を監督する新たな部署の設置、</p> <p>(2) 国際基準に則った監督ツールと作業手法の開発・採用、</p> <p>(3) スタッフ研修に関する取り組みの支援と調整、</p> <p>(4) 保険法改正案の起案と制定。</p>	<p>注目すべき進展が見られた。専門家は、新たに設立されたNBFI監督局が十分に機能し、NBFIに対して継続中の監督を実施することが可能であり、効果的な監督業務に必要な規制や業務上のツールを十分に備えた組織となるよう支援を行った。さらに専門家は、NBFIの監督における中核的原則やベスト・プラクティスに関するOJT及び講義形式の研修を実施・推進し、毎週実施された「技術議論シリーズ (TDS)」が監督における技術やソフトスキルの発展にとって効果的なツールとなった。またBNRは、新たなNBFI監督局を対象とする職員研修プログラムを開発・採用した。専門家は、監督局の職員間のスキルのギャップに注目し、短期・長期用研修プログラムの概要を作成するとともに、適切な専門研究や資格について確認した。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
シエラレオネ	\$89,700	プロジェクトでは短期専門家を2回派遣。シエラレオネ中央銀行 (BSL) に対し、銀行監督における効率性の強化に関する支援を行った。1回目のミッションは短期専門家2名が担当し、商業銀行によるオフサイト報告の効率性の改善、及びマニュアルの作成を支援した。このマニュアルは、個々の銀行や銀行業界全体内の高リスク分野へ、監督局の資源を効率良く集中的に投入するための能力強化を目的としている。2回目のミッションは短期専門家1名が担当し、オンサイト・オフサイト監督プロセスの実施における BSL スタッフの能力を評価して提言を示すとともに、リスクベースの監督のさらなる強化に向けたスケジュールを提案した。	専門家は、研修に加えて現場での支援を行い、BSLの監督官にはオフサイトデータの処理と分析の効率化を図るためのツールが提供された。データ収集の効率性をさらに高めるため、エクセルフォーマットによる共通の報告書テンプレートが作成され、BSL ウェブサイトにおいて利用可能となった。これにより、商業銀行から BSL 銀行監督局への報告に必要な書式が提供されることになった。検査前分析用のテンプレートも開発され、監督官が各金融機関のリスク管理システムの妥当性を判断するのに役立っている。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ウガンダ	\$59,800	プロジェクトでは短期専門家を2回派遣し、ウガンダ当局による税務行政改革プログラムの重要な側面の実施に関する支援を行った。専門家は、当局による国内の税務行政強化を支援し、戦略的・技術的助言を提供した。	プロジェクトの期間中、ウガンダ歳入庁（URA）によるプログラムの近代化については、目覚ましい進展が見られた。主な成果には、(1)カンパラにおける普通納税者事務所（MTO）の開設、(2)ベスト・プラクティスの特徴を取り入れた新たな統合ITシステムの導入、(3)小企業納税者行政の改善に向けた戦略の策定、(4)税務手続き法の起案、(5)監査手順・手続きの強化、(6)石油税行政に関する能力強化における前進などがある。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ザンビア	\$31,057	プロジェクトでは短期専門家を2回派遣。当局に対して付加価値税(VAT)の生産性向上を支援し、税務行政に加え、生産性や特定された改善策の実施に影響する納税者のコンプライアンス要因に関する評価を行った。	VATの徴収とコンプライアンスが低水準である要因を探るための包括的で詳細な分析が行われた。そこで明らかになった主な問題は、(1)VAT登録機関に関する不備、(2)申告に対するコンプライアンスが低水準、(3)輸入に対するVAT支払い猶予制度が不十分、(4)データ入力におけるITシステムの欠陥及び正確性の欠如、(5)VAT還付認定プロセスの不備、(6)一部のセクターからの歳入漏出、(7)傾向や新たな課題をよりタイムリーに把握するための、さらに包括的な管理報告や分析作業の必要性であった。VATの徴収とコンプライアンスの低水準に影響している要因への対応策が多数確認され、それらに高、中、低の優先順位が付けられた。

アジア・太平洋

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アジア及び太平洋諸国	\$163,300	<p>納税インセンティブに関する3日間のセミナーを日本において開催し、参加費用に対して資金を拠出した。セミナーのテーマは、持続可能な長期成長の促進に納税インセンティブを活用することが可能か、また活用する場合の最善策はどのようなものかということであり、以下の事項に重点が置かれた：(1)納税インセンティブが必要な理由、その利点及びリスク、(2)各国の経験、(3)租税支出分析、(4)危機から学ぶ税務政策における教訓、(5)租税回避に関する国際的なフォーラムにおいて継続中の議論。セミナーには、域内の22カ国から、税務政策に関わる幹部職員23名が参加した。</p>	<p>セミナーには好反応が得られ、議論に加わった参加者は、全体を通じて非常に熱心に質問し、また各自の意見を述べた。全般的に参加者は、納税インセンティブは経済発展の推進、特に外国投資を誘引するためには必要であるとの見解であった。参加者の多くは、期待される利益に対応するインセンティブの直接・間接のコストを考慮していなかったが、セミナーの終了時には、参加者は、納税インセンティブを設計する上での費用便益分析、及び様々な要素を考慮することの重要性を理解していた。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アジア及び 太平洋諸国	\$260,400	<p>長期専門家の任期延長に資金を拠出し、IMFシンガポール地域研修所（STI）が提供する研修に貢献した。研修の目的は、アジア太平洋地域の37の加盟国におけるマクロ経済・金融管理の強化であった。STIは、アジア地域の政府職員が経済状況分析及びマクロ経済政策を設計・実施する能力を強化する上で効果的な、質の高い研修の提供を目指している。専門家が指導する研修コースのテーマは、ファイナンシャルプログラミング・金融政策、財政政策のマクロ経済への影響、マクロ経済管理・金融セクターの課題、及び金融市場分析であった。これらのコースは、総勢181名の参加者に対して延べ333 participant weeksの研修を提供した。</p>	<p>専門家は、シンガポール国外で実施された2つの研修コースも担当した。それらがインドネシアにおける財政政策のマクロ経済への影響に関するコースと、フィリピンにおけるマクロ経済管理・金融セクターの課題に関するコースである。専門家は、STIにおける4つのコース、すなわちファイナンシャルプログラミング・金融政策に関する2コース、並びに金融市場分析及び幹部職員を対象とするマクロ経済管理に関する各1コースの実施にも協力した。これらのすべてのコースにおいて専門家は参加者から高い評価を受け、通貨・為替政策をはじめとする様々な分野の課題について助言を求められた。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アジア及び太平洋諸国	\$260,400	<p>長期専門家の任期延長に資金を拠出し、IMFシンガポール地域研修所（STI）が提供する研修に貢献した。研修の目的は、アジア太平洋地域の37の加盟国におけるマクロ経済・金融管理の強化であった。アジア地域の政府職員が経済状況分析及びマクロ経済政策を設計・実施する能力を強化する上で効果的な、質の高い研修の提供を目指している。専門家が指導する研修コースのテーマは、ファイナンシャルプログラミング・金融政策、財政政策のマクロ経済への影響、マクロ経済管理・金融セクターの課題、及び金融市場分析であった。これらのコースは、総勢174名の参加者に対して延べ319 participant weeksの研修を提供した。</p>	<p>専門家は、シンガポール国外で実施された3つの研修コースも担当した。それらは、インドネシアでの財政政策のマクロ経済への影響に関するコース、フィリピンでのマクロ経済管理・金融セクターの課題に関するコース、及び韓国での金融市場分析のコースである。専門家は、STIにおける3つのコース、すなわちファイナンシャルプログラミング・金融政策に関する2コース、及び幹部職員を対象とするマクロ経済管理に関する1コースの実施にも協力した。これらのすべてのコースにおいて、専門家は参加者から高い評価を受け、金融セクターに関する課題をはじめとする様々な分野の課題について助言を求められた。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アジア及び 太平洋諸国	\$250,000	2008年11月から2009年5月の間にIMFシンガポール地域研修所(STI)で研修を受講した85名(150 participant weeks)の費用に対して資金を拠出した。これらのコースが取り上げたテーマは、マクロ経済管理・金融セクターの課題、マクロ経済管理・財政政策、国家資産運用、戦略的資産配分枠組み、金融市場・新たな金融商品、ファイナルシャルプログラミング・金融政策、国際収支・対外資産負債残高統計などであった。	すべての活動が計画通り実施された。コースの責任者は、コースが成功であった旨報告したが、これは終了時の評価にも示された。特に参加者は、コースの質が高く、各人の業務に関連していた点に満足していた。加えて、これらの研修は域内の国々が示していたニーズに十分合致するものであった。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
バングラデシュ	\$149,500	プロジェクトでは専門家を3カ月間派遣。バングラデシュ中央銀行(BB)に対し、(1)基本的な会計業務の改革を実施し、自動会計システムを使用するためのスタッフの能力強化、(2)会計システムの強化を支援した。	BBは、国際財務報告基準(IFRS)を完全に遵守する方向に進んでいる。この動きにより、銀行の財務諸表において条件付きとなっていた多くの課題が解決されている。さらに、内部の会計プロセスの多くも簡素化・改善され、内部管理の強化につながっている。特に会計部では、不良債権の特定及び監査人に示す記録に関する手順を定めている。さらにBBは、銀行の年金と退職金債務の保険数理評価を、財務諸表への計上に間に合うよう完了させることに努めている。その他の成果は、(1)新たな電子報告システム(ERS)の潜在的利点を十分に生かすため、新たな勘定科目一覧表を作成したこと、(2)新たなERSシステムにおける会計要件と目的を、専門家の協力を受けてBBが明確に示したこと、(3)BBがERSシステムの運用に向けた契約に署名し、それが2009年5月から52週間の予定で実施されるものとなったこと。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
カンボジア	\$59,800	プロジェクトでは巡回アドバイザーを2回（各1カ月）派遣。財務省(MOF) に対し、(1)従来の予算歳出分類の改善、(2)予算分類の変更に関する概念設計について、完全にコンピュータ化された予算と会計の財政管理情報システム (FMIS) において実施可能であるか見直すこと、(3)これらの変更を実施するための戦略策定に関して支援を行った。	プロジェクトの目的達成において目覚ましい進展が見られたが、新たな予算分類の実施には、コンピュータ化における改善を待つ必要がある。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
カンボジア	\$179,400	プロジェクトでは、関税制度・業績管理の専門家を4回、情報技術の専門家を2回派遣し、関税消費税総局に対して、(1)IT戦略の草案完成(この当初案は、2008年度に派遣されたアドバイザーが作成)、(2)2003年から2008年の近代化計画を見直した2009年から2013年の戦略的実施に向けた行動計画の策定、及び今後利用されるの年次行動計画の策定プロセスの確立、(3)税関業務業績と改革プラン実施の計画、モニタリング、評価のための設計方法、(4)新たな組織体制と移行戦略の設計について支援を行った。	IT戦略と移行計画が完成し、関税消費税総局(GDCE)幹部がこれを了承した。2009年から2013年の行動計画とその立案プロセスについては大部分が完成し、テンプレートが開発されており、重要度の高い分野、すなわち評価、事後調査、執行の3分野に関する詳細な行動計画案が策定された。これら3分野における立案プロセスはGDCEの承認を受け、現在は、幹部がこれを利用して2009年～2013年の近代化計画のすべての目的に関する詳細な行動計画案の完成を目指している。政府はGDCEの組織再編を行い、一般的な局に格上げした。専門家は、新たな組織体制における職務調整と専門的な職務の確立に関して助言を提供した。GDCEは評価機能の地方事務所への移管、及び評価裁定の質的向上において顕著な進展を遂げている。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
カンボジア	\$59,800	プロジェクトでは短期専門家を2回派遣。当局に対し、カンボジア中央銀行（NBC）における、検査前計画や検査報告書の作成などの包括的な手続き整備を通じた規制・監督能力の強化を支援した。技術支援では、特にNBCによる2つの大規模銀行の検査支援に重点が置かれた。	1行目の銀行の検査は計画通り実施された。作成された検査報告書では是正案が示され、またNBCと当該銀行の幹部職員にその内容が説明された。アドバイザーは2行目の銀行の検査にも参加したが、主体性と経営の見直し、当該銀行において問題となっている貸出ポートフォリオの部分的な見直しに限定された。
カンボジア	\$260,400	プロジェクトでは長期専門家の任期を延長し、NBCに対する支援を継続した。専門家は、直接的なOJT研修、及び監督政策に関する幅広い課題への助言を提供し、銀行監督業務の強化を支援した。	この間の進展は目覚ましいものであった。具体的には、流動性準備要件、企業統治、及び適格審査に関する規則、資産分類及び引当金に関する新規則、並びに改正銀行法の発布、金融市場の運営支援を目的とする規制枠組みの開始、さらには、各銀行がNBCとともに保有する定期預金の証券化に関する規則が制定された。これらの各プロジェクトや提案事項は、能力強化に向け、経営幹部とスタッフの双方を対象とした詳細な説明によって裏付けられている。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
東ティモール 民主共和国	\$272,400	プロジェクトでは計画・財務省 (MoPF) に派遣されていた長期専門家の任期を延長し、以下について支援を行った：(1)MoPF 及び関係省庁における制度・組織上の各種取決めの簡素化・強化、(2)ワークショップ、セミナー、その他の研修を通じての、財務スタッフに対する知識移転、(3)関係省庁に対する財務機能・手続きの委譲、(4)金融管理情報システム (FreeBalance) の改善による効率的かつ効果的な財政管理のサポート、(5)管理に関する法律、規則、規制の近代化、(6)財政上の単一口座 (TSA) 方式の実施。	政府が改革の実施に積極的に参加したことから、目的は概ね達成された。MoPF 組織が再編成され、給与の銀行口座への振込が徐々に浸透し、税徴収の認可を受けた商業銀行が増え、さらに財務省内で機能の委譲が進められている。 財務省の執行機能の委譲は徐々に実施されており、予算及び金融管理関係の法律の改正案が議会に提出されている。また、財務マニュアルについても、部分的な更新作業が進んでいる。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
インドネシア	\$119,600	<p>プロジェクトでは短期専門家による巡回派遣を4回実施し、以下について支援を行った：(1)財政上の単一口座 (TSA) の運営体制を確立、そのためにゼロ・バランス原則を政府保有の他の銀行口座へ拡大し、各省庁保有の存続が正当化されない口座を閉鎖、(2)財務省総局長 (DG)、財務省、インドネシア中央銀行 (BI) との間でのより緊密な調整および懸案事項の解決に向けた支援を継続し資金管理・計画を改善、さらに短期資金計画機能の強化、及び短期資金管理と債務管理の統合を推進、(3)統合的な財政管理情報システムである SPAN プロジェクトの完全実施に向けて準備を進め、そのために SPAN 管理者に戦略的助言を提供し、SPAN の機能性、及び SPAN 以外の財務業務との整合性のあり方を説明。</p>	<p>プロジェクトの実施期間中に数千に上る政府の銀行口座が閉鎖された。財務省総局長が各省庁の多数の口座を調査しており、約3,000の口座が調査中である。また、300を超える政府の口座が、汚職撲滅委員会 (KPK) によるさらなる調査を受けており、政府の口座残高の違法な操作に関与した職員が起訴される可能性もある。財務省総局長と178カ所に及ぶ財務省の出張所 (KPPN) の地域ネットワークの管理下にある収支口座の残高は、各営業日の終了時点でゼロ・バランスとなり、TSA にまとめられる。歳入口座については、ゼロ・バランス原則の導入に関する提案が完全に実施されたが、自治権のある政府機関のすべての口座が TSA に統合されているわけではない。</p> <p>BIの主な財政口座に保持される政府預金に占める報酬率に関する合意が達成され、TSAの現金資源についても管理状態が改善している。短期キャッシュフロー予測の準備が開始され、また、2009年にアドバイザーから受けた助言に従って、財務省 (MOF) が新たな資金計画規則を公布した。さらに、財務業務のコンピュータ化に関する戦略的な助言も提供された。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
インドネシア	\$179,400	プロジェクトではインドネシア中央銀行に短期専門家を6回派遣し、以下について支援を行った：(1)銀行の取引リスクにおける内部モデルの認識および検証（内部モデルを使用した市場リスクの資本チャージなど）に関連するプロセス、及びこれらの技術的側面に関するOJTの提供、(2)市場リスクに関する正式な講義形式の研修コースの開設・実施、(3)銀行の市場リスク管理に対する現行の監督業務におけるプロセスや実務技術全般の改善、(4)BI専属のリスクモデル作成の専門家のための組織の立ち上げ、キャリアパス、必要な技能、及び業務上の責任に関する評価と提言、(5)資本市場及び市場リスク関連の研修コースの開設、(6)BIの政策ガイダンス、及び銀行勘定における金利リスク評価のための検査ツールの作成支援、(7)複雑な銀行組織における流動性リスク評価の質的向上。	プロジェクトは成功しており、設定されたすべての目標において著しい進展を遂げた。複雑な銀行組織における流動性リスク評価は、ほとんど進展が見られない唯一の分野であるが、その原因は時間の制約と優先性に関する当局の判断である。もう一つの大きな成果は、専門家がオンサイト検査に参加する機会が得られたことである。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
インドネシア	\$89,700	プロジェクトでは、インドネシア中央銀行（BI）に短期専門家を3回派遣。目的は、(1)BIの銀行監督研修所との協力によるカリキュラムや研修教材の作成（主な分野はクレジットリスク分析、貿易金融、資産分類、与信限度額）、(2)BIの銀行監督研修所が開発した研修教材に関する書面でのコメントの提供（講師及び研修参加者ガイドを含む）、(3)BIの銀行監督研修所における講師を対象とする説明会の開催、(4)クレジットリスク分析に関する研修の実施であった。	アドバイザーは従来の教材を見直し、設立計画中の研修所による講義概要を充実させるための提言を示すとともに研修資料の作成にも携わった。最後のミッションの終了時には、融資分析研修所へ以下が提供された。その内容は、(1)講義概要（改訂版）、(2)キャッシュフロー分析と効果的なコミュニケーションに関する2つの講義—これらのスキルをクレジットリスク検査に実務的に応用することに重点、(3)研修の実施要領（改訂版）、（これには8件のケーススタディに関する主な指導ポイントおよび推奨される解決へのキーポイントの策定を含む）、(4)研修前教材の見直しと提言の提示、(5)最終試験問題と解答、(6)作成された教材に対する理解の向上を目的とした、融資分析研修所作業グループと共同による教材の綿密な見直し。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
インドネシア	\$260,400	プロジェクトは、銀行監督・規制の主要分野、及びバーゼルⅡの実施準備におけるインドネシア中央銀行(BI)の取り組み手法と実務面の強化が目的であった。長期専門家が、銀行規制・監督における様々な課題について助言を提供した。特に重点を置いたのは、(1)リスクベースの監督、(2)バーゼルⅡ問題、(3)バーゼル・コア・プリンシプル (BCP)に準拠した銀行監督であった。	長期専門家の支援を受け、当局は、金融システムの安定促進を目指して、BIの規制・監督体制の強化において前進し続けている。監督枠組み・実施における主な成果は、(1)各銀行を監督するための新たな評価システムの確立、(2)堅固な金融リスク指標の導入による現行の監督の円滑化、(3)リスク分析ハンドブックを作成し、分析ノウハウを最前線の監督官に明確に分かりやすく伝える取り組みにおける進展である。規制枠組みに関する主な成果には、(1)自己資本の妥当性及び流動性リスクに関する規制の改正と堅固化、(2)BIによるバーゼルⅡのピラーⅡ実施方針に関する協議資料の作成、(3)既存の規制対象を拡大し、資本、大口エクスポージャー、イントラグループ、資産分類・引当金、リスク管理などを含めて連結ベースで適用することなどが挙げられる。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ラオス人民民主共和国	\$101,700	プロジェクトは、関税行政の組織、構造、業務の近代化を目指すものであり、短期専門家を3回派遣した。目的は、(1)世界銀行が資金を拠出するラオス関税貿易促進プロジェクト (LCTFP) において、国連貿易開発会議 (UNCTAD) が導入予定の税関データ自動システム (ASYCUDA) コンピュータシステムに対応する業務・ビジネス上のニーズの特定、(2)ラオスによる世界税関機構改正京都規約への加盟希望が関税政策・手続きに及ぼす影響についての判断 (この規約は税関手続き全般についての基準と推奨されるプラクティスを定めたものである)、(3)LCTFP、ラオス政府の再中央集権化プログラム及び関連する組織改革、並びに税関当局が提案する手続き上の改革を調整・統合するための短・中期的な行動計画とスケジュールの作成であった。	これら3つの優先事項については、十分な取り組みが行われた。その結果、(1)税関本部による管理・監督が徐々に達成され、(2)本部の各部署の組織再編と人員再配置が実施された。(3)地域センターが1カ所開設され、その他にも2カ所開設予定である。さらに、(4)ASYCUDAシステムの導入の進捗状況、及び世界銀行が出資するプロジェクトの技術分野における取り組みに合わせて、業務上の各種手続きが順次変更される予見通しである。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
モルジブ	\$101,361	プロジェクトの目的は、財務管理アドバイザーの戦略的指導、及びPFMプロセスのインプットによる政府総合財政管理情報システム(GIFMIS)の確立であった。このシステムは、財務報告、資金管理、資金計画、決済プロセスの改善を進め、政府業務に大きく資するものと期待される。財務管理アドバイザーの任務は、(1)GIFMISの設計及び実施戦略の見直し、(2)簡素化及び望ましい優先順位付けに関する提言、(3)新たなシステムによる予算改革ニーズの充足、(4)技術面的課題である勘定科目一覧表の設定、財政上の単一口座の構造、予算執行、会計手続きなどに対する助言の提供であった。	モルジブ当局は、アドバイザーによる技術支援に満足しており、プロジェクトについては、主要ドナーであるEUに代わって世界銀行が肯定的に評価している。政府は、システム実用化の初期段階において支援が継続されることが、システムの様々な要素、特に資金管理システムや予算報告様式のように、持続性の確保に向けてさらなるサポートを必要とする項目の機能に関する指導をさらに進める上で非常に有用であると指摘している。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
モルジブ	\$119,600	プロジェクトでは短期専門家を4回派遣し、モルジブ通貨庁 (MMA) に対し、以下の分野における能力強化を支援した：(1)量的・質的情報と分析の編纂・作成、主な金融/マクロ経済変数の予測、(2)通貨・為替政策枠組みの設計に関する理論的・実践的研究の実施、(3)マクロ経済/金融統計・分析の発表及び公表、(4)MMA 内部や国内の他の機関から定量・定性情報の収集に資する効果的なチャンネルの構築・維持。	全般的にプロジェクトは成功している。プロジェクトにおける主な成果は、MMAにおける金融政策機能の整備に対する支援である。金融政策委員会が設立され、また、専門家の提言を受けて経済研究統計局が金融政策研究局 (MPRD) に改変され、金融政策における意思決定の支援に取り組んでいる。MPRDは、金融政策の実施に要するツールや手続きの整備にも努めている。その他の主な成果には、(1)体制の合理化、出版物の内容調整、(2)金融政策に関する意思決定をサポートする研究の実施、(3)必要なデータベースの整備、及び金融政策分析のための情報収集、(4)量的・質的情報の収集に効果的なチャンネルの拡大・維持などがある。
モルジブ	\$89,700	プロジェクトではアドバイザー2名による巡回派遣（各1カ月）を2回実施し、(1)関係機関に対する政府総合財政管理情報システム (GFMS) の実用開始、(2)資金管理・資金計画に関するシステムと枠組みの策定について支援を行った。	モルジブ当局は、両アドバイザーによる技術支援に満足しており、プロジェクトについては、主要ドナーであるEUに代わって世界銀行が肯定的に評価している。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
モンゴル	\$94,200	予算に関する巡回アドバイザーを3回派遣（各1カ月）。財務省（MOF）に対し、(1)従来の予算編成プロセスの強化、(2)MOF及び関係省庁における能力強化による予算改革の第2ステージのサポート、(3)中期・プログラム予算のさらなる進展に向けたサポートについての支援を行った。	プロジェクトには十分な進展が見られた。主な成果は、中期・プログラム予算編成の導入に関する詳細な実施計画を策定したことである。この計画には、実施計画及びハイレベル作業グループの設置の承認に関する政府の決議案の発表が盛り込まれる。なお、このグループは、MOFの財政計画調整局局長をトップとし、関係省庁の予算財政担当部局の局長で構成される。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
モンゴル	\$209,300	プロジェクトでは短期専門家を7カ月派遣し、モンゴル金融監督委員会（FRC）に対して以下の支援を行った：(1)制度能力とスタッフの技能の強化、そのための適切な研修、特に貯蓄信用組合（SCC）、保険会社、資本市場、その他のノンバンク金融機関（NBF）の監督に関する研修の実施、(2)生命保険、資本市場、NBF（融資、ファクタリング、信託資金の投資・管理など）に対する規制枠組みの改善、及びモンゴルの預託証券に関するインフラ整備、(3)FRCの関係者との適切な関係の構築、(4)SCC、保険会社、証券会社、各種のNBFに応じたオンサイト・オフサイト監督モデルの開発、(5)執行メカニズムの見直しによる、ノンバンク監督におけるグッド・プラクティスの確実な実施、(6)重要セクターの統計・報告書の作成、(7)FRCにおけるリスク管理の導入、(8)資本市場とNBFに関する信用情報機関のデータのためのインフラ整備。	プロジェクトの目的はほぼ達成された。専門家は、以下の事項を推進した：(1)技術ワークショップの開催、(2)FRCスタッフに実務的な指導を行うため、9つの出版物/概要資料を作成し、実施すべき多くの重要な提言を提示（世界金融危機の副次的影響から生じた損失の緩和において時宜を得たものとなった集中リスクの制限に関する提言など）、(3)法定還付に基づき財政状態を評価する方法に関し、FRCスタッフに対して現場での支援を提供、(4)国際的なベスト・プラクティスに関するその場での助言の提供、(5)効果的な監督のためのガイダンスを示した説明書の作成。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ネパール	\$209,300	<p>税務専門家を2回、関税政策・手続きの専門家を5回派遣。プロジェクトの目的は、ネパールの税務行政に提供されている技術支援を継続し、主として納税者監査において高額納税者事務所（LTO）の改善を進めることであった。専門家は、これまでに達成された成果を土台として監査能力の強化に取り組んだが、その目的は、LTOの能力を強化することによって自立した改善の継続を可能とし、その状態をさらに拡大して、監査管理業務、すなわちリスクベースの選定、監査品質の保証、監査プログラムの実施状況のモニタリング・報告なども可能とすることであった。</p>	<p>専門家が、研修とコーチング（1対1、及び少人数制）を組み合わせることで指導した結果、監査人の能力と技能に関して著しい向上が見られた。この状況を持続させるため、監査人は、将来、組織内の監査研修プログラムを担当する指導者としての研修も受けた。関税局の長期的な発展については、2009年から2013年までの改革戦略と行動計画を専門家が作成し、関税局幹部がこれを承認した。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
パプアニューギニア	\$114,400	プロジェクトでは、パプアニューギニア中央銀行（BPNG）に対する過去の技術支援において開発された監督枠組みの適用を持続的なものにするための実務的な対策に重点が置かれた。今回の技術支援では、巡回専門家を4回（各1カ月）派遣し、その主な内容は、(1)特に新人スタッフを対象とする、金融監督の主要分野に関する内部研修コース及びOJTの実施、(2)すべての主要な監督業務に関する、正式に文書化された手続きの改定・実施であった。	アドバイザーの指示による研修が監督局（FSSD）に対して実施された。さらに、20名の幹部とスタッフを対象に講義を行った。そのテーマは、(1)あらゆるタイプの預金受託金融機関からの四半期毎の財務収益の分析、(2)注意や是正が必要な事項に対するフォローアップ監督のための手続き・文書、(3)関連する国際会計基準、(4)検査様式と内容、(5)FSSDの政策への遵守であった。さらに、銀行監督に関する様々なテーマについて、1対1及び少人数での議論を行い、検査官に対するOJTは、技術支援アドバイザーの指導の下で、商業銀行に対するオンサイト検査の形で実施された。加えて、プルデンシャル基準をBPNGが発表しており、その対象は、自己資本のための銀行、資産分類、利子の補給・停止、FXのエクスポージャーリミット、外部監査、関連機関との取引、関連機関への融資、適格要件、銀行間資金運用の制限である。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
フィリピン	\$89,700	プロジェクトでは専門家を3カ月派遣。フィリピン中央銀行（BSP）に対し、近く予定されているバーゼル・コア・プリンシプル（BCP）の改定に備えた一部の規則の変更に協力した。BSPは、(1)コア・プリンシプルの1から5に対するコンプライアンスレベルの評価、(2)信用リスクに関する規則の評価と本文の再提案を要請した。	ミッションの活動により、BSPは、これまでの取り組みの中で残されている弱点に重点を置きながら、バーゼル評価（2010年に実施予定）に向けた準備を進めた。これらの活動は、銀行の与信業務に対して、さらにプリンシプルに則った規制体制を作り上げるという目標をほぼ達成しており、必要なセーフガードも提案された。専門家は、主要なプリンシプル及びサブプリンシプル（1～5、8）に対するコンプライアンスの現状を、プリンシプル別に詳細に分析し、バーゼル・コア・プリンシプルの2006年の改定に伴う各プリンシプルの変更についても見直しを行った。
フィリピン	\$260,400	プロジェクトでは、常駐の銀行監督アドバイザーの支援により、リスクベースの銀行監督に関する指導を提供し、フィリピン中央銀行（BSP）において、問題のある銀行の特定及び破たん処理のための能力強化を進めた。専門家は、これまでの成果を土台として銀行セクター全体をさらに改善することを目標に据え、そのために、銀行監督プログラムの持続的な実施とさらなる整備を支援し、同時にBSPに対する日々の助言と支援を継続した。	プロジェクトの目的は概ね達成された。常駐専門家の任務は、以下の実現に向けた一体的な前進を支援することであった：(1)BSPの監督検査セクター（SES）の組織を改編し、リスクベースの確実な監督を可能とすること、(2)プルデンシャル規制を執行し、検査及び監督の実施における整合性を確保すること、(3)規則及び検査の枠組みを強化し、リスクの特定やリスク管理能力の評価に重点を置くこと、(4)他の巡回専門家をサポートし、彼らの提言のフォローアップを行うこと。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
フィリピン	\$62,114	プロジェクトでは短期専門家2名が必要とされ、フィリピン中央銀行(BSP)に対して以下の支援を行った：(1)早期是正措置(PCA)枠組みのさらなる改善に向けてCircular 523を見直すこと、(2)問題のある銀行に対して、妥当な期間内に適性手続きを確実に提供するために、Circular523の実施について定めた正式なガイドライン資料を作成すること、(3)計画の策定、評価に関するスタッフの技能を強化し、Circular523の下で実施された計画が、明らかとなっている弱点や欠陥の解消に有効なものとなるよう努めること。	プロジェクトのすべての目的が達成された。問題のある銀行に対する政策マニュアル案は、BSPから派遣されたチームが完成させ、その中に、技術支援ミッションにおいて示されたすべての提言が盛り込まれた。プロジェクトで示された提言の中で、各事例の管理を強化すること、さらに、特別チームを設立して、明らかになったいわゆるゾンビ銀行の滞貨への対応、及び問題のある銀行に関する法的枠組み(具体的には、Circular523、銀行規則マニュアル、一般銀行法、新中央銀行法)の変更に取り組むことが推奨された。問題のある銀行に関する初級・中級の研修コースが準備・実施された。その際の教材は、BSPスタッフが実施する同様のコースが円滑に進むよう、すべてBSPに提供された。

ヨーロッパ

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ベラルーシ	\$65,800	プロジェクトでは短期専門家を2回派遣し、中期予算編成(MTB)モデルの整備を進めた。	このプロジェクトの実施により、MTBの国際的なグッド・プラクティスに対する当局の認識が高まり、推奨されるMTBモデルの導入に向けた戦略と行動計画が当局に提供された。さらにこのプロジェクトは、中期的観点から予算を決定することに関する当局の理解の向上に寄与し、財政における中期的効果を考慮した上で歳出の優先順位が決定されるようになった。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ヨーロッパ複数国	\$70,000	<p>「国際収支統計作成者のための送金統計」に関する5日間のセミナーをスロベニアで開催し、それに対して資金を拠出した。このセミナーは、2004年のG8サミットにおける提言に基づく送金統計の改善の一環として、スロベニア金融研究所（CEF）とIMFが共同で開催したものである。セミナーの主な目的は、(1)「国際送金取引：編纂者と利用者のためのガイド（RCG）」及び「国際収支・対外資産負債残高マニュアル第6版（BPM6）」に定める送金統計における新たな基準の推進、(2)送金データの作成者に対する実務的な指導の提供である。セミナーには、21カ国（アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、グルジア、カザフスタン、コソボ、キルギス共和国、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ロシア）から30名が参加し、その費用に対して資金を拠出した。</p>	<p>セミナーは、送金データに関する方法論および作成の重要な側面についての能力強化に資するものであった。参加国は、送金データの収集・推計に使われるアプローチや技術に関して経験を共有し、すべての参加国について、送金統計のメタデータの集計ファイルが作成された。さらに、異なるデータソースや応用統計技術を用いた送金統計の作成に対しても、実務的な指導が行われた。参加者は一様に、このセミナーの最も有意義な点の一つとして、意見交換を行い、送金統計の作成に関する他国の経験を学ぶことができたことを指摘した。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ヨーロッパ複数国	\$366,377	プロジェクトでは長期専門家の任期を延長し、スロベニア金融研究所 (CEF) の南東欧 (SEE) 加盟国 (アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、コソボ、マケドニア、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア、スロベニア) に対して以下の支援を行った：(1) 公的財政管理 (PFM) の基本的改革を実施して PFM の最低要件を満たし、特に、効果的な財政管理と財政規律を実現すること、(2) さらに進んだ PFM 改革に取り組み、PFM の国際的なグッド・プラクティスに向けて前進し、特に、効果的な資源配分と費用効果の高いサービスの提供を推進すること。	PFM に関する目標の達成については、域内の多くの国において着実な進展が見られる。アルバニアでは資金管理規則が承認され、能力が強化されている。しかし、資金・債務管理はさらに統合を進める必要がある。ボスニア・ヘルツェゴビナでは、財務報告に改善が見られた。財政データの連結を調整する技術的部署が財政審議会の中に設けられ、会合を二回開いている。ブルガリアでは、現在、プログラム予算が完全に機能しており、年次予算はプログラムの承認を受けている。しかし、中期予算枠組み (MTBF) と年次予算編成プロセスの統合は不十分である。コソボでは、資金予測の整備が依然として初期段階にある。アドバイザーは、財務省 (MOF) に対し、自治体が借入を行うための実質的な権限を認める新たな公的債務法の起案について支援を行った。この法律は、2009年12月に施行された。ルーマニアでは、アドバイザーは、財政責任法の起案と中期予算編成枠組みの運用に対する支援を行った。セルビアでは、地域アドバイザーが財務管理アドバイザーを任命して中期予算編成を支援し、さらに当局との協力の下、金融危機に関連する予算上の課題に取り組んだ。

中東・中央アジア

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフガニスタン・ イスラム共和国	\$67,574	プロジェクトでは短期専門家による巡回派遣を2回実施し、通貨・財政統計の分野における支援を行った。専門家は、アフガニスタン中央銀行（DAB）に対し、(1)IMFの通貨金融統計マニュアル（MFSM）の手法に基づく通貨・金融統計の編纂・公表の改善、(2)ソースデータの質とデータの整合性の向上に関する支援を行った。	DAB及び他の預金機構に関するソースデータは、銀行間データの報告における整合性が改善され、MFSMの手法による通貨統計の作成に必要な詳細についても入手しやすくなっている。通貨統計作成の枠組みは、ソースデータの改善に基づいて改定されており、それに伴い通貨統計の作成・公表状況も改善している。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフガニスタン・ イスラム共和国	\$143,000	プロジェクトでは巡回専門家を5カ月派遣し、以下の支援を行った： (1)中央統計機構（CSO）が作成する実体セクター統計の改善、及びCSOにおける統計能力の強化、(2)国民経済計算、消費者物価指数（CPI）、貿易統計の制度的構造及び業務能力の強化・改善、(3)作成プロセスを管理可能で持続的なものとするための、スタッフ研修による組織能力の強化、(4)統計作成機関における定期刊行物などの公表メディアの開拓。	CSOは、GDPと消費者物価指数（CPI）の作成において着実な進歩を遂げており、現在は、これらの統計を定期的に作成できるようになっている。名目GDPと実質GDPの確報値も入手可能であり、2006/07年と2007/08年のGDP推計値は時系列で集計され、順次改定されている。総産出額と粗付加価値の推定方法が改定され、建設・貿易セクターの付加価値の推計値は、コモディティ・フロー法に基づいて改定された。各省庁が提供する生産データも見直され、さらに、様々な公的企業からの情報収集に現在使用されているデータフォーマットについても協議が行われ、変更が推奨された。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフガニスタン・ イスラム共和国	\$93,750	ファイナンシャルプログラミング・金融政策に関する研修コースを実施した。目的は、マクロ経済と金融政策の設計・実施に関する参加者の理解の向上であった。アフガニスタンからは、財務省職員17名、中央銀行職員15名の計32名が参加した。コースは、マクロ経済分析と政策設計の重要な要素に関する講義に、実務的な現場でのワークショップを組み合わせて実施された。講義のテーマは、実体、財政、通貨、対外の各セクターにおける会計・分析上の重要課題、これらの各セクターにおける主な政策、及び成長を促進し、マクロ経済調整を達成するために、適切な政策をいかに策定・調整すべきかということであった。	このコースの実施は成功であった。参加者によるコースの評価は、1から5の5段階評価（5点満点）で4.7点であった。参加者は、コースで得られた知識や技能が、各人の業務にとって有用であると指摘した。さらにコースの実施チームは、参加者が非常に意欲的であり、コースのあらゆる面を楽しんでいたと報告した。参加者は特に、実務ワークショップにおいて、セクターを越えたマクロ的見方を一つにまとめ、これらのセクター間の相互連鎖に明確に対応した調整プログラムを作成する機会が得られたことを評価した。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフガニスタン・ イスラム共和国	\$59,800	プロジェクトではアフガニスタン中央銀行（DAB）に専門家を2回派遣し、通貨・金融統計マニュアル（MFSM）の手法に基づいて、同国の通貨・金融統計の編纂・公表に関する支援を行った。	DABでは、専門家が整備した枠組みを使用した通貨統計の作成が可能となっている。DABは、標準報告様式（SRF）を使用した通貨統計をIMF統計局（STA）に月ベースで提出している。DAB及びその他の預金機構に関するソースデータは、銀行間データの報告における整合性が改善され、MFSMの手法による通貨統計の作成に必要な詳細についても入手しやすくなっている。通貨統計作成の枠組みは、ソースデータの改善に基づいて改定されており、それに伴い通貨統計の作成・公表状況も改善している。
アフガニスタン・ イスラム共和国	\$115,800	プロジェクトでは巡回専門家を3カ月間派遣し、ダ・アフガニスタン中央銀行（DAB）に対し、(1) サービス収支をはじめとする基本要素をすべて含み、国際収支マニュアル第5版（BPM5）と整合性のある国際収支表の作成、(2) 既存のデータ収集システムの強化及び新たなシステムの開発について支援を行った。	DABでは、国際収支統計をタイムリーに作成することが可能となっており、2009年3月20日終了年度の予測値が編纂されている。しかし、ソースデータとDABの専門知識が欠如しており、これらが統計に関する改善の前進・持続において今後も深刻な障害になるものと見られる。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アルジェリア	\$59,800	プロジェクトでは短期専門家を2回派遣。当局に対し、税控除の収益・費用分析、及び租税支出分析の実施に向けた税務行政能力の強化について支援を行った。	専門家の助言を受けて、税務当局による税控除の収益・費用分析能力は大幅に強化された。評価を行うべき租税支出のリストが承認され、これらの項目に対する評価の準備が順調に進んでいる。租税支出プロジェクトは、この部門の先駆者であるワーキンググループが管理している状態にあるため、今後は、租税支出部門が設立されるものと見られる。
アゼルバイジャン	\$59,800	技術支援は、税務行政の専門家を2回派遣し税務省（MOT）に提供された。専門家は当局に対し、リスクベースの納税者コンプライアンス・プログラムの策定について支援し、以下の項目に関して助言を提供した：(1) 主要納税者区分におけるリスクの特定・評価方法、(2) 他の税務行政が、納税者のコンプライアンスに影響する要素を理解するために利用しているアプローチ、(3) アゼルバイジャンの租税システムにおいて特定されたリスクに対処するための支援及び実施介入、(4) コンプライアンス向上戦略が自発的コンプライアンスに及ぼす影響の測定、(5) 事例選定プロセスの監査。	着実な進展が見られる。提供した技術支援への対応において、MOTによる積極的な取り組みが進められている。具体的には、(1) リスク分析課の設置、及びシステミック・リスク管理のための他のメカニズムの採用（リスク管理グループ・運営委員会、ITを活用した納税者のプロファイリングシステムなど）、(2) 本部による監査業務の設計、モニタリング、及び支援に関する役割を強化し、租税事務所全体において一貫した監査アプローチを実施、(3) 納税者監査、業務管理、机上監査のための新たな業績報告システムの開発、(4) 個々のコンプライアンスリスクに対応できるよう納税者サービスをその対象に合わせて調整し、強制措置の評価及び優先順位決定のためのリスク指標を導入。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ジブチ	\$59,800	<p>予算分類の専門家の2回にわたる短期巡回訪問を通じて技術支援を提供し、2008年2月に行った予算分類の分野に関する診断ミッションで示された提言の実施に取り組んだ。技術支援では、特に、複雑で旧来的な予算分類を見直し、それらをIMFの政府財政統計マニュアル（GFSM）2001及び政府支出の機能別分類（COFOG）に準じたものとするのが目標とされた。</p>	<p>巡回専門家は当局に対して、GFSM 2001を遵守した予算分類やコード化システムの導入に関する支援を行い、貧困削減のための歳出を利用者が特定・モニタリングできるようにした。これまでの予算分類と新たな予算分類コードを橋渡しするための表を経済と資金の区分に関して作成し、行政及び機能区分に対しても新たな表が作成された。研修マニュアルが準備され、財務省（MOF）の幹部と中堅幹部を対象とする研修コースが企画された。</p>
ジブチ	\$59,800	<p>プロジェクトでは巡回専門家を2回（各1カ月）派遣し、VATの実施を支援した。技術支援では、(1)立法の準備、(2)情報技術ビジネス要件の特定、(3)広報キャンペーンの策定、(4)納税者の自己評価に基づく近代的な手続きの実施、(5)VAT業務を担う高額納税者事務所（LTO）の強化を推進した。</p>	<p>VATは計画どおり導入された。徴収状況は予測とほぼ一致しており、最初の2カ月間の平均申告率も85%と、適切な水準を示している。VAT還付制度も整備されており、すでに運用されている。</p>

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
エジプト・アラブ共和国	\$257,400	プロジェクトでは常駐アドバイザー2名を3カ月間派遣し、エジプト中央銀行（CBE）に対して能力強化を支援した。支援の目的は、特に、CBEによるITの採用、及び金融政策の実施における全般的な質的向上であった。	著しい進展が見られた。専門家は、(1)適切なデータベースの整備、(2)エジプトの経験を踏まえた中核的な中期予測モデルの策定、(3)インフレーション・ターゲティングに必要な制度・業務上の改革に対する助言の提供、(4)金融政策局（MPU）による政策提言の策定に対する協力を推進した。
モーリタニア	\$59,800	プロジェクトでは関税の専門家を2回派遣し、関税局に対して、(1)ハイレベル、包括的で、費用面でも妥当な近代化計画の策定、(2)学際的な専任のプロジェクトチームによる適切なプロジェクト体制の確立、(3)監視の強化について支援を行った。	期待された成果はすべて達成され、財務大臣は、このプロジェクトにおいて提供された技術支援に対して高い満足感を示した。当局はプロジェクト管理体制を実施に移し、専門家の助言を受けて関税近代化計画の策定を進めている。行動計画費用の原価計算は終了していないが、関税局が担当する予定となっている。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
中東及び中央アジア 一複数国	\$149,000	アルメニアとグルジアに対する5回の巡回派遣（各1カ月）を通じて技術支援を提供し、当局に対して、歳入行政改革と近代化プログラムの強化に関する支援を行った。技術支援では、(1)税務行政の改善、特に自己評価やリスクベースのコンプライアンス・プログラムの強化など、(2)統一された機能ベースの実務による税務行政の改善、(3)高額、普通、少額納税者のコンプライアンスリスクとサービスに対するニーズの把握を目的とした納税者区分の導入を推進した。	アルメニアでは、専門家は当局による改革の取り組みを支援し、特に以下の事項を推進した：(1)優先度の高い事項を盛り込んだ税務行政近代化計画について、その実施内容の順序が適切かつ現実的であり、十分なガバナンス体制に支えられたものとなるよう努めること、(2)本部と地方事務所間の効果的なネットワークを備えた機能ベースの組織体制の導入、(3)高額納税者行政の改善と少額納税者に関する制度の簡素化に重点を置いた納税者区分コンセプトの策定。グルジアでは、改革プログラムにおける大きな進展が報告された。専門家は、主に組織再編、改革におけるガバナンス体制、高額納税者部門の拡大、及び業務に関する改善の実施に重点を置いていた。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
中東及び中央アジア 一複数国	\$299,700	プロジェクトでは長期専門家の任期を延長し、以下の支援を行った： (1) 予算分類及び会計に関するベスト・プラクティスに準拠した政府財政管理情報システム（GFMS）を実施し、ウズベキスタンにおける公的財政管理を強化、 (2) 予算分類における継続的改善、改善された会計枠組みの導入、及び国有企業の財政業務に対するモニタリングの強化を図り、タジキスタンにおける公的財政管理を強化。	ウズベキスタンでは、財政システムの確立と政府の銀行に関する取決めの強化において確実な進展が見られた。会計枠組みの文書化と堅固な財務報告システムの整備においても一定の進展があった。タジキスタンでは、予算編成における新たな事務区分の策定・実施、及び新たな統一的な勘定科目一覧表やそれに付随する資料の作成においてかなりの進展が見られた。国有企業（SOE）モニタリング局が財務省（MOF）に設置され、業務マニュアルが作成中である。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
中東及び中央アジア —複数国	\$322,502	プロジェクトは、アゼルバイジャンを拠点として同国のほかグルジアとウズベキスタンへの支援に携わっている、対外セクター統計に関する常駐アドバイザーを通じて実施された。プロジェクトの目的は、(1)特別データ公表基準の要件に従って対外セクター統計を作成するための能力強化（アゼルバイジャンとグルジア）、(2)対外セクター統計の収集、編纂、作成、公表の改善（アゼルバイジャンとグルジア）、(3)対外セクター統計における品質の持続可能な改善に向けた準備（ウズベキスタン）。	このプロジェクトの実施により、以下の成果が確認された。(1)アゼルバイジャンとグルジアにおいて、対外セクター統計作成の法的背景が強化された。(2)対外セクター統計のソースデータ（より完全で正確な国際収支表の作成につながる国際取引報告制度 (ITRS) など）における持続可能性が向上した。(3)特にアゼルバイジャンとグルジアにおけるエネルギーセクターの取引、及びウズベキスタンにおけるサービスの国際取引と対外直接投資取引の記録において統計技術が向上し、国際的に受け入れられる方法と同水準になった。(4)IMFのデータ品質評価枠組みに基づく評価の結果、対外セクター統計の質に対する意識が高まった。(5)グルジアとアゼルバイジャンにおいて、対外セクターストック統計の編纂プログラムの整備がさらに進んだ。(6)国民経済計算と通貨・政府財政統計の整合性が向上した。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
中東地域技術支援センター(METAC)―複数国	\$305,000	レバノンのMETAC本部を拠点とする長期アドバイザーの任期延長に対して資金を拠出し、METAC加盟国における歳入行政の能力と効率性の向上について支援を行った。技術支援では以下の事項を推進した：(1)METAC域内の歳入行政に関するドナーと技術支援提供者との協働・調整、(2)加盟国による健全な歳入行政改革戦略と目的の策定・採用・実施。なお加盟国の掲げる目標は、(i)業務効率の向上、(ii)長期的な歳入徴収の強化、(iii)コンプライアンスコストを可能な限り低く抑えた中での貿易、ビジネス、成長の促進、(4)歳入行政の能力強化及び地域におけるベスト・プラクティスの共有の推進・実現。	資金の拠出期間中、技術支援はMETAC加盟の7カ国（スーダン、シリア、ヨルダン、リビア、アフガニスタン、イエメン、イラク）に対して直接提供された。シリアがこの間の最大の受益国であるが、これは、シリアにおいて幅広い改革プログラムを実施したことに加え、METACの支援に対する当局の受容性が高く、それを極めて有効に活用したことを反映している。シリアにおける重要課題は、VATの開始準備、機能・区分ラインに沿った税務行政全体の再編、税務手続き法などの近代的な法制の導入などである。イエメンとスーダンでも改革の確実な進展が維持されており、高額・普通納税者部門の行政のための体制や事務所の強化を通じて、自己評価の概念が制度化されている。リビアとアフガニスタンの当局の相互交流が歳入行政改革戦略に関して実施されたが、これはIMF本部が以前に実施した診断ミッションにおいて提案したものであった。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
太平洋金融技術支援 センター (PFTAC) — 複数国	\$326,400	長期アドバイザーの任期延長に資金を拠出。PFTAC加盟国に対して、PFTACまたはIMFの提言に沿った歳入行政と歳入政策の近代化を支援し、歳入業務の改善に向けた能力強化を進めた。	PFTACの全加盟国において、歳入行政改革が進行中である。加盟国の中で、国の規模が大きめで、改革実施に要する能力にも比較的恵まれ、技術支援を幅広く受け入れている国（フィジー、PNG、ソロモン諸島、トンガ）では、小規模で経済が脆弱でありPFTACへの依存度が高い国に比べて、急速な進展を見せている。後者に属する国には、ミクロネシア連邦（FSM）、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、ニウエ、パラオ、ツバルがある。PFTACは、税務担当局のトップで構成するフォーラムである太平洋島嶼国税務行政協会（PITAA）を、共通の課題に対して地域レベルの解決策を採用し域内における統一的な実施を目指す、結束力の高い集団に発展させることに取り組んでいる。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
シリア・アラブ 共和国	\$260,400	プロジェクトは長期専門家が実施し、その目的は2008年の金融セクター評価プログラム (FSAP) で明らかになったシリア中央銀行 (CBS) の課題に取り組むことであった。プログラムの重点は、銀行監督機能における構造的な欠点への対応、及びバーゼル・コア・プリンシプル (BCP) への規制コンプライアンスの強化に置かれた。専門家は、法的枠組み、及び銀行セクターに対するCBSの監督業務の継続的な整備・実施について支援を行った。	12カ月の任期中、専門家は銀行関連の法令と監督における課題について、幅広い助言を提供し、そのことが銀行監督の重要な側面の質的向上につながった。特に専門家は、(1)BCPを遵守した規則案の策定、(2)オンサイト・オフサイト監督の質及び対象範囲の強化、(3)CBSによるリスクベースの監督を推進するための能力向上、(4)是正策の枠組みの改善について支援を行った。プログラムの重要な部分は2009年5月末までにほぼ完了したが、CBSは、その実施に重点を置いた追加の技術支援を要請している。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
シリア・アラブ 共和国	\$59,800	プロジェクトでは税務行政の専門家による短期派遣を2回実施し、当局に対して、IMFが推奨していた戦略の重点的側面の実施に関する支援を行った。この目的は、将来の付加価値税 (VAT) の導入に資する、近代的な税務行政を整備することであった。この戦略の4つの柱が、(1) 税務手続き法 (TPC) などを含む税法の簡素化、所得税法の合理化、近代的な VAT 法の整備、(2) 自己評価に基づくコンプライアンス・プログラム (高額・普通納税者から着手)、(3) 組織再編、具体的には、機能ベースの本部を備えた租税・手数料総合委員会 (GCTF) の設立による高額、普通、少額納税者別に組織化された租税事務所網の監視、(4) コンピュータ化であった。	税務行政改革プログラムを推進する中で、多くの成果が達成された。具体的には、(1) 新たな GCTF 本部 (HQ) の体制確立及び HQ の幹部スタッフの任命の完了、(2) 大卒者の新たな HQ への採用、(3) 高額納税者事務所 (LTO) の拡大、(4) 普通納税者事務所 (MTO) の開設の進展、及び組織改革プログラムを税務職員に説明するための全国的な内部広報キャンペーンの実施、(5) 新たな IT システムの確保に向けたステップ、並びに TPC 及び VAT 法の草案の完成などが挙げられる。

西半球

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ペルー	\$284,400	プロジェクトの目的は財政管理の強化であり、以下の事項を通して推進された：(1)資金計画の準備と改定を円滑化する資金管理データベースの整備、(2)簡略化した財政総勘定元帳（TGL）の実用化—新たな情報管理システムであるSIAFが導入されるまで使用、なお、SAIFには、財政状態に関する毎日の報告書の作成が可能となる充実したTGLが含まれる、(3)財政上の単一口座（TSA）の対象拡大、(4)予算分類及び勘定科目一覧表の改善、(5)経済財務省（MEF）内外の主要関係者を対象とする財政管理に関する完全な研修プログラム。	当局は、必要な改革を徐々に実施している。第一に、資金管理に大きな進展が見られ、資金管理データベースの整備・セットアップ、及び年初来の実績に基づく推計値を毎日更新するための自動補正方法の設計・使用が進められている。第二に、財政状態に関する報告書を毎日作成することが可能となる簡素化されたTGLを整備したことにより、従来のTSAの管理に改善が見られた。

受益国	コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
トリニダード・トバゴ	\$130,200	プロジェクトでは、トリニダード・トバゴ中央銀行（CBTT）・金融研究所の監督官のアドバイザーを務めていた金融セクター監督の専門家の任期が延長された。専門家は、保険会社と金融コングロマリットの監督・規制、及び同国の金融セクターの脆弱性の分析のために推奨される報告システムと実務について助言を提供した。さらに専門家は保険業と統合的な監督、及び国際的なリスク評価（報告枠組み、詳細な規則、リスク評価、各種手続きの改定など）に関する研修を実施し専門知識を提供した。	専門家は、このプロジェクトに基づく目的を達成した。主な目的はすべて、「完全に完了」または「ほぼ完了」との評価を受けた。中央銀行総裁と彼のチームは、専門家が、保険セクター監督の分野における能力強化に長期間取り組んだことに感謝の意を示した。総裁は、特に専門家が、(1) リスクベースの監督の先頭に立ち、(2) 監督官に対して直接的に研修を実施し、(3) 保険セクターに対する法律、規制、及び監督枠組みの改定に関してCBTTを支援したことを高く評価した。
パラグアイ	\$179,400	プロジェクトでは、専門家を3回（各1カ月）派遣し、当局に対して以下の支援を行った：(1) 国内輸送手続（道路利用）を見直し、その手続きを国際基準と同等のものとする事、及び国際輸送手続の見直し・再設計を行い、南米南部共同市場（MERCOSUR）規則の完全遵守を実現すること、(2) 道路輸送手続きに関連する分野において、保税倉庫制度の下での物品管理を改善すること。	新たな手続きが完成して実施準備が整っており、関連する2つの法律（関税法と行政手続法）における若干の改正に対する当局の承認を待っている状況である。新たな手続きは、改正京都規約、他の国際基準、及びMERCOSUR規則を完全に遵守するものとなっている。

JSAに関する日本とIMFの合同評価視察について

目的

このJSAに関する日本とIMFの合同視察は、JSAが現場でどのように利用されているかを日本政府が直接、把握するために行われるものである。この視察は、(i) 受益国当局がJSA資金支援で派遣される専門家の仕事をどのように評価しているか、(ii) 当局が当該支援を有効に活用しているか、(iii) 技術支援が改革のプロセスに役立っているか、という点について調査するものである。また、技術支援政策と運営についても検討が行われる。

実施形態

合同ミッションは通常、日本政府職員2名（財務省1名と日本理事室の代表1名）とIMFスタッフ1名から構成される。日本政府が視察ミッションの対象となる国とプロジェクトを決めるに当たっては、経済発展や構造改革の水準、地域・対象分野のバランスなど、配慮すべき多くの考慮に基づいている。

ミッションメンバーは、IMF本部でのブリーフィングノートの受領又はブリーフィングを受けた後、技術支援が実施されている受益国を訪問し、ホスト機関（通常は財務大臣、中央銀行総裁、又は中央統計機関の長）、専門家の直属の担当者（通常は局長）、派遣されている専門家らと面会する。セミナーやトレーニングの場合には、各セッションやコースの参加者や関係研修施設の人材育成担当者とも面会を行う。会合には関連する他のドナーも招き、見解を求めるのが通例となっている。

成果

この視察は、1996年度に開始して以降、現時点で16回実施された（21カ国、2地域研修所、太平洋金融技術支援センター、東アフリカ地域技術支援センター及び中東地域技術支援センターを訪問）。現地視察の結果、JSAの資金が適正に管理され、現場で有効に使われていることを確認した。全ての視察で、受益国当局は日本によるIMFの技術支援活動に対する資金支援の重要性を認識するとともに、感謝の意思を表明した。この視察の結果を受け、日本政府は、IMFの技術支援活動に対するJSAによる資金拠出を通じて、強力な支援を継続している。これまでに実施された視察一覧、及び2010年度に実施された視察の概要は次のとおりである。過去に実施された視察の概要については、既刊のJSA年次報告を参照されたい。

合同視察 1996年度～2010年度¹

1. フィジー及び西サモア（太平洋金融技術支援センター PFTAC）1996年3月
2. カザフスタン及びキルギス共和国 1996年6月
3. ザンビア及びジンバブエ 1996年12月
4. ロシア連邦 1997年7月
5. ブルガリア及びリトアニア 1998年6月
6. インドネシア、IMFシンガポール地域研修所及びタイ 1999年6月～7月
7. ベラルーシ及びスロベニア 2000年6月
8. アゼルバイジャン及びウィーン研修所 2001年6月
9. カンボジア及びIMFシンガポール地域研修所 2002年6月
10. モンゴル及び東ティモール 2002年9月
11. インドネシア及びフィジー 2003年12月
12. ボツワナ及び東アフリカ地域技術支援センター 2005年12月
13. カンボジア、IMFシンガポール地域研修所及びフィリピン 2007年3月
14. 中東地域技術支援センター 2008年5月
15. カンボジア、IMFシンガポール地域研修所 2009年1月
16. フィリピン及びフィジー（太平洋金融技術支援センター）、2010年5月

2010年度の合同現地視察

2010年度は、3つのプロジェクトが合同視察の対象として日本政府に選ばれた²。フィリピン中央銀行（BSP）における長期常駐アドバイザーによる銀行監督のプロジェクトが1つ、残りは太平洋金融技術支援センターに派遣されている2名の常駐アドバイザーによる歳入管理及び複数部門統計のプロジェクトである。全体として、視察団は、視察の成果に満足し、技術支援プログラムについて3つのプロジェクトの成果に感銘を受けた。視察団は、プロジェクトの下で提供される業務の質に対する非常に肯定的な意見に接し、またこれらの重要分野における支援継続の要請を受けた。

¹ スケジュールの都合上、2005年度には合同視察は実施されなかった。

² 日本-IMF合同視察団のメンバーは、財務省国際機構課の松香圭美課長補佐、IMF日本理事室の今村信介理事補、及びIMF技術支援管理室シニアテクニカルアシスタンスオフィサーのHarish Mendis。

フィリピン 2010年5月6日～7日

JSAは、1993年以降、フィリピンに対して23件、総額320万ドルに上る技術支援を行っている。これらの大部分はフィリピン中央銀行（BSP）に対するものであり、その他に関税局（BOC）、内国歳入庁（BIR）、及び財務省に対しても拠出している。中央銀行における支援は中央銀行業務の幅広い分野を対象としており、具体的には、(1)国際的に認知された基準との整合性の確保を目指した、銀行関連の法制度の強化、(2)リスク重視の検査及び堅固な監督枠組みの実施による銀行監督の強化、及び専門家の昇進コースの確立、(3)金融セクター監督の改善、そのための市場リスク検査手続きの強化、複雑な事業グループに対する監督プログラムの設計、及びAML/CFT要件の遵守状況を評価するための検査手順の強化、(4)外部セクター・国際収支統計の強化、及び(5)情報技術の近代化などに取り組んでいる。関税局に対する支援の重点は通関と輸入額評価手続きの改善であり、税関手続きへのASYCUDA（税関データ管理自動システム）の導入などを実施している。内国歳入庁における支援は、高額納税者部門とコンプライアンスに関するモニタリングの強化、及び税務関連法の強化に対して提供され、財務省への支援では資金管理が重点項目であった。

2010年度のマニラへの現地視察は、銀行監督に関するアドバイザーの業務について行った。アドバイザーは中央銀行に常駐し、JSAが資金拠出を行っている。常駐アドバイザーの最終目標は、当局に対し、9,400万人の国民が利用するフィリピン全土の750行以上の銀行における銀行システムの健全性改善について支援を行うことであった。視察団は、常駐アドバイザー、IMFのフィリピン常駐代表、中央銀行総裁、総裁代理、銀行監督局長など中央銀行幹部と会談した。また、在マニラ日本大使館の職員、及び国際協力機構（JICA）マニラ事務所スタッフとも会合を持った。中央銀行の幹部は、アドバイザーが、(1)オフサイト銀行検査官のリスクベースの評価、(2)行内研修プログラムの整備、及び(3)研修担当者の育成に対して大いに貢献していると言及した。フィリピン当局はどのレベルにおいても、アドバイザーの業務内容を理解し、技術支援の実現に尽力している日本に感謝の意を表した。当局からは、アドバイザー業務の質の高さと中央銀行のスタッフと一体になって活動できる能力の高さについて、高い評価を得た。

視察団は、内国歳入庁職員及び財務省職員と面談した。前者は、税務行政に対する短期専門家の派遣を通じての助言を求めており、後者は、資金管理プロジェクトにおいてJSAが出資した専門家の支援を受けていた。当局は、IMFと専門家が提供する技術支援の役割及び質の高さを非常に高く評価していた。視察団とJICA及び日本大使館職員との面談では、日本がフィリピンに幅広く関わっていくことが重点的に協議された。

太平洋金融技術支援センター（PFTAC） 2010年5月10日～11日

太平洋金融技術支援センターは、IMFが実施を担う国連開発計画（UNDP）による費用共同負担の地域プロジェクトとして、フィジーのスパに1993年に開設された。2002年以降、PFTACはIMFが管理している。PFTACの目的は、太平洋地域の公的財政管理、歳入行政、金融セクター監督、及び統計分野における組織や人材の能力強化を支援することである。PFTACは、太平洋島嶼国（クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トケラウ、トンガ、ツバル、バヌアツ）を対象としている。PFTACには、公的財政管理、銀行監督、歳入行政、及び統

計を専門とする4名のアドバイザーが常駐し、アドバイザーを補助する形で短期専門家が派遣される。JSAは、過去5年間、歳入行政及び複数部門統計分野の常駐アドバイザーの費用に対して出資してきた。

歳入行政アドバイザーの各国に対する支援は、戦略的財政改革近代化計画の実施をサポートするものであり、その目的は、コンプライアンスの向上、歳入徴収の強化、及び監査機能と納税者サービスの効果の向上である。歳入行政アドバイザーは、税務関連法案の策定、高額納税者行政、及び専門知識におけるニッチ領域などを担当する短期技術支援の専門家の業務に対する協力・監督も行っている。

太平洋島嶼国の多くは、PFTACの歳入行政アドバイザーの助言を基に、歳入行政改革を進めている。PFTACに派遣されている歳入行政アドバイザーによる重要な成果の一つが、太平洋島嶼国税務行政協会（PITAA）の設立である。PITAAは、各国の税務担当部局のトップで構成されるフォーラムであり、共通の課題に対する地域レベルの解決策を採用し、PFTACの支援の下でそれらを域内で統一的に実施することを目指す結束力のある集団である。PFTACは、地域で活用される様々なマニュアルやハンドブックを作成し、小規模な島嶼経済に適用可能な国際的なベスト・プラクティスの実施を目指した別の方策を考案するなどして、域内全体の統一性を確保している。

PFTACに派遣されている複数部門統計アドバイザーの主な目的は、各国における経済政策の策定に資するよう、国民経済計算（NA）、物価、国際収支・対外債務（BOP）、通貨・金融（MFS）、政府財政（GFS）の各統計の作成能力を継続的に強化することである。アドバイザーは、太平洋島嶼国に対するBOP及び国民経済計算に関するミッションの大部分に参加し、地域における統計の研修コースの実施を支援している。国際収支・対外債務統計や国民経済計算統計の編纂方法、及び多くの国のソースデータの利用においては明らかな改善が見られる。すでに実現している改善を持続する力のある国では、政府財政統計、通貨・金融統計、物価統計にも確実な進展が見られる。アドバイザーが研修を特に重視していることが、マクロ統計の概念、データソース、及び編纂方法に関する地元のカウンターパートの知識と理解の目覚ましい向上につながっている。JSAはこの他に、フィジー、ソロモン諸島、トンガ、及びサモアにおいて、短期専門家が常駐アドバイザーの監督の下で取り組んでいる輸入価格指数の整備についても資金を拠出している。

訪問期間中、視察団は、JSAが出資する2名のアドバイザーの業務に関する意見を収集した。視察団は、PFTACのコーディネーター、歳入行政アドバイザー、フィジー準備銀行の代表者、歳入・関税当局、統計局、及び太平洋地域で活動する他の開発パートナーとの間で協議を行った。当局は、2名のアドバイザーの業務、及びPFTAC全般について非常に高く評価した。協議の中で彼らが要請した唯一の改善点は、太平洋地域の大規模な需要を満たすための、資金と人材（リソース）の増大であった。

開発パートナーは、PFTACに対する日本の強力な支援に感謝の意を示し、さらに、2名の常駐アドバイザーには非常に感謝していること、そして、太平洋地域においてPFTACが不可欠の存在であり、最も評価の高い組織であるという彼らの見解を繰り返し表明した。加えて、PFTACについて、ドナー間の調整が機能している優れた例であると評した。

添付資料3

日本管理勘定（JSA） 2010年度財務諸表

	特定活動にかかる 日本管理勘定		技術支援活動のための フレームワーク管理 勘定—博士号取得 のための奨学金にか かるサブアカウント		特定活動のための枠組み 管理勘定—特定活動にか かる日本サブアカウント	
	2010	2009	2010	2009	2010	2009
(千米ドル)						
貸借対照表（2010年4月末日、2009年4月末日現在）						
資産						
現金及び現金に準ずるもの	13,074	22,442	—	1,137	17,833	—
資産計	13,074	22,442	—	1,137	17,833	—
財源						
財源合計	13,074	22,442	—	1,137	17,833	—
I 損益計算書及び財源の変動 （2010年4月末日、2009年4月末日で終わる各年度）						
期首残高	22,442	20,509	1,137	1,025	—	—
投資収入	35	290	—	20	—	—
拠出金の受領	25,863	20,963	1,302	1,586	19,480	—
拠出金の移転	(18,062)	—	(1,418)	—	(400)	—
受益国へ又は受益国のための支出	(17,204)	(19,320)	(1,021)	(1,494)	(1,247)	—
財源の変動（ネット）	(9,368)	1,933	(1,137)	112	17,833	—
年度末残高	13,074	22,442	—	1,137	17,833	—

注：IMFは、IMF本体の勘定についての年次監査と併せて、外部監査人によるJSAの年次監査を行っているほか、日本当局に提出するための独立した監査証明書も発行している。

